

PwC's View

Vol. 49

March
2024

特集

AI活用とリスクマネジメント



特集

AI活用とリスクマネジメント

- 生成AI活用のためのリスクマネジメント 6
- AI×コンプライアンステックの潮流
—— 日本企業のAI導入と課題 10
- 生成AIは次のフェーズへ：人材育成・確保と投資効果の追求が最重要課題
—— 生成AIに関する実態調査2023 秋の紹介 17

会計／監査

- 「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等の公表について 30
- 実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の公表について 34
- 企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等の解説
—— 新リース会計基準の実務対応（3）不動産固有の論点についての考察（下） 40

海外

- ベトナムにおける税務調査と不正調査への対応 58

連載

基礎研究所だより

- 第15回 「カーボンプライシング」を考える 23

インダストリーインサイト（12）

- 保険セクターにおけるコンダクトリスクの構造と管理手法 47

インダストリーインサイト（13）

- FATF第5次相互審査に向けた金融機関のマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策
—— 態勢整備後の2024年4月以降の課題 52

ご案内

- 書籍紹介 63
- 海外PwC日本語対応コンタクト一覧 64

※法人名、役職、インタビューの内容などは掲載当時のものです。

特集

AI活用とリスクマネジメント

AIは、「生成AI元年」と言われた2023年を経て、今後さらに応用範囲が拡大する見込みです。AIの活用は企業にとってもはや不可避であり、企業の成長に大きく寄与する可能性を持っています。一方でコンプライアンスやセキュリティに関するリスクも考えられ、使い方によっては企業の信頼性や成長性が損なわれる可能性もあります。

企業はAIを導入するリスクとリターンを検討し、自社のリスクマネジメント態勢を整備する必要があります。

本特集の最初の論考「生成AI活用のためのリスクマネジメント」では、生成AIに関する最新の制度やガイドライン等の動向を解説したうえで、生成AIが企業経営にもたらす可能性のあるリスクや、リスク対応体制の必要性について考察します。

2つ目の「AI×コンプライアンステックの潮流」では、コンプライアンス領域でのAI活用の可能性と、具体的な導入状況および課題点を解説します。

最後の論考では、PwCが実施した「生成AIに関する実態調査」を参照しながら、生成AI活用に向き合う企業についてのインサイトと、今後企業に求められるアクションを紹介します。

生成AI活用のためのリスクマネジメント



PwC Japan 有限責任監査法人
上席執行役員 リスクアシュアランス部長
パートナー 綾部 泰二

はじめに

生成AIの業務への活用を検討する企業が増えていますが、生産性の向上だけを目的に生成AIを導入することには多くのリスクが存在します。2023年には、G7でアジェンダとして取り上げられたり、著名な規格作成主体から生成AIのガイドラインが公表されるなど、世界が生成AIのリスクに目を向け始めています。

本稿では、2023年に発表された生成AIに関する制度やガイドラインの動向を解説するとともに、生成AIが企業経営にもたらす可能性のあるリスクや、リスク対応体制の必要性について考察します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 生成AI活用におけるリスクマネジメントの必要性

まず、ビジネスに生成AIを取り込む際のリスクマネジメントの重要性について再確認します。

生成AIの応用分野には、画像生成、テキスト生成、動画生成、音声生成等、さまざまな種類があります。用途に応じて生成系AIを使い分けることで、多様な成果物を生み出すことができます。このように用途と成果物が多岐にわたる生成AIをいかに活用するかという点や、生成AIを活用した結果、発生することが想定されるリスクにどう対処するかが重要な経営課題となっています。また、活用により多数のリスクが想定される生成AIは、社会課題を生み出す要素のある技術であると言えます。

このような状況から、ルール化やガイドラインが必要であると言われて久しい状況です。

2 生成AIに関連する制度やガイドラインの動向

前述した状況への対応に向けた、2023年の生成AIに関連する制度やガイドラインの主な動向として、次の3点を紹介します。

(1) 広島AIプロセス

2023年5月に広島で開催されたG7広島サミットの結果を受けて、生成AIに関する国際的なルールの検討を行うため、「広島AIプロセス^{※1}」が立ち上がりました。

この広島AIプロセスのアウトプットとして、「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」の12項目が公開されています。内容は次の通りです。

※1 総務省「広島AIプロセス」 <https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>

「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」の12項目

- ① AIライフサイクル全体にわたるリスクを特定、評価、軽減するために、高度なAIシステムの開発全体を通じて、その導入前及び市場投入前も含め、適切な措置を講じる
- ② 市場投入を含む導入後、脆弱性、及び必要に応じて悪用されたインシデントやパターンを特定し、緩和する
- ③ 高度なAIシステムの能力、限界、適切・不適切な使用領域を公表し、十分な透明性の確保を支援することで、アカウントビリティの向上に貢献する
- ④ 産業界、政府、市民社会、学界を含む、高度なAIシステムを開発する組織間での責任ある情報共有とインシデントの報告に向けて取り組む
- ⑤ 特に高度なAIシステム開発者に向けた、個人情報保護方針及び緩和策を含む、リスクベースのアプローチに基づくAIガバナンス及びリスク管理方針を策定し、実施し、開示する
- ⑥ AIのライフサイクル全体にわたり、物理的セキュリティ、サイバーセキュリティ、内部脅威に対する安全対策を含む、強固なセキュリティ管理に投資し、実施する
- ⑦ 技術的に可能な場合は、電子透かしやその他の技術等、ユーザーがAIが生成したコンテンツを識別できるようにするための、信頼できるコンテンツ認証及び来歴のメカニズムを開発し、導入する
- ⑧ 社会的、安全、セキュリティ上のリスクを軽減するための研究を優先し、効果的な軽減策への投資を優先する。
- ⑨ 世界の最大の課題、特に気候危機、世界保健、教育等（ただしこれらに限定されない）に対処するため、高度なAIシステムの開発を優先する
- ⑩ 国際的な技術規格の開発を推進し、適切な場合にはその採用を推進する
- ⑪ 適切なデータインプット対策を実施し、個人データ及び知的財産を保護する
- ⑫ 高度なAIシステムの信頼でき責任ある利用を促進し、貢献する。

(2) AIのマネジメントシステム「ISO/IEC 42001」

AIマネジメントシステムの国際規格がISO/IEC 42001として公開されました。経済産業省はWebサイトにおいて次のように解説しています^{※2}。

2023年12月18日に発行された国際規格「AIマネジメント

システム (ISO/IEC 42001)」は、AIを開発、提供または使用する組織を対象として、AIシステムを適切に開発、提供、および使用するために必要なマネジメントシステムを構築するに際して遵守すべき要求事項について、リスクベースアプローチによって規定しています。

また、AIの開発、提供または使用に際して、①信頼性、②透明性、③説明責任が必要になりますが、①から③までのリスクを特定してマネジメントすることを求め、公平性や個人のプライバシーについてもその考慮を求めています。

(3) NIST「AIリスクマネジメントフレームワーク」

AIのリスク管理手法として、米国商務省の国立標準技術研究所 (NIST) から「Artificial Intelligence Risk Management Framework (AI RMF 1.0)」(以下、AIリスクマネジメントフレームワーク) が2023年1月に公開されました^{※3※4}。同フレームワークでは7つのリスクで構成される「信頼できるAIシステムの特徴」として、**図表1**のようにリスク要素を特定しています。

ISO/IECやNISTという欧州や米国で著名な規格作成主体からのガイドラインの公表、およびG7でアジェンダとして取り上げられている点を鑑みると、生成AIが世界的に対応すべき技術であることは言うまでもない状況です。またこれらの3つの内容において一貫して活用されているキーワードは、「リスクベースアプローチという言葉に基づく「リスクマネジメント」です。

皆さんの会社において、生成AIにおける各種リスクへの対応体制は整っているでしょうか。

リスク対応体制の整備は、昨年の主要な生成AIに関連する制度やガイドラインの公表状況からも急務であると言えます。

3 生成AIがもたらすリスクの具体例

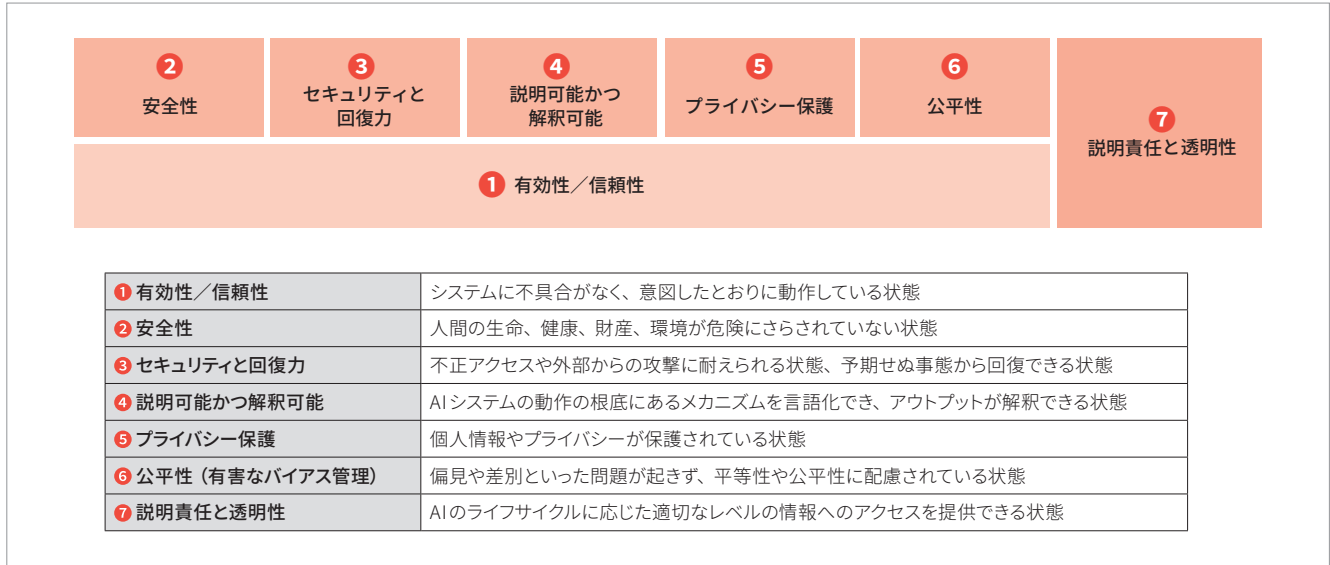
企業として生成AIのリスクマネジメントにおいてどのような対応が求められるか、上述した各種規格の内容も踏まえつつ具体的事例を考察していきます。

※2 経済産業省「AIマネジメントシステムの国際規格が発行されました」2024年1月15日
<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240115001/20240115001.html>

※3 National Institute of Standards and Technology (NIST) 「Artificial Intelligence Risk Management Framework (AI RMF 1.0)」2023年1月
<https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/NIST.AI.100-1.pdf>

※4 PwCコンサルティング合同会社「NIST『AIリスクマネジメントフレームワーク (AI RMF)』の解説」2023年7月12日
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/generative-ai-regulation04.html>

図表1：信頼できるAIシステムの特徴



出所：NIST「AIリスクマネジメントフレームワーク」をもとにPwC作成

(1) 企業の信頼性

例えば、会計監査で求められるエビデンス類が生成AIで作成される可能性を想像した場合にはどのような影響があるのでしょうか。

エビデンスを提出する会社側も監査する監査法人側も、それぞれの立場において、対象となるエビデンスは生成AIで捏造されたものではないと立証する責任があります。どのようにしてエビデンスの信頼性を担保すればよいのでしょうか。現状において、簡易な方法でそれを立証する術はないと言えます。

会計監査におけるエビデンスの信頼性が担保されないということは、企業内開示制度の根幹が崩れることになり、企業が公表する財務諸表の信頼性が担保されないこととなります。

(2) 企業の成長

生成AIを活用することで、今までの仕事の流れにおける「調査・検討」、「資料作成」、「意思決定」といった要素が、劇的に効率化が図られることが想定されます。

すなわち、「調査・検討」については不明な点について生成AIに問い合わせればよく、また「資料作成」についてもほとんどが生成AIを活用することによって行われ、「意思決定」についても生成AIからのレコメンデーションによって時間の短縮が図られることが想定されます。

このような、生成AIにより生産性が向上する業務を長年担当していた方であれば、そのメリットを享受することが現状

では可能と言えるでしょう。しかし将来に目を移すと、生成AIにより効率化された業務は人が担当することはなくなっていくことが想定されます。業務担当者にノウハウを身に付ける術がなくなることが想定され、次のような点がリスクとなり、企業の成長阻害要因になると考えられます。

- ① 人に当該業務のノウハウがなくなる。
- ② ①から生成AIのアウトプットの正確性等の検証ができなくなる。
- ③ 行き過ぎると①と②が相まって、会社としてマネジメント可能な業務ではなくなる。

このように、単に生産性の向上だけを目的として積極的に生成AIを導入していくことは、企業活動のさまざまな面でリスク要因を発生させることになるため、避けるべきです。

また、生成AIを活用しようとする部署だけのリスクマネジメントでは対応不可能なリスク要因であることは(1)と(2)の具体例からイメージを持って頂ければと思います。

4 全社的な生成AIのリスクマネジメントからガバナンス体制確立へ

生成AIの活用は企業にとって不可避であり、企業の成長に大きく寄与する可能性を持っていることは言うまでもありません。

しかしながら、上述のように生成AIの活用においてそのリ

スクを認識しない場合には、企業活動の信頼性や成長性が損なわれるリスクがあることも事実です。

生成AIを活用するためにも、改めて生成AIに対するリスクマネジメントおよび当該リスクマネジメントの実効性を担保するガバナンスの構築を全社的に行うこと、すなわち、生成AIという成長のためのアクセルを安心して踏めるガードレールの構築が必要であると言えます。

本稿が生成AIを活用した企業成長の一助となれば幸いです。

綾部 泰二 (あやべ たいじ)

PwC Japan 有限責任監査法人

上席執行役員 リスクアシュアランス部長 パートナー

2001年入所、2006年CISA（公認情報システム監査人）。以後、セキュリティやITガバナンス等のリスクマネジメント業務に多数従事。2019年7月よりPwC JapanグループのサイバーセキュリティCo-Leaderを務める。共著に『クラウド・リスク・マネジメント』（同文館出版）、『経営監査へのアプローチ——企業価値向上のための総合的内部監査10の視点』（清文社）がある。

メールアドレス：taiji.t.ayabe@pwc.com

AI × コンプライアンステックの潮流

——日本企業のAI導入と課題



PwC Japan 有限責任監査法人
ガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンス部
シニアマネージャー 吉岡 美佳

はじめに

AIは、「生成AI元年」と言われた2023年を経て、今後さらに技術の応用範囲が拡大し、より洗練された形で企業戦略に組み込まれていくことが予想されます。コンプライアンス対応という切り口で見た場合でも、これまで以上にAI等のテクノロジーの活用が議論されるようになっていきます。その背景として、テクノロジー活用の「可能性」が広がるとともに、その「必要性」が高まっていることが挙げられます。

テクノロジー活用の可能性は、情報のデジタル化によって業務プロセスにおけるデータの蓄積が進んだこと、さらにデジタル技術が発展したことに伴って、データ分析やAI研究へと広がりを見せています。

また、テクノロジー活用の必要性が高まっている一因として、グローバルでの意識、環境変化があります。COVID-19や戦争等に起因して、自国の経済や政治を守る意識が強まり、域外適用法令の増加や執行強化の傾向が見られます。また法令自体も、細則を定めず、大枠を定めて詳細検討は各企業に委ねるプリンシプルベースの傾向にあります。プリンシプルベースの法令のもとでは、企業は自社のリスクとリソースに応じて優先順位付けをして対応し、対外的な説明責任を確保することが求められます。

こうした流れを受けて、これまではコンプライアンス態勢を強固に築いて法令違反を未然に防ぐこと（未然防止）が最重要視されていましたが、その限界やコストを踏まえ、不正の早期発見という方向へ転換する傾向もみられます。テクノロジーを活用して能動的に不正を発見して、早めに対処することで説明責任を果たし、法令の執行減免措置を企図するという流れです。

本稿では、まず前半で、AI導入に関するコンプライアンステックの潮流と、日本企業のAI導入の状況と課題点を紹介していきます。後半では、そうした課題を改善する形で現在実際に進んでいる導入事例を紹介します。

なお、本稿における意見の部分は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをあらかじめお断りいたします。

1 リーガルテック、コンプライアンステックとは

リーガルテックとは、法律関連領域（Legal）に対して、技術（Technology）を活用する取り組み全般を意味します。

これまでリーガルテックと呼ばれていた領域は、いわゆる契約管理を中心とした法務業務が中心でした。例えば、案件管理、契約書の作成、レビュー、契約締結、契約管理、訴訟対応、紛争解決、それに対応するリサーチや、第三者管理等です。昨今では、専門の法令領域や不正発見等のコンプライアンス領域にもテクノロジー活用の範囲が拡大しつつあります。このため本稿では、従来のリーガルテックの契約管理に加えてコンプライアンス領域を含むテクノロジーサービスを指して、「コンプライアンステック」と記載することにします。

コンプライアンステックでAIを活用したサービスとして、以下の例が挙げられます。

- 社内記録の確認ツール：リスクのある社内記録を一時的に選別および検出する
- 電子メールのモニタリングツール：社内記録の確認をさらに進めたもの。一定期間、役職員のメールをモニタリングし、リスクのある記録の第一次的な選別、選出を行ったうえで、そのリスクのある文章について検討する
- 電話などの音声モニタリングツール：役職員の電話やチャットの会話をテキスト化してモニタリングし、アラートを発行する

- **人事管理ツール**：過去の不正行為者データ、業務内容、性格診断、労働時間、人事考課をもとにリスクの高い部署や役職員を抽出し、アラートを発行する

2 日本企業におけるAI導入と課題

AIを活用したサービスは拡大している一方で、日本企業におけるAI導入においては、思うような費用対効果が得られない等の課題が見られます（参考：PwC Japanグループ「2023年AI予測（日本）」^{※1}）。また、法的課題にも多くの論点がありますが、本稿では、取締役の責任範囲と関連して今後の解釈が待たれる会社法上の論点と、最近動きのあった弁護士法の論点について取り上げます。特に、弁護士法のガイドラインが発表されたことは、AI活用に関する社会的なルール整備が前向きに進んでいることの一例と言えます。

(1) AI導入の現状

日本企業におけるAIの活用状況は、2023年は前年からほぼ横ばいとなっていますが（図表1）、生成AIの登場によって、注目度は大きく上昇しています。もっとも、日本と海外での傾向を比較すると、日本では①AI利用の効果を感じられていない、②AIのリスク認識が発展途上にある、といった傾向が見られます。

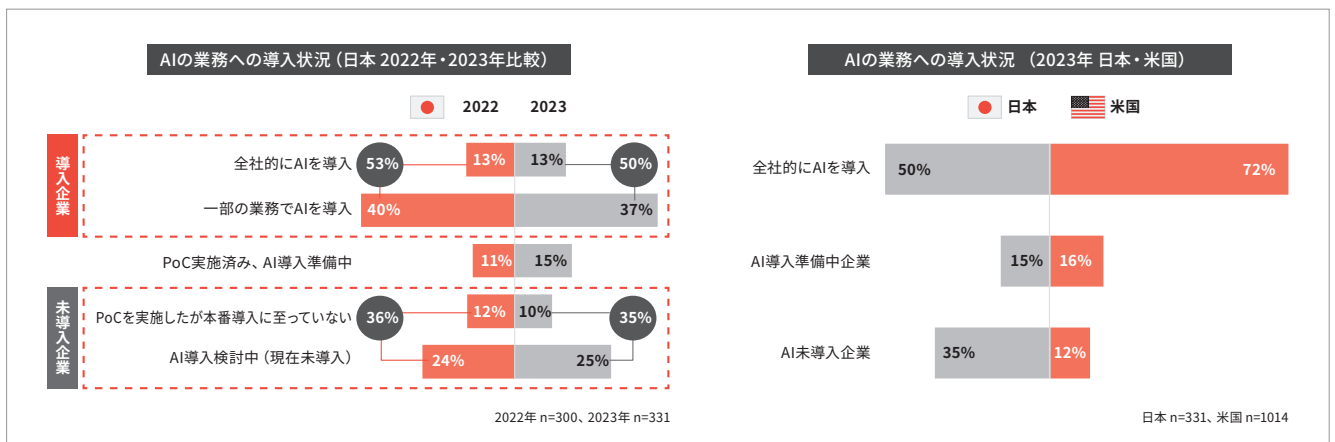
例えば、前掲のPwCのアンケート調査では、米国ではどの

分野でも、AI投資に対して投資利益率（Return On Investment：ROI）を得ていると答えた企業が50%を超えているのに対し、日本企業は総じて30%以下にとどまっており、2022年と比べても、日本企業においては投資効果の停滞が見られるという傾向があります（図表2）。この理由として、「稼働後のAIモデルの性能が著しく低下し、想定していたビジネス効果が実現されないケースがある」と回答した日本企業が43%に上りました。これは、巨額の投資を行ってAIを導入したものの、その導入後、自社のビジネスに合うような運用改善が遅れている可能性が考えられます。

また、国内企業はリスク意識がまだまだ発展途上ということも挙げられます。2022年に比べ、AIリスクの管理を優先課題とする割合は急増しました（図表3）。しかし、注目するリスク領域の変化はほとんどなく、サイバーセキュリティやプライバシーなど従来からのリスク領域への関心が引き続き高い状況です。AI固有の新しいリスクのうち、説明可能性リスク（AIの判断経路がブラックボックスで判断根拠を示すことができない）の意識は急増しつつも、公平性リスク（社会的バイアスを含むデータを学習してしまい、差別を助長する）の意識は依然低いといった認識差が出ています。いまだリスク意識や対応策検討は発展途上にあると考えられます。

こうした現状に鑑みると、AI導入に関して、大きく華々しく始めるよりも、自社の状況に合わせて、投資効果やリスク／リターンを考え、まずは小さく使えるところから活用していく、という姿勢がひとつのあるべき姿として考えられます。

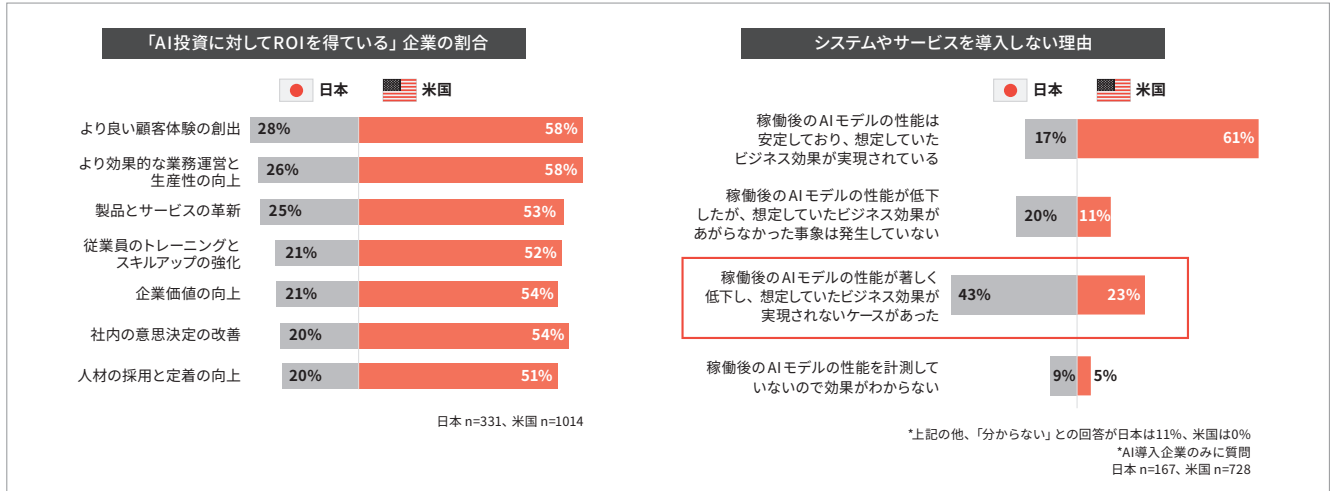
図表1：AI導入の現状



出所：PwC Japanグループ「2023年AI予測——米国に離されるAI活用、挽回のカギは生成AI」2023年7月

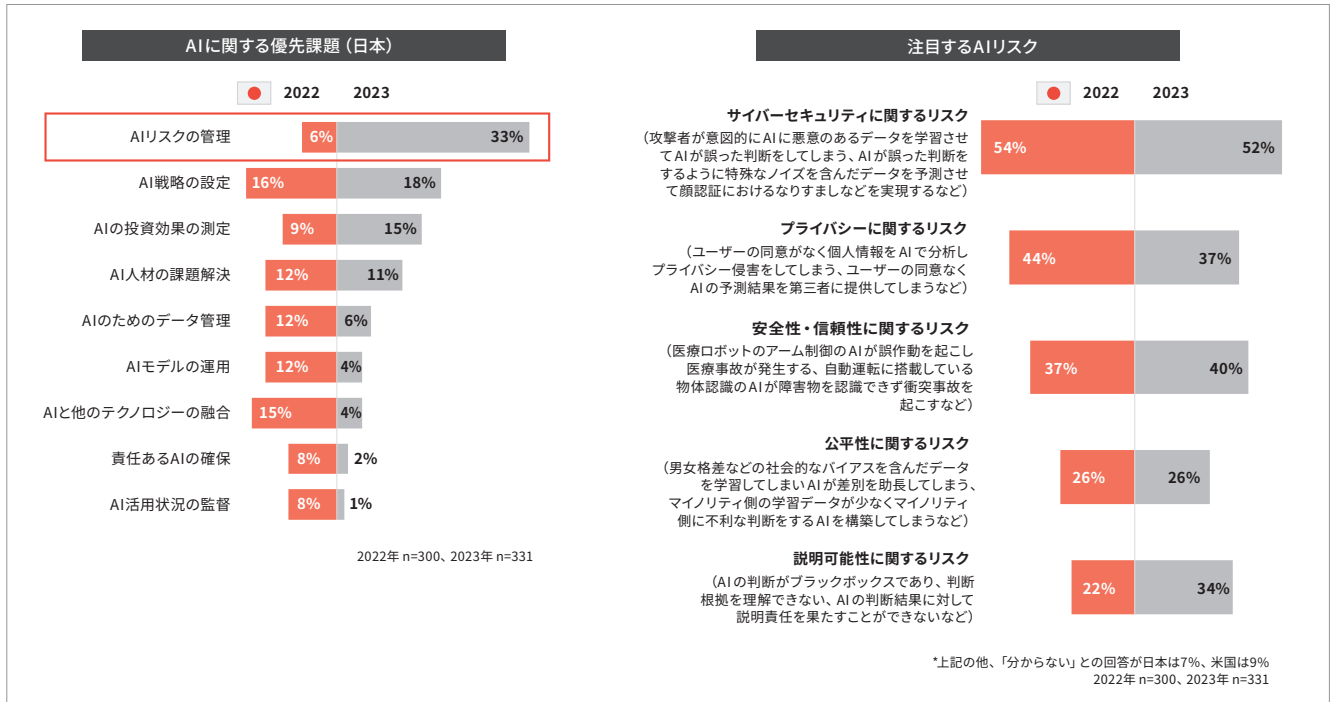
※1 PwC Japanグループ「2023年AI予測——米国に離されるAI活用、挽回のカギは生成AI」2023年7月
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/2023-ai-predictions.html>

図表2：課題①ビジネス効果が出ていない



出所：PwC Japanグループ「2023年AI予測——米国に離されるAI活用、挽回のカギは生成AI」2023年7月

図表3：課題②リスク意識は発展途上



出所：PwC Japanグループ「2023年AI予測——米国に離されるAI活用、挽回のカギは生成AI」2023年7月

(2) 法的課題

AIの利活用によって、これまで人の目では捉えきれなかった不正の端緒に気づく可能性が高まり、法令違反の回避や、コンプライアンス機能向上に繋がります。もっとも、AIも完全無欠ではありませんし、以下のような法的課題も指摘されています。

- AIツールで役職員が会社で利用している電子メールや口

頭での会話をモニタリングする場合など、役職員のプライバシー保護への配慮も必要である

- AIによる事故などが起きた場合に、その責任は誰が負うのか（責任分配の明確化）が整理されていない
- AIを活用した著作物の著作権の帰属や、学習モデルの権利は誰のものか（データのオーナーシップ）が整理されていない

- 個人情報とプライバシーの観点を踏まえたビッグデータの利活用に関するルールが明確ではない
- 新たなAI関係規制の法改正や法解釈の課題が出てきている
- モニタリングを回避しようとする役職員の故意行為を完全に阻止はできない

(3) 内部統制システム上の課題

上記課題に加えて、AIを導入して内部統制システムを構築した場合の、取締役の責任範囲が不明確であることも、課題のひとつです。

AIシステムを導入した場合、内部統制とどのように関連するのでしょうか。まず、会社法362条4項6号では、内部統制の「仕組み」構築が求められていますが、この「仕組み」には、人以外が構成するものも含まれますので、AIシステムも内部統制の一部を構成すると解釈できます。

内部統制システム構築に関する取締役の責任（任務懈怠の有無）に関しては、最高裁判決（最高裁 平成21年7月9日第一小法廷判決）で示された次の基準によって判断されます。

- ① 問題の不正行為は、会社において通常想定されるリスクの発現か
- ② 会社に、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制があったか
- ③ 会社の取締役として、問題の不正行為の発生を予測すべき「特別な事情」があったか

現時点で明確な見解は示されていないため、著者見解となりますが、AIシステムを統制に織り込んだ場合、AIシステムのアラートによって、従来以上に多くの不正の兆候に関する事実を認識し、不正の発生を予測できるようになります。そのため、③取締役が予測すべき「特別な事情」の範囲が広がり、取締役の責任範囲も広がる可能性があります。

もっとも、AIシステムで検知できなかった問題が発覚した場合、直ちに取締役の任務懈怠とはなりにくいと考えられます。判例上、「信頼の原則」として、取締役がその職務の一部を他の取締役や従業員に委任でき、委任された行為は「特に疑念を挟む事情がない限り」、問題がないと「信頼」してよく、任務懈怠を構成しない、という考え方があるためです。他方で、AIシステムを適切に改善・アップデートしていないとすれば、想定されるリスクを防止できる管理体制になっていない＝信頼できる状態とは言えない、と評価される可能性もあります。

取締役は、継続的に、①自らの職務について、AIシステムから上がってくるアラート等を適切に処理する態勢を構築・運用するとともに、AIシステムを導入した場合は、②AIシステム自体が適切に機能しているかをモニタリングし、必要な改善を行う必要がある、とも考えられます。

(4) 弁護士法とAIレビュー

さて、これまで課題を指摘してきましたが、コンプライアンス Steck 進展を支えるべく、前向きなルール整備の動きも出てきています。そのひとつが、2023年の法務省ガイドラインによる、弁護士法とAIサービスの関係性の明確化が挙げられます。

従来、AI契約審査サービスは、弁護士法72条（非弁行為）との関係が不透明と言われていました。弁護士法72条では「弁護士でない者が、報酬を得る目的で、訴訟等の法律事件に関して法律事務を行うこと」を禁じています。AI契約審査サービスは、ベンダーが、有償で、契約審査という法律業務を行っているため、この弁護士法の違反有無が議論されてきました。

2022年6月時点で、法務省は、弁護士法上の適法性に関する照会（グレーゾーン解消制度）を受けて回答を発表していました。ところがこの回答では、弁護士法72条への違反可能性を示唆し、かつ、抽象的な回答であったため、波紋が広がっていました。一転して、2023年8月1日、法務省は「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」（以下、ガイドライン）を公表し、AI契約審査サービスが弁護士法違反になる要件を整理し、適法性・違法性に関して一定の明確化を行いました^{※2}。

具体的には、AIを用いた法律業務支援サービスについて、①「報酬を得る目的」、②「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件」、③「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務」の3つ全ての要件に該当する場合には、当該サービスが弁護士法72条に違反することをガイドラインは明示しました。

まず①の要件、当該サービス提供の「報酬を得る目的」の該当有無は、有償サービスであればほぼ全てのサービスが該当します。

次に②当該サービス提供が「訴訟事件 (...) その他の一般の法律事件」（事件性）に該当するかについては、一般的な企

※2 法務省大臣官房司法法制部「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」2023年8月
<https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf>

業法務は「事件性」がないとされつつも、契約の目的、契約当事者の関係、契約に至る経緯やその背景事情等諸般の事情を考慮して判断すべきとされています。なお、親子会社やグループ会社間の慣行的な取引や、特段争いのない継続的取引などについては「事件性」が認めがたいとされます。

最後に、③当該サービス提供が、「鑑定 (...) その他の法律事務」に該当するかについては、利用サービスの具体的な機能や利用者に対する表示内容から判断すべきとしつつ、ガイドライン上で例示しています。例えば、契約書等の審査業務を支援するサービスならば、個別具体の契約に至る経緯や背景、契約内容を法的に処理し、法的リスクの有無や程度、修正案等が表示される場合は該当するものの、あらかじめ登録されたひな形と照らし合わせて、内容とは無関係に相違等が表示されるに留まる場合は該当しないとしています。

これらはいくまでも一般論であり、今後も利用場面に依りて検討すべき論点ではありますが、AI契約審査サービスの適法性に関する要件が明確化し、不透明感が解消したと言えます。また、ガイドラインは、「AIを用いた契約審査サービス」を中心としつつも他のリーガルテックにも原則として同様の考えが及ぶとしており、これまでより安心して利用できる状況になったと考えられます。

3 AIを活用した実際の運用事例： メールモニタリングを素材として

上記のように現状ではまだ課題があるものの、かかる課題を克服するような形で、特定のコンプライアンス課題は効果を出し始めています。それがメールモニタリングです。

AI等のテクノロジーを導入しようとする場合、自社のコンプライアンス態勢整備やリスク管理の目的に照らして、どの領域にテクノロジーを導入することでどれだけの効果が得られるのかは総合的に考える必要があります。前述の通り、費用対効果の実感が得られない企業が多い現状や法的課題がある中で、メールモニタリングの場合は、自社で想定され得る不正領域、という形で分野を限定して始めることができるうえ、人が実施する場合よりスピードが圧倒的に速く、費用対効果が実感しやすいというメリットがあります。また、これまでの人手によるレビューのノウハウとAI技術をうまく組み合わせ、導入前や導入後にカスタマイズしながら、より高い精度での不正リスクの発見とリスクガバナンス構築へ繋げていけることもポイントです。

(1) メールモニタリングとは

メールモニタリングとは、日々の業務の中で飛び交うメールの内容を分析し、不正リスクの兆候や発生因子を早期に検出し対処できるようにする施策のことです。例えば、贈収賄の兆候を把握したい場合、公務員やエージェント等と、自社の役職員間のメールをモニタリングすることが考えられます。役職員のメールを適切にモニタリングすることで、企業および役職員を不正リスクから守ることができます。

メールモニタリングの実施の一般的な流れは、次のようになります。

- ① 不正リスク分析：過去の事例や既存の懸念事案に対するリスク分析を実施する
- ② メールデータ分析：調査対象のメールファイル等を定期的に抽出し、キーワード、宛先ドメイン等の観点、またAI等を活用して絞り込む
- ③ レビューと分析：調査（レビュー）に基づき検出されたドキュメントについて、整理して分析を行う
- ④ 追加調査：必要に応じて、追加メールレビューや調査を実施する

(2) メールモニタリングのできる事／できない事

メールモニタリングの方法には、大きく次の3種類の方法があります。

- ① 従来の人手による方法（人海戦術）
- ② 機械学習を活用した方法
- ③ 深層学習を活用した方法

まず、従来行われてきた、①人海戦術は、メールを収集し、重複排除等の処理をしたデータをキーワード検索し、ヒットしたデータを「人の目」でレビューします。行間や背景を解釈できるため、応用力や精度は高い一方で、人員と時間がかかりコストも高額となりますし、人のレビュー範囲には限界があります。

これに対し、②機械学習や③深層学習を活用した方法では、AIを利用して、事前に設定したキーワードや教師データと類似性の高いメールを検出したり、スコアリングを行います。機械がレビューを行うため、迅速にかつ広範囲のレビューが可能であり、単位あたりのコストは圧倒的に安価です（もっとも、機械がレビューした結果を人が最終確認し、閾値調整する必要があります）。

ここまでは、②機械学習と③深層学習ともに同じですが、

両者には大きな違いがあります。②機械学習の場合は、人が事前に決めた手順や条件下でAIが処理するに留まる一方で、③深層学習では、AI自身が「文脈を読む」といった、より複雑で高度な分析が可能です。これは、③深層学習の場合には、どのような項目が結論に影響するか（特徴量）の設計、その項目がどれだけ重要かの判断（規則性、重み付け）を、人間ではなく、AI自身が行うことができるためです。

(3) 機械学習と深層学習の違い

②機械学習と③深層学習の違いを具体例で見比べてみます。

例：機械学習の場合

「お前はバカか？」というメール文章の場合、「お前」と「バカ」という言葉が入っているので、ハラスメントの可能性が高いと判断します。他方で、「バカの壁を読んだことがあるか？」という場合、「バカ」「壁」「読んだ」という言葉から、ハラスメントの可能性は低いと判断します。

例：深層学習の場合

「ご質問の領収書の期限についてですが(…)なお、架空の発注である旨はご内密に…」という文章の場合、「架空」「内密」という言葉から会計不正の可能性が高いとの推定に加え、「領収書」「期限」という言葉に着目して、経理関連の文脈と判断し、会計不正のリスクが高いと結論付けます。他方で、「サプライズで、Aさんの結婚祝いをします。出席可否の返信期限は〇日です。なお、Aさんを架空の打ち合わせに呼ぶので、本人には内密に…」という文章の場合、「架空」「内密」という言葉から会計不正の可能性が高いと推定しつつも、更に「サプライズ」「祝い」という言葉も勘案し、総合的に見てプライベートの文脈と判断して、会計不正のリスクは低いと結論付けます。

③の深層学習が不正検知方法としてベストですが、残念ながら現時点では、③深層学習を製品に組み込むことができるベンダーは極めて少ない状況であるため、②機械学習によるサービスをうまく活用していくことになります。

(4) AIサービス導入の勘所

では、自社でAI関連のサービスを導入する場合、どのような点に着目すればよいでしょうか。

AIを活用するとしても、これまで見てきたように、深層学習まで可能なサービスは少ないため、特徴量の設計や重み付け等を考えるうえで、仮説立てや対象者の選定などの「人間

の下準備」が重要になります。

全ての役職員のメールについて長期間モニタリングすることは、コストとリターンの観点でも、プライバシー等のAIリスクの観点でも、現実的な選択肢ではありません。自社内で相対的にリスクが高い不正類型や不正リスクシナリオを整理したうえで、部署、職階、対象会社を絞り込んだアプローチを取るのがポイントです。まずは、メールモニタリングで特定したい潜在的な不適切行為を定義し、相対的に不正リスクの高い部門や対象者を絞り込み、一連のモニタリング手順を実施することで、不正発見の効果を上げることができます。

例えば、キックバックであれば、不正の類型は「サプライヤーと共謀して、キックバックの金額を仕入れ代金に上乗せする行為や、サプライヤーから高額な接待・贈答の提供を受ける行為」ですから、サプライヤーと接触する調達部門をモニタリング対象とします。談合であれば、「入札案件に関して、入札金額や落札業者を複数企業で事前に調整し、共謀する行為」であり、談合が発生するのは入札案件に関与する部門や担当者ですから、営業部門の一部だけ、かつ入札前後の時期を対象とする等、部門の中でもさらに対象者や時期を絞り込んでいくことになります。

このように、自社で発生し得る不正の形態を定義し、それに合わせて切り出した形で優先順位を決めて導入を始めることがポイントになります。

4 まとめ

コンプライアンステックの状況は、日々大きく変化しています。技術の進展に加えて、弁護士法上の課題が整理されるなど議論も進み始めており、今後さらなる進展が期待されます。他方で、AI導入による効果に対する実感の低さや、リスク意識の未成熟性、法的実務上の課題が不透明であることから、導入に足踏みする会社も見られます。

AIは「万能薬」となるわけではなく、自社の症状に応じて選定し、効果的に利用していく工夫が必要になります。自社にとって、AI等のテクノロジーを導入するリスクとリターンを検討し、テクノロジーを使うことが「できる」、かつ、使う「べき」領域はどこかを自社のリスクマネジメント態勢、コンプライアンス態勢全体を見渡して考えることが重要です。あわせて、さまざまなサービスの中から、自社の業務プロセスに照らし、テクノロジー「以外」の部分、導入後の継続的な運用改善やモニタリングまで含めて総合的に検討したうえで、選択することがポイントです。

吉岡 美佳 (よしおか みか)

PwC Japan 有限責任監査法人 ガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンス部 シニアマネージャー

国内大手インフラ事業会社の法務・コンプライアンス部門にて国際戦略法務、グローバルコンプライアンス業務を担当し、海外の子会社管理を経験。2019年にPwCあらた有限責任監査法人(当時)に入所し、国内外の企業に対するグローバルのガバナンス・リスク・コンプライアンス態勢の高度化を支援。

メールアドレス：mika.yoshioka@pwc.com

生成AIは次のフェーズへ：人材育成・確保 と投資効果の追求が最重要課題

——生成AIに関する実態調査2023 秋の紹介



PwC コンサルティング合同会社
シニアマネージャー 宿院 享

はじめに

PwC コンサルティング合同会社のデータアナリティクスチームでは、2023年5月に日本国内企業の生成AI活用に関する動向調査を行い、その結果を取りまとめた「生成AIに関する実態調査2023^{※1}」（以下、前回調査）を公表しました。この調査結果では、生成AIを認知している回答者は全体の54%程度にとどまり、また認知層についてもビジネスにおける生成AI活用についてはまだこれからという様子が感じられる内容でした。しかしながら前回の調査結果を公表して以降、さまざまな生成AIのツールやアプリの登場、G7広島サミットでの広島AIプロセスの立ち上げ、戦争や政治に関連したフェイクニュースの拡散など、わずか半年の間にも生成AIに関する話題は絶えることなく、急速な普及とともに生成AIを取り巻く実態は大きく変化しています。

このような状況を受けて、データアナリティクスチームでは、前回の実態調査から半年を経て、各社の生成AIに対する認知度や生成AI活用の推進度合いの変化、実際に各社が推進・検討する生成AIのユースケース、ならびに日本企業が直面する現状の課題などを明らかにすることを目的に、「生成AIに関する実態調査2023 秋^{※2}」を実施し、2023年12月に発表しました。

本稿では、こちらの実態調査結果を引用しながら、生成AI活用に向き合う企業についての4つのインサイトと、それを受けて今後企業に求められるアクションを紹介します。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、PwC コンサルティング合同会社および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

※1 PwC「生成AIに関する実態調査2023」2023年5月
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/generative-ai-survey-2023.html>

※2 PwC「生成AIに関する実態調査2023 秋」2023年12月
https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/generative-ai-survey-2023_autumn.html

図表1 調査概要

調査実施時期	2023年10月13日～10月16日
回答者数	912名
調査方法	Web調査
調査対象の条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国内の企業・組織に所属する従業員 ● 売上高500億円以上 ● 課長職以上 ● AI導入に対して何らかの関与がある人物（意思決定、企画検討など）

1 日本企業における生成AI活用のモチベーションは「他社に負けないこと」

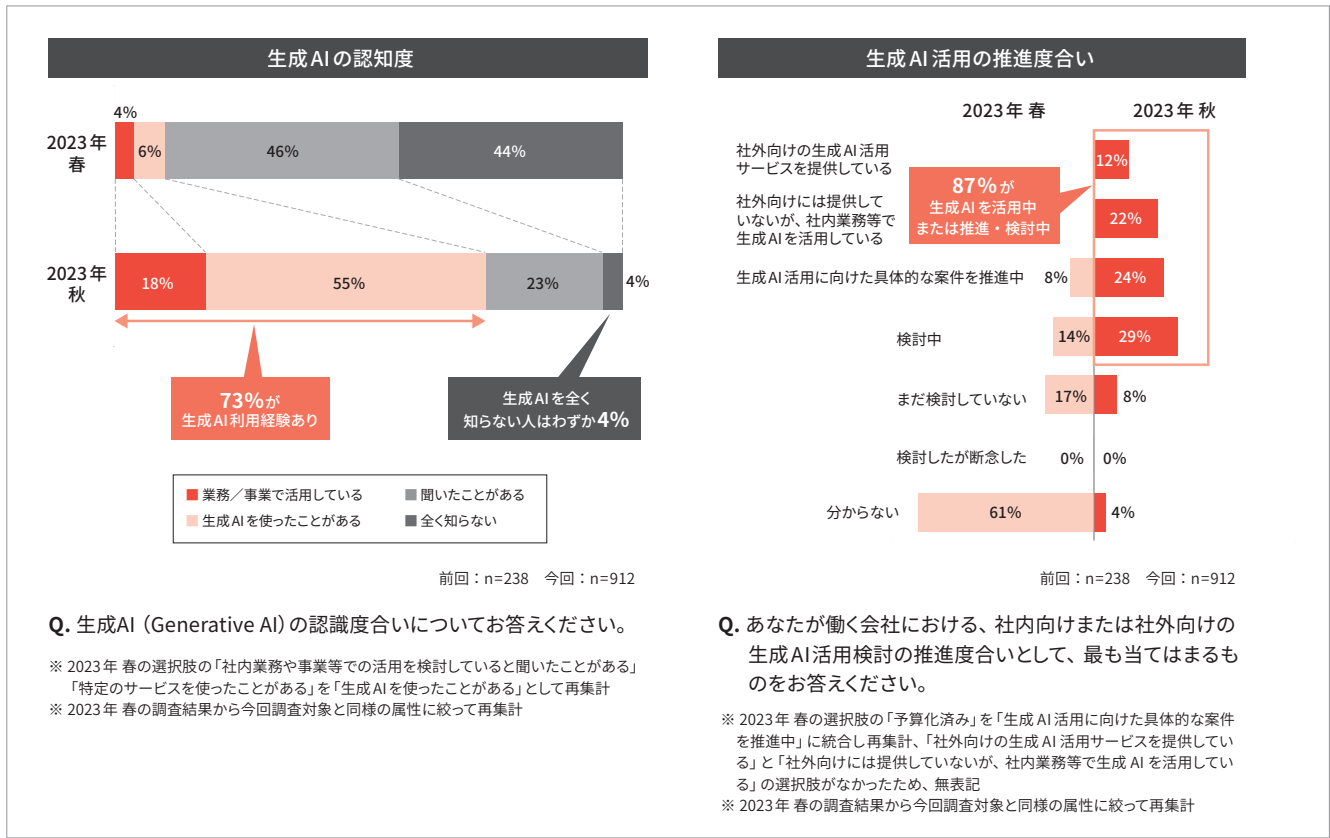
2023年秋に発表した「生成AIに関する実態調査2023 秋」（以下、今回調査）で生成AIを「全く知らない」と回答したのは全体のわずか4%にとどまり、2023年春の前回調査から生成AIに対する認知度は大幅に高まりました。また、73%の回答者はすでに何らかの形で「生成AIを利用した経験がある」と回答し、生成AI活用の推進度合いを問う質問に対しても87%が「すでに生成AIの社内利用あるいは社外活用（その検討）を進めている」と回答しており、前回から半年間で生成AI活用に向けた具体的な取り組みが非常に進んでいることが分かりました（図表2）。

実際に検討・推進している生成AIのユースケースとしては、全体の半数近くは要約や文章執筆等のテキスト生成系と回答していました。一方で、画像や動画、音声、プログラムコード生成等の回答も全体の20%程度存在しており、業務領域を問わず幅広い活用が期待されています。

回答者の半数近くは生成AIに対して「他社（者）より相対的に劣勢に晒される脅威」を感じており、具体的には「競合他社に先を越される可能性」や「新規競合の参入の可能性」を特に脅威として捉えていました（図表3）。

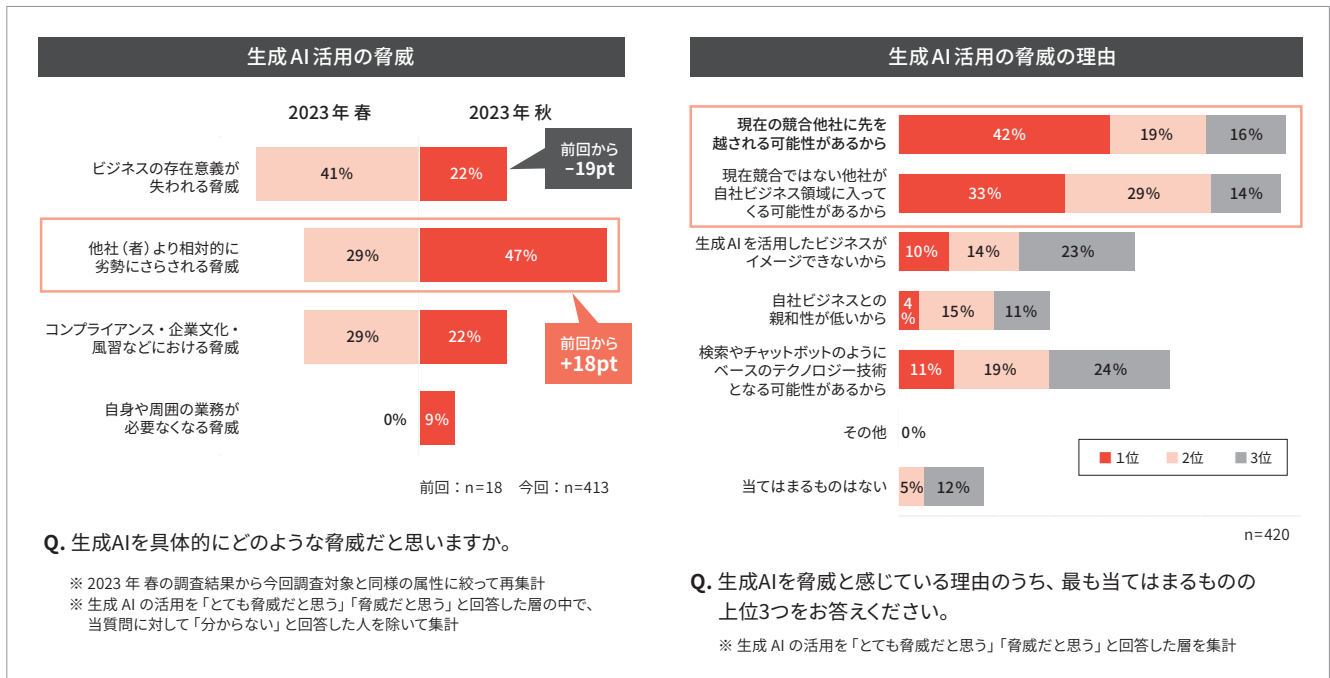
このように、日本国内で生成AIの認知・活用が進んだ理由は、多くの企業において自社ビジネスや業務への生成AIの活

図表2：生成AIの認知度と活用推進度合い



出所：PwC作成

図表3：生成AI活用の脅威とその理由



出所：PwC作成

用イメージが具体的に became ことで、競合他社からの脅威をこれまで以上に深刻に認識するようになり、既存ビジネスの領域で「他社に負けない」ようにするためと考えられます。

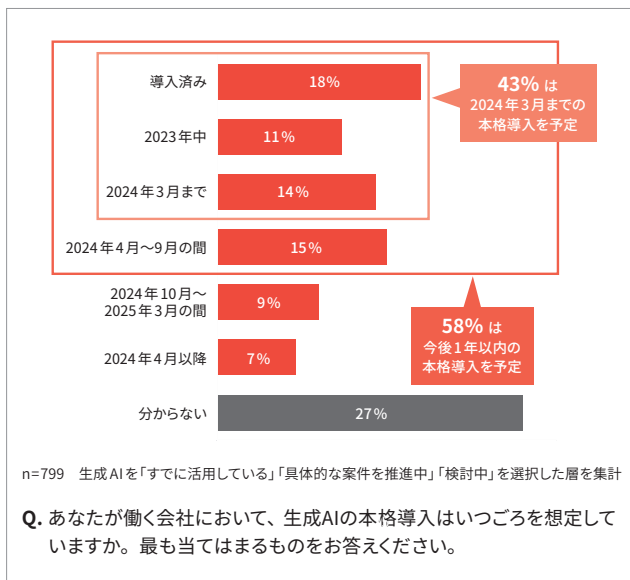
2 今後1年間で「生成AI活用による成果」が最も問われるタイミングとなる

生成AIの本格導入時期を問う質問に対し、生成AI活用を検討・推進中とした回答者の43%が2024年3月までの本格導入を予定しており、58%は今後1年以内の本格導入を検討していると回答しました（図表4）。

前回調査から今回までの半年間は、生成AIの技術的な検証や可能性を検討するいわば「実現性検証」のフェーズでしたが、今後1年間は「本格導入」フェーズを迎えると予想されます。実際、各社とも生成AI活用に対して一定の検討予算を確保しており、企業によっては数億～数十億円規模の予算を計画しているという回答もありました。

今後は各社とも、これまで以上に投資対効果が求められるようになり、「生成AI活用による成果創出」がさらに重視されるようになると考えられます。

図表4：生成AIの本格導入時期



出所：PwC作成

3 もはや生成AI活用と無関係な業界は存在しない

各業界の生成AIへの向き合い方の違いを明らかにするため、「前回調査の生成AIに関する関心度」と「今回調査の生成AI活用の推進度」を業界横断で順位付けを行い、業界ご

との順位の変動を比較しました。

この結果から、生成AI活用に対する以下の4つの特徴的な業界層を抽出することができました（図表5）。

1. **パイオニア層**：前回調査、今回調査において、関心度・推進度がともに高く、生成AI活用をリードしている感度の高い業界
2. **躍進層**：前回調査では関心度が低かったが、今回調査では推進度が高く、生成AI活用が加速している業界
3. **期待向上層**：前回調査では関心度が低かったが、今回調査では推進度が相対的に高まり、生成AI活用に前進が見られた業界
4. **様子見層**：前回調査で関心度が低く、今回調査では推進度も低い、生成AI活用に対して様子見中の業界

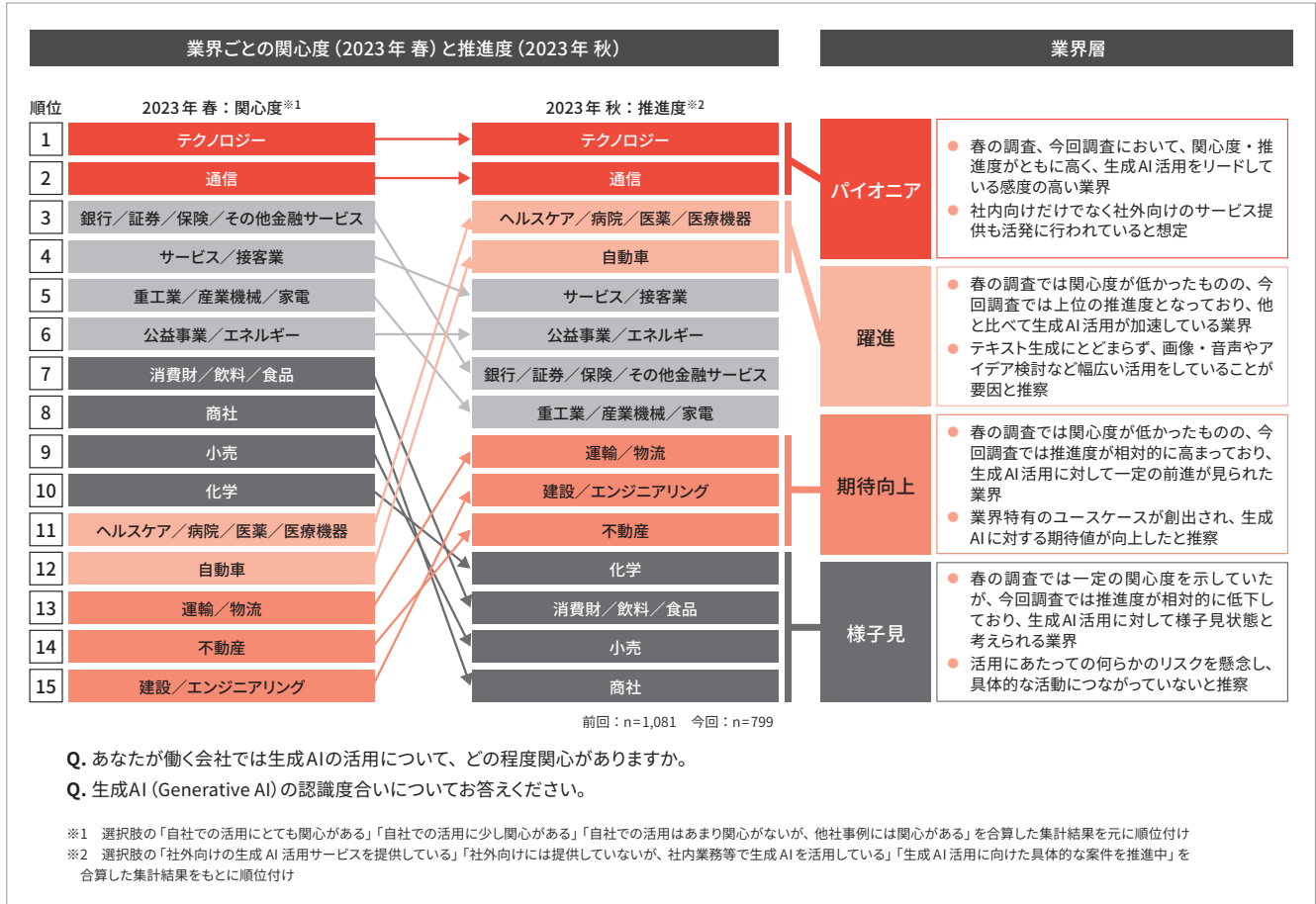
パイオニア層、躍進層、期待向上層では、テキスト生成のみならずプログラム生成・画像生成・音声生成など幅広いユースケースを検討しており、ビジネスプロセスに適した生成AI活用が進んでいると考えられます。

一方で、様子見の業界層においても、テキスト生成以外の生成AIを検討・推進中の回答割合が高い業界（消費財／飲料／食品業界、小売業界）もあり、活用にあたっての何らかのリスクを懸念し、具体的な活動につながっていない業界もあると考えられます。

例として、配送や物流などのフィジカルを利用する職種、品質管理や財務経理などのリスク管理の意識が強い職種などでは相対的に生成AI活用が進んでいないことも確認されています。単純な技術導入だけではなく、生成AIを活用できる領域の見極めやそのためのBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の推進、またリスク管理のための生成AIガバナンス体制構築などが必要になってくると考えられます。

いずれにせよ、生成AIに対する理解促進や、AI技術のマルチモーダル化（テキスト、画像、音声、プログラム等、複数の種類の情報を統合して処理すること）が進んだことを背景として、多くの生成AIユースケースが創出され、もはや生成AI活用と無関係な業界は存在しなくなったと言えるでしょう。ただし、業界や職種によってはサイバーとフィジカルの融合、AI活用による品質担保・リスクの解消など、固有のハードルが存在していると考えられます。

図表5：関心度・推進度の順位変動と業界層



出所：PwC作成

4 生成AI活用に求められているのは「高度なテクニカルスキル」ではなく「基本的なAIリテラシー」

生成AI活用を検討・推進中の回答者の過半数が、生成AI活用で直面する(した)課題として「必要なスキルを有する人材の不足」「ノウハウがなく進め方が分からない」と回答しました(図表6)。これらの課題は「自社だけでは解決が難しい課題」としても最上位に挙がっており、生成AI活用の推進に向けては、これまで以上に社内人材のリスキングや外部人材活用の重要性が高まっていると考えられます。

生成AI活用に必要なスキルについては、これまでのAI活用で重視されていた「コミュニケーションスキル」「ユースケース企画スキル」を1位と回答したのは回答者全体の10%にも満たず、全体の半数近くは「AI技術全般に関する理解」を1位と回答していました(図表7)。生成AI活用において国や政府に求めることについても「生成AIの技術動向の情報収集・公開」が最も多い回答であり、技術全般の理解や動向

を重要視している様子がうかがえます。

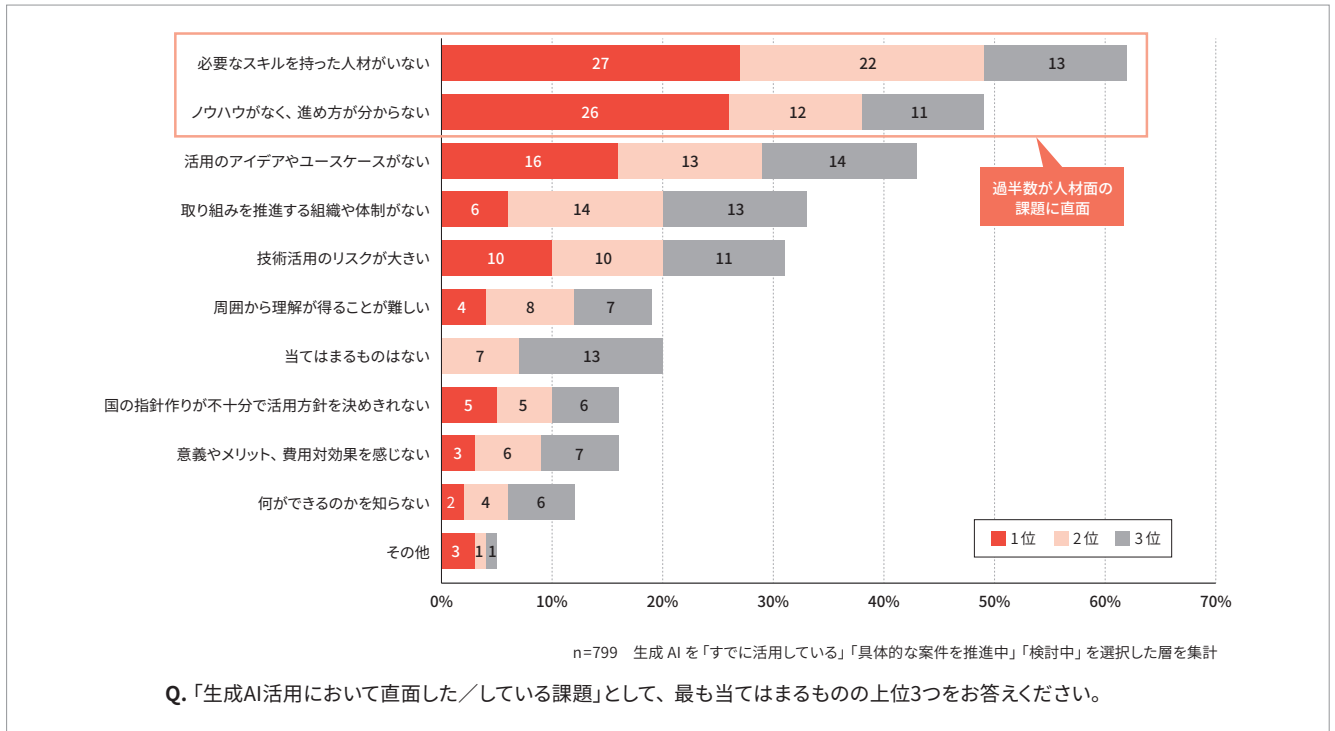
生成AIの普及・民主化が進み、データサイエンティスト等の専門家だけでなく幅広い層が生成AIに触れることができるようになった一方で、ハルシネーションリスク(生成AIが学習したデータから、流暢だが事実と全く異なるコンテンツを生成してしまうリスク)などを背景として、ユーザー側にはこれまで以上にAIリテラシーが求められるようになったと考えられます。

5 生成AI活用推進に向けたPwCの4つの提言

これまで見てきた示唆を受け、4つの提言を図表8に示します。

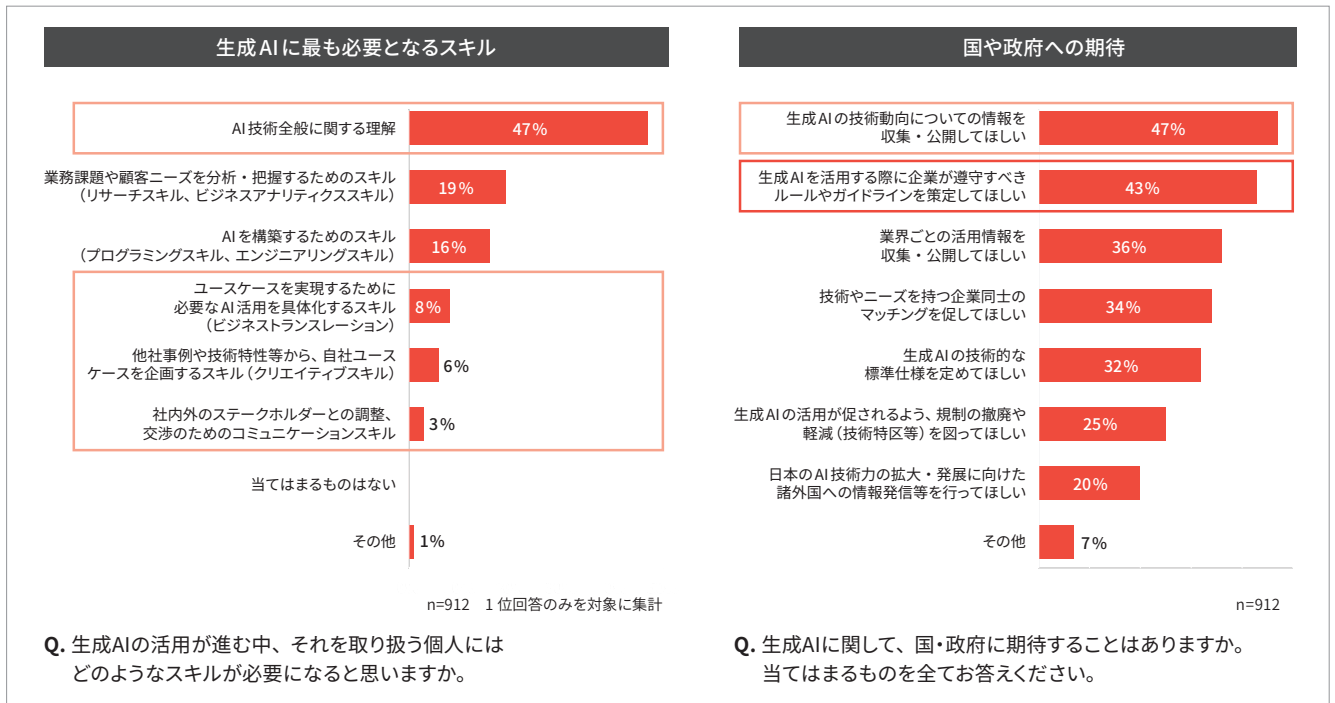
黎明期を迎えた生成AI市場に乗り遅れないために「生成AI市場へどのように参入していくか」もしくはビジネス課題および社会課題解決の観点から生成AIを「どのように活用していくか」を企業は迅速に判断、実行していく必要があ

図表6：生成AI活用で直面した／している課題



出所：PwC作成

図表7：生成AIに最も必要となるスキル・ならびに国や政府への期待



出所：PwC作成

図表8：生成AI活用推進に向けたPwCの4つの提言

	Facts	Opinions	Recommendations
1	4分の3の回答者は 競争に出遅れるリスク 、 新規競争の参入リスク を感じている。	「業界内で競争に後れを取らないため」「他社より劣勢にさらされないため」など、既存ビジネスの範囲で「 他社に負けない 」ことが生成AI活用のモチベーションになっていると推察。	日本企業が生成AIを活用して世界で勝つためには、既存業務効率化だけでは不十分であり、 生成AI特有の価値創造を実現することが重要 である。
2	62%が、生成AI活用の課題として「必要なスキルを有する人材不足」と回答。求められるスキル・情報は「 AI技術全般の理解 」「 生成AIの技術動向 」がそれぞれ最多。	生成AIの民主化によって専門家以外にも活用の門戸が広がったと推察。また、効果的な活用のためには、技術的な理解などのAIリテラシーの重要性も高まったと考えられる。	生成AIのユースケース検討と並行して、社内人材のリスクリングや外部人材活用が急務。 職階や役割を問わず、全従業員が基礎的な技術とビジネスを理解したビジネス・トランスレーターを目指すことが重要 となる。
3	生成AI活用が進む業界では、 画像・音声やアイデア 検討など幅広い活用が検討されている。一方で、配送や物流などの フィジカル領域 、品質管理や財務経理などの リスク管理の意識が強い職種 では、相対的に活用が遅い。	多くのユースケース創出やAIのマルチモーダル化が進み、もはや 生成AI活用と無関係な業界は存在しない 。ただし、職種によってはサイバーとフィジカルの融合や導入リスクの解消などの固有のハードルが存在。	生成AIにおいては「 適用できるのか 」ではなく「 どう適用するか 」の問いが重要。また、生成AIの技術単体ではなく、 他技術との組み合わせやガバナンス体制の組成、業務プロセス整理なども併せて議論 すべき。
4	すでに導入済みの回答者を含め、58%が 今後1年以内の生成AI導入 を予定している。	現在の「実現性検証」の段階と比べ、今後は「 生成AI活用による成果創出 」がこれまで以上に重視されるようになる想定。	今後半年～1年間は、 人材の育成・ベストプラクティスを共有するコミュニティ組成 などに取り組み、業務プロセス全体を考慮した活用など、 効果の最大化にも力を入れていくことが重要 。

出所：PwC作成

ります。

PwC Japanグループではこれらの判断・実行に際し、「事業化支援」「導入支援」「リスク管理支援」の3つの生成AIコンサルティングサービスを提供しています^{※3}。

宿院 享 (しゅくいん すずむ)

PwCコンサルティング合同会社 テクノロジー&デジタルコンサルティング アナリティクスインサイト シニアマネージャー

2016年より現職。PwCコンサルティングでは、データ利活用による企業価値創出を目的とした「データマネタイゼーション支援ソリューション」のソリューション開発・推進を担当し、企業におけるデータ利活用のユースケース検討、生成AIを初めとしたデジタル技術等を活用した新規ビジネス創出を支援。

メールアドレス：susumu.shukuin@pwc.com

※3 PwC「生成AI (Generative AI) コンサルティングサービス」
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/analytics/generative-ai.html>

第15回

「カーボンプライシング」を考える

はじめに

2023年10月11日、東京証券取引所はカーボン・クレジット市場を開設しました。類似の取り組みはこれまでいくつかありましたが、東京証券取引所が扱うのはボランティアなクレジットながら、政府のGX推進戦略とも連動して今後の進展が注目されます。

東京証券取引所のカーボン・クレジット市場は、いわゆる「カーボンプライシング」の一環で設置された市場で、近年、この概念が注目されています。海外では欧州をはじめとして規制を伴う制度として拡大しつつあり、日本においてもそうした情報を耳にすることが多くなってきました。

そこで本稿では、長年にわたりその必要性は議論されつつも、経済活動に完全には取り込まれてはこなかった温室効果ガスにあえて価格を付けるというこの特殊な概念を理解するために、基本的な情報を整理した上で今後の展開を考察します。なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式な見解ではありませんので予めご了承ください。

1 カーボンプライシングとは

カーボンプライシングの考え方は、1990年代に欧州各国で導入された炭素税や京都議定書に規定された京都メカニズムに端を発しています。具体的には、温室効果ガスに価格を付け、その排出コストや削減価値を市場に取り込むことによってコスト効率的な削減を促進しようとする行動のことを言います。

価格付けするといっても、特別何かの役に立つわけでもない温室効果ガス自体に経済価値はありません。そこで以下のような温室効果ガスの排出に対して意図的に価格付けする仕組みを作り、その価格を市場に反映させます。

- **炭素税**：炭素強度の高い製品・サービスに課税し市場価格に転嫁させる
- **排出量取引**：排出規制値に対する排出枠、余剰量あるいは排出削減量を経済価値化し、これを取得了した主体のコストとして市場に反映させる
- **固定価格買取制度**：電力会社に他者の再エネ電気を高い価格で買い取らせ、電力会社は市場価格との差分を需要家に負担させることによって再エネ電気の普及を図る

カーボンプライシングの仕組みには規制的なものと自主参加型のものがあります（**図表1**）。例えば、日本をはじめ各国が導入している炭素税は典型的な規制であり、EU排出量取引制度（EU-ETS）や東京都の同制度も規制を伴います。一方で、経済産業省等が運営している「J-クレジット」や海外削減による二国

間クレジット制度（JCM）は自主参加型です。

また、そうしたものの以外にも民間運営のボランティアなクレジットや、組織内で温室効果ガスに仮想的な価格付けを行うことによって削減行動の参考とする取り組みもあり、その具体的な手法は図表1に挙げているように多様なものとなっています。

本稿では、その中でも今後の規制動向が気になる炭素税と排出量取引を掘り下げます。特に、排出量取引は海外で排出規制（キャップ）を伴う制度が増えており、日本でも今後、2026年頃を境に国レベルでそうした制度の導入に向かう可能性があるため、情報は収集しておくとういでしょう。

2 炭素税

炭素税は、石炭・石油・天然ガスといった化石燃料に対して、重量・体積・炭素含有量などを課税標準として課税するもので、日本を含む多くの国で導入が進んでいます。各国での実質的な炭素税負担は、OECDの考え方に基づいて次の式で測られます。

$$\text{実効炭素税率} = \text{炭素税} + \text{エネルギー税} + \text{排出枠価格}$$

日本では、2012年に炭素税として地球温暖化対策税が導入されました。この税は、既存のエネルギー税

である石油石炭税の仕組みを活用したもので、各化石燃料のCO₂排出量に応じて税率（289円／CO₂トン）が上乘せされます。

その後、日本の炭素税は段階的に引き上げられたものの、本税であるエネルギー税を加えても実効炭素税率は導入している他国より低い水準に留まっています（図表2）。排出規制に伴う排出枠価格についても、国としての制度はなく、東京都と埼玉県の制度のものが反映されるのみです。

図表2 4カ国の実効炭素税率と推移

国名	2015年の実効炭素税率 (円／tCO ₂)	1990年比 (%)
スウェーデン	25,107	267
フランス	16,260	227
日本	4,108	105
カナダ	2,523	163

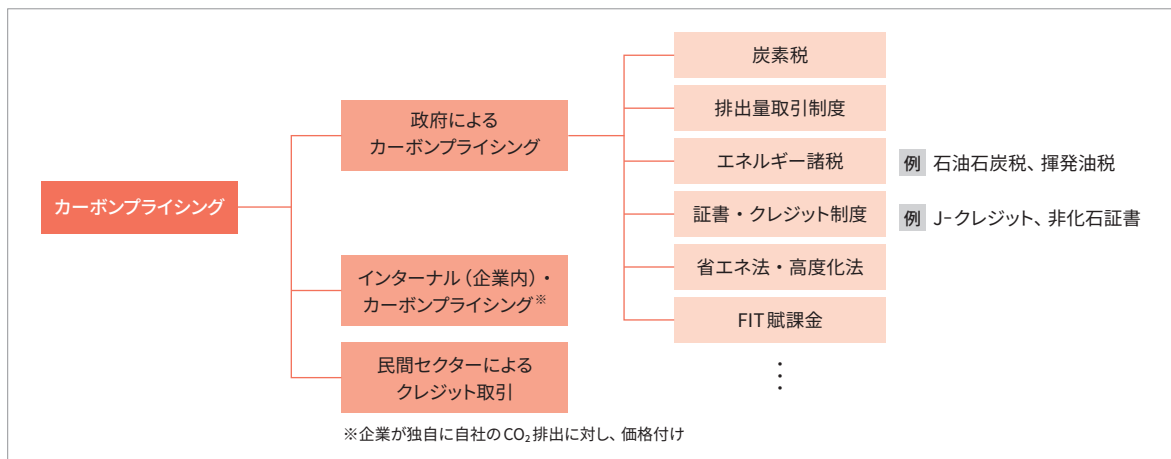
出所：東京都「平成29年度 炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析等委託 報告書」をもとにPwC作成

【考察】

実効炭素税率が最高水準にあるスウェーデンでもCO₂トン当たり約25,000円、日本は4,000円余りで1990年と比べてもほとんど増加していません。炭素税が温室効果ガスの限界削減費用を下回ると削減するよりも税金を払った方が安いので、削減対策が進まないこととなります。

限界削減費用はケースによって異なるため一概に

図表1：カーボンプライシングの分類



出所：資源エネルギー庁「脱炭素に向けて各国が取り組むカーボンプライシングとは」をもとにPwC作成

は言えませんが、例えば、日本の発電における温室効果ガスの限界削減費用は18,000～30,000円との試算があり、本来の課税目的からすると現在の実効炭素税率は低過ぎるのではないかという懸念が生じます。

実効炭素税率を強化できない原因としては、国内での課税強化はビジネスコストの上昇を招き、国際競争力を低下させるという主張が考えられます。日本の実効炭素税率の内訳は、その大部分を揮発油税と軽油引取税等によって輸送部門が直接負担し、産業部門や業務部門はこれを間接的に負担する形になっていますが、気候変動の影響がより深刻化すれば、国際炭素課税との兼ね合いで検討を迫られることになる予想されます。

世界的には炭素税制を持つ国はそれほど多くありませんが、EUでは2026年から環境規制の緩い国からの輸入品に課税をかける国境炭素税の導入が決まりました。今の不安定な国際情勢を見る限り、これが世界的に拡大する様子はあまり想像できませんが、地球規模での削減を進めるために国際炭素課税は有効な手段と考えられます。

いずれにしても課税強化は政策としての難易度が高いため、炭素税のみで削減対策を強化するのは難しく、排出量取引など他の政策とのミックスによって実施すべきという考え方が以前より主張されています。炭素税を強化するには、今後、温暖化が深刻化する中で、この問題に対する社会の意識が大きく変わる必要がありそうです。

3 排出量取引

温室効果ガスの排出量取引は、もともと北米の工業地帯で硫酸化物や窒素酸化物といった大気汚染物質の排出を抑制するために考案された仕組みがベースにあると考えられます。排出量取引を平易に言うと、他者の削減努力を買うことによって、自らの排出を“なかったものにする”取引です。したがって、排出量取引をしたからといって実際の排出量が減るわけではないことに留意が必要です。

排出量取引は、排出削減がビジネスの縮小に直結する企業や、コストや技術的に省エネが難しい企業にとって、規制当局あるいは顧客から排出削減を求められた場合に他者の削減努力を買うことによって低コストで対応できる、という経済的な意義があります。しかし、この取引が真の意味で温暖化対策に役立つには、排出量取引の前提となる制度上の排出規制や削減プロジェクトの実効性が不可欠です。

なぜなら、取引される排出量の基礎となる“基準排出量”の設定が緩ければ、それを下回ったからといって実際には有効な削減対策にならない恐れがあるからです。これはボランティアな取り組みに限らず、規制を伴う制度であっても規制の水準が緩ければ同じことが言えます。

また、本来は市場性のない温室効果ガス排出量取引の誘因を生じさせることを目的に、排出量取引にはいろいろな仕掛けが考案されています。以下では、排出量取引の基本的な仕組みを理解するために、2つの類型である「キャップ・アンド・トレード」と「ベースライン・アンド・クレジット」について説明します(図表3)。

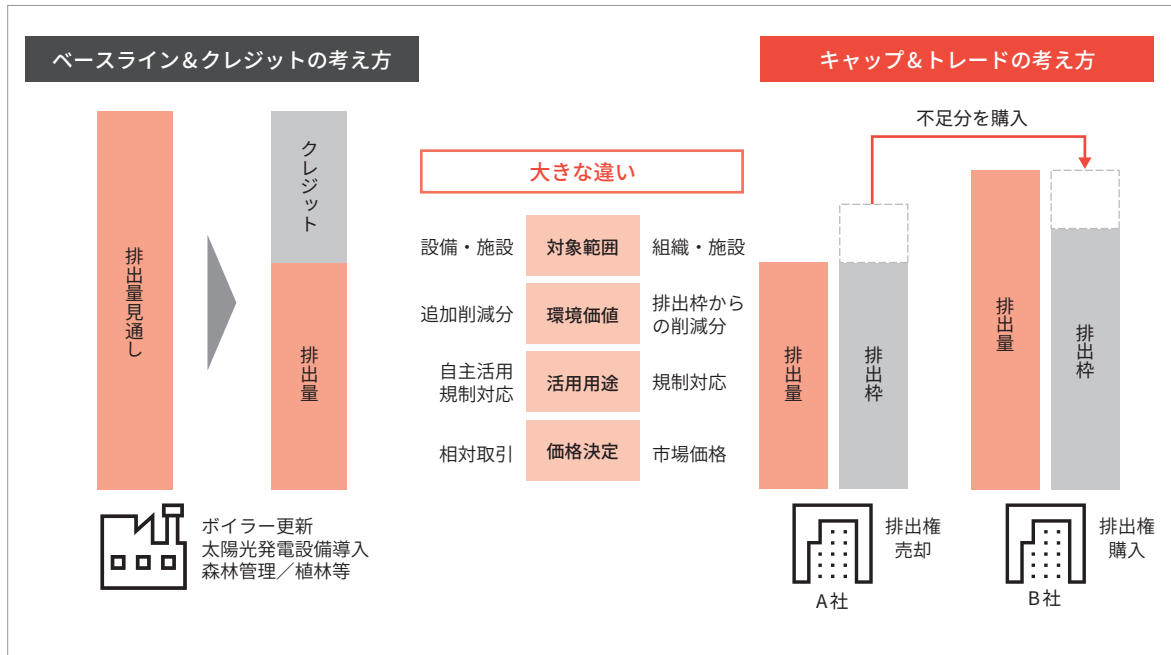
ちなみに、排出量取引が始まった当初は社会貢献的なカーボンオフセットに使用するため、官民間問わずベースライン・アンド・クレジットによる仕組みが単独で運用されることが多かったのですが、近年、世界的に排出量取引といえば排出規制を伴うキャップ・アンド・トレードを指すことが多くなっています。

(1) キャップ・アンド・トレード

この手法は、主に国や自治体が排出規制を伴う制度として実施します。規制対象主体(企業、事業所など)ごとに排出の上限となる排出枠(キャップ)を定め、枠を超過した主体が、枠内に収まった主体から余剰分を購入(トレード)することによって超過分を相殺できる仕組みです。

本来であれば、規制対象となる主体は排出量が枠内に収まるよう削減行動をとることが望ましいのですが、各主体が実際の削減コストと他主体からの購入コストとを比較し行動することによって、制度全体としてコスト効率的な削減行動が可能となります。これ

図表3：排出量取引の2つの類型



出所：経済産業省「カーボン・クレジット・レポートの概要」をもとにPwC作成

は見方を変えると、規制超過した分をお金で済ますわけですから排出規制に対する緩和策とも言えます。

多くの制度において、規制対象者は毎期の実績排出量を制度当局に報告する義務があり、超過した主体には罰則が科されます。このため、当該報告は第三者による保証業務の対象となっており、監査法人やISO機関が業務を実施しています。

図表4はキャップ・アンド・トレードの導入事例です。このうち世界で初めて本格的に構築されたのがEU-ETSで、多くの国の手本となってきました。この表以外にも、ニュージーランドや豪州、米国の一部の州といった国と地域で制度が導入されていますが、日本では東京都と埼玉県が自治体レベルで導入しているのみです。

【考察】

科学的な温暖化防止の観点からすると、本来削減すべき排出超過分をお金で済ませることができるキャップ・アンド・トレードは気候変動対策としての実効性に疑問があります。キャップ・アンド・トレードがうまく機能するためには罰金、限界削減費用および排

出量単価の相対関係が適切な水準になければならず、それがうまくいかないと制度目的を果たすことができません。

具体的に言うと、限界削減費用は与件で、罰金は任意に決めることができますが、排出量単価は市場で決まります。排出量単価は規制が厳しければ高価となり緩ければ安価となるため、規制が緩すぎると排出量単価が限界削減費用より安くなって削減が進みません。かといって規制が厳し過ぎると限界削減費用の高い主体は経営に大きな影響が及ぶため、キャップ・アンド・トレードの制度設計と運用はそう簡単ではありません。

キャップ・アンド・トレードを導入する国や地域は増加しており、中にはEUや東京都のように一定の成功を収めたとされる制度もあるため、これらを参考に今後も試行錯誤が続くものと思われませんが、この制度の主たる目的は経済ではなく気候変動対策であることを常に意識することが必要です。

一方、世界レベルで削減を進めるために実効的なキャップ・アンド・トレード制度を作ろうとすれば、まず、地球全体のカーボンバジェットをもとに各国・

図表4：排出量取引制度導入国の例

	導入時期	対象事業者	割当・枠管理の方法	炭素価格/トン
EU	<ul style="list-style-type: none"> 2000年に制度設計。2003年の法制化を経て、2005年から開始 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模排出者に参加義務付け（約2,300社、EU域内のCO₂排出量の4割強をカバーと推計） 	<ul style="list-style-type: none"> 発電部門は、再エネ・原子力等の代替手段が存在し、かつ非貿易財であることから、全量有償オークションにより割当（制度開始から8年後～） 鉄鋼等の一部の多排出産業部門には、ベンチマークに基づく無償割当（なお、鉄鋼業は7年分の無償枠を保有） それ以外の産業部門で、一定割合の有償オークションが導入され始めている 	<ul style="list-style-type: none"> 以前は過剰な無償割当により取引価格が10ユーロ以下に低迷 近年では60～90ユーロ程度で推移
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 2015年から開始 制度開始を予定より2年後ろ倒し、段階的に導入 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3年間平均CO₂排出量が12.5万トン以上の事業者等の約600社が対象（韓国の年間排出量の約7割をカバー） 	<ul style="list-style-type: none"> 当初100%無償割当。その後、一部産業において有償割当を段階的に導入（3%→現在10%） 排出枠の10%を上限に国内のオフセットクレジットに使用が可能。割当対象企業が中小企業などを支援して削減する場合に削減量として認めるなど、柔軟性措置を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月に約11米ドル、同6月に約8米ドルで推移
中国	<ul style="list-style-type: none"> 2013年から、省政府でパイロット事業を実施 2021年から、電力事業者を対象に全国規模で開始 	<ul style="list-style-type: none"> 年間CO₂排出量が2.6万トン以上の石炭・ガス火力を有する約2,000社が対象（中国の年間排出量の約4割をカバー） 2025年までに石油化学、化学、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空も対象に加えられ予定 	<ul style="list-style-type: none"> ベンチマークに基づき無償割当（オークションなし） 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年末に約8.5米ドル（同年7月の制度開始から約13%増加）

出所：資源エネルギー庁「脱炭素に向けて各国が取り組むカーボンプライシングとは」をもとにPwC作成

地域の排出上限を定める必要があります。しかし、その役割を担う気候変動枠組条約は地球全体のキャップを設定できておらず、一部の国や地域に限定された制度がバラバラに運用を始めているのが現状です。

以前から、こうした地域限定の制度では、規制された企業が規制のない地域に事業を移すリーケージ問題や、企業の国際競争力を低下させる懸念から効果的な規制値を設定することが難しい点が指摘されています。そのせいか、多くの制度の排出量価格は低迷しており、市場メカニズムが効果的に作用しているのかどうかは疑問です。

京都議定書では先進国の削減義務が定められましたが、それを強化すべきだったパリ協定は削減義務を努力義務に後退させてしまいました。私たちに残された時間はそう多くなさそうです。これまでの先進国対新興国・途上国という構図から脱却し、多排出国や多排出産業にフォーカスした実効的なキャップのあり方を検討すべき段階に来ていると考えられます。

(2) ベースライン・アンド・クレジット

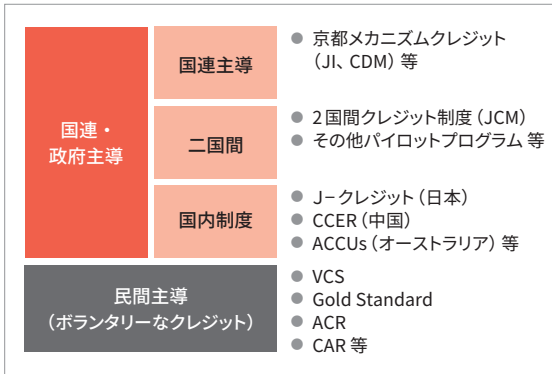
特定の事業やプロジェクトに対して一定の基準排出量（ベースライン）を定め、そこに排出削減対策を実施することでベースラインよりも削減できた排出量を経済価値（クレジット）化し、これを他者に売却できる仕組みで、運営の主体は官民を問いません。

ベースライン・アンド・クレジットは、キャップ・アンド・トレードの制度と組み合わせることも可能です。キャップを超過した規制対象者が当該クレジットを購入することによってキャップ超過分を相殺でき、例えば東京都制度でもこうした仕組みが整備されています。

また、ベースライン・アンド・クレジットで生成されたクレジットは、以前から自主的な取り組みとしてのカーボンオフセットに利用されてきました。

クレジットの例としては、京都議定書で定められたクリーン開発メカニズム（CDM）や共同実施（JI）クレジットが代表的なものです（図表5）。キャップ・アンド・トレードが一般化する以前は、排出量取引と言

図表5：クレジットの大きな分類



出所：経済産業省「カーボン・クレジット・レポートの概要」をもとにPwC作成

例えばこのクレジットをカーボンオフセットのために取引することを意味していました。冒頭で紹介した東京証券取引所のカーボン・クレジット市場はこのJ-クレジットを対象としています。

通常、クレジットを生む削減プロジェクトには第三者のチェックが求められています。例えば京都メカニズムでは、削減計画量の事前評価（バリデーション）と実施後の実績削減量の検証（ベリフィケーション）が必須となっていて、この検証業務の多くはISO機関が実施しています。

【考察】

ベースライン・アンド・クレジット型の仕組みは本格的なキャップ・アンド・トレードに比べると構築しやすく、民間によるボランタリーなものも多くあり、それらは社会のリテラシー向上に役立ってきました。しかし、ボランタリーなクレジットは排出基準値の設定が難しく、基準を厳しくすると参加が難しくなる一方、緩くし過ぎるとグリーンウォッシングと言われかねず、場合によっては、余計なプロジェクトの実施によって排出を増やす恐れもあります。

そのため、仕組み自体の信頼性が重要で、そのポイントとしては、仕組みの中に客観的な基準に基づいたMRV（測定、報告および検証）が組み込まれ、それが適正に運用されているかという点が挙げられます。

いずれにしても、今後、地球規模で削減を進めるにはキャップ・アンド・トレードを柱として、信頼性のあるベースライン・アンド・クレジットでそれを補完する形が最も妥当ではないかと思います。

4 おわりに

排出量をキャッシュフローに反映させるカーボンプライシングは、温室効果ガス排出の大部分を占める営利企業に対して企業の本質を利用した合理的な気候変動対策です。また各主体は、安く実行できる対策から順に実行するため、社会全体でみれば経済効果的な対策が可能と言えます。

しかし、それらが真に地球規模で実効的な気候変動対策となるには、国際的な炭素課税の枠組みや世界規模での排出枠の設定が必要ですが、今ある制度は全て地域限定であり、規制当局は大胆なカーボンプライシングを躊躇しがちです。特に、排出量の多い産業にとっては大きな追加負担となり、またこうした産業の多くは強固なビジネス構造ができあがっているため、強力なカーボンプライシング導入への抵抗は大きいのが現状でしょう。

そうした中で一筋の光明と言えるのがEUの取り組みです。EUの国境炭素税は、国際炭素課税に向けた大きな一歩であり、また、EUが世界に先駆けて排出削減と経済成長の両立を果たす中でEU-ETSが果たした役割は極めて大きかったと認識されています。日本をはじめ各国は、これからカーボンプライシングを本格化させるにあたり大いに参考とすべきでしょう。

カーボンプライシングは、炭素価格を市場に取り込むことによって社会全体の経済行動を脱炭素の方向に誘導するものであり、特に、高コストになりがちな新しい温暖化対策技術の普及を支援する有力な手段となります。カーボンプライシングの制度化は複雑で難易度が高いことも事実ですが、私たちは有効に機能するよう開発のペースを速める必要があります。

【参考文献】

日本取引所グループ「カーボン・クレジット市場制度概要」

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>

経済産業省「カーボン・クレジット・レポートの概要」2022年6月

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/004_s04_00.pdf

経済産業省「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略【GX推進戦略】の概要」

<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/2023072802/20230728002-2.pdf>

資源エネルギー庁「脱炭素に向けて各国が取り組むカーボンプライシングとは」

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/carbon_pricing.html

環境省「カーボンプライシングのあり方に関する検討会取りまとめ ～脱炭素社会への円滑な移行と経済・社会的課題との同時解決に向けて～」平成30年3月

https://www.env.go.jp/earth/cp_report.pdf

環境省「2030年目標、2050年カーボンニュートラルに向けた成長志向型カーボンプライシング構想について」令和5年1月24日

https://www.env.go.jp/council/content/i_05/000106044.pdf

東京都「平成29年度 炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析等委託 報告書」東京都主税局 東京都税制調査会（みずほ情報総研）、2018年3月

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/material/pdf/h3003/01/zenbun.pdf>

資源エネルギー庁「2030年・2050年の脱炭素化に向けたモデル試算」（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会、第50回会合配布資料）2022年9月28日

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2022/05/050_005.pdf

JETRO「EUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）に備える」2023年8月31日

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0801/a48cfe7206a68970.html>

環境省「MRVってなんだろう？」温室効果ガス排出量算定・報告・検証情報（MRV）ライブラリー

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/mrv-library/1.whats_mrv.html

EU MAG（駐日欧州連合代表部）「世界の最先端を行くEUの気候変動対策」2021年10月28日

<https://eumag.jp/feature/b1021/>

【PwCによる関連情報】

「カーボンプライシング導入拡大に伴う影響」

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/international-tax/carbon-pricing.html>

「気候対策への意欲向上に向けて インターナショナル・カーボンプライス・フロアの分析」

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/carbon-pricing.html>

「炭素税、排出権取引などカーボンプライシングの動向と企業の対応ポイント」

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/journal/keirijouhou2021-06.html>

「1.5℃目標時代に対応するための脱炭素経営支援サービス」

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/sustainability/zero-carbon-strategy.html>

寺田 良二（てらだりょうじ）

PwC Japan 有限責任監査法人 基礎研究所 主任研究員

PwC サステナビリティ合同会社 執行役員

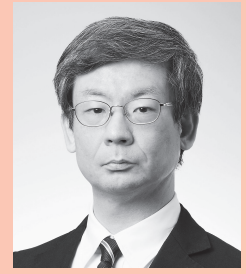
1989年公認会計士登録。監査業務を経てサステナビリティ事業部門を立ち上げ、企業や国・自治体のサステナビリティに関する取り組みを支援。

現在は、主にサステナビリティに関する調査研究を行う。経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー政策に関する検討会委員、環境省環境報告に関する手引きの改訂等検討委員会委員、東京都排出量取引の運用に関する専門家委員など実績多数。『自然資本入門』（NTT出版、2015年）、『サステナブル不動産：マルチステークホルダーの動きから読む』（ぎょうせい、2009年）、『グローバル CSR 調達：サプライチェーンマネジメントと企業の社会的責任』（日科技連、2006年）、『環境経営なるほどQ&A：環境先進企業へのヒント』（中央経済社、2003年）などの共著他、大学やセミナー等の登壇多数。

メールアドレス：ryoji.r.terada@pwc.com



「中間財務諸表に関する会計基準(案)」等の公表について



PwC Japan 有限責任監査法人
コーポレート・レポーティング・サービス部
シニアマネージャー 高野 泰彦

はじめに

2023年12月15日に企業会計基準委員会(以下、ASBJ)から企業会計基準公開草案80号「中間財務諸表に関する会計基準(案)」(以下、中間会計基準案)並びに「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、中間適用指針案。中間会計基準案とあわせて以下、中間会計基準案等)が公表されました。これは、四半期開示の見直しによりこれまでの第1・第3四半期報告書は廃止され、残る第2四半期報告書は「半期報告書」として提出することを含め金融商品取引法が改正されたことを受けて公表されたものです。

公表された中間会計基準等は、基本的に企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下、四半期会計基準)および企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、四半期適用指針。四半期会計基準とあわせて以下、四半期会計基準等)の会計処理および開示を引き継ぎながら、中間財務諸表に係る取扱いと四半期会計基準等の取扱いに差異が生じる可能性がある項目については、従来の四半期会計基準等に基づく取扱いが継続して適用可能となる経過措置を提案しています。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 中間会計基準案等の概要

(1) 目的および対象

公表された中間会計基準案等は、上場企業に開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出する際に開示する中間連結財務諸表または中間個別財務諸表(以下、中間財務諸表)に係る会計処理および開示の定めを提案しています。

なお、金融商品取引法上は四半期報告制度は廃止されますが、上場会社においては引き続き取引所規則に基づき第1・第3四半期決算短信の報告が行われるため、今後、「(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等」の開発が行われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了しないことを予定しています^{※1}。

中間会計基準案等の適用の対象となるのは、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号に掲げる上場会社等および、同項ただし書きにより上場会社等と同等の半期報告書を提出する第3号に掲げる非上場会社になります(中間会計基準案第4項)。なお、従前より特定事業会社および四半期財務諸表を提出していない非上場会社において作成が義務付けられている中間財務諸表については、引き続き中間連結財務諸表作成基準、中間連結財務諸表作成基準注解、中間財務諸表作成基準および中間財務諸表作成基準注解が適用されます(中間会計基準案BC10項)。

(2) 新設される半期報告書と中間財務諸表等との関係

中間会計基準案等は、新設される半期報告書に記載される中間財務諸表等に対して適用することを前提に開発されています。半期報告書制度の概要は次のとおりです。

※1 【ASBJ解説動画】企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準(案)」等の概要 今後の基準開発の方向性 <https://youtu.be/PD4YMukrxs>

中間財務諸表等を含む半期報告書制度の概要（中間会計基準案BC3項）

- (1) 半期報告書では中間会計期間（6カ月間）を1つの会計期間とした中間財務諸表を作成する。
- (2) 従前の四半期報告書と同様に、中間会計期間終了後、45日以内の政令で定める期間内での提出が求められる。
- (3) 「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」および「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正案は、ディスクロージャーワーキング・グループ報告（「上場企業の半期報告書については、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記載内容とする」）に基づき作成する。

中間会計基準案等は、改正後の金融商品取引法に基づく中間財務諸表に適用されるため、中間会計基準の適用時期は改正後の金融商品取引法の規定が最初に適用される半期報告書における中間会計期間としています（中間会計基準案第37項、BC20項）。改正後の金融商品取引法の施行日は2024年4月1日を予定しています（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下、改正法）附則第1条第3項。図表1）。

改正法の規定に基づく半期報告書は、施行日以後開始する事業年度に係るものから提出する必要があります（改正法附則第3条第1項）。

なお、施行日前に事業年度が開始し、かつ、施行日以後に第2四半期会計期間が開始する会社（12月期決算会社、1月期決算会社および2月期決算会社）については、当該四半期会計期間が属する事業年度に係るものから、改正後の規定に基づく半期報告書を提出する必要があります（改正法附則第3条第2項）。

2 四半期財務諸表に関する取扱いの承継

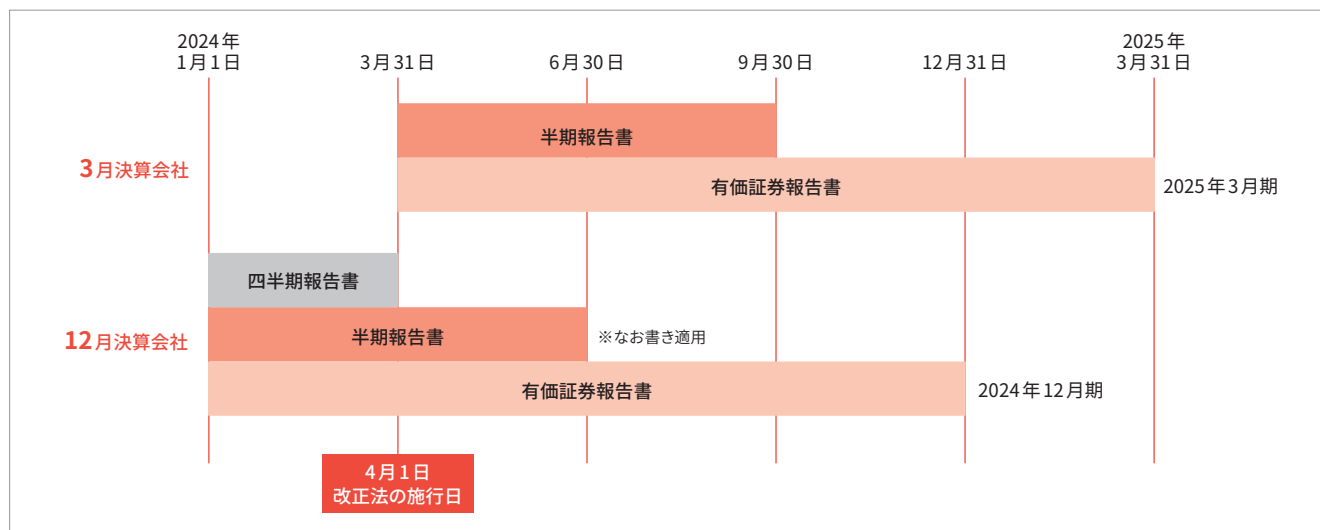
次に、中間会計基準案等の概要を解説します。

中間会計基準案等は基本的に四半期会計基準等の会計処理および開示を引き継ぐこととしており（中間会計基準案BC5項）、中間会計基準案等が適用される中間財務諸表においては、これまでに公表された会計基準等における四半期財務諸表に関する会計処理および開示の定め（本会計基準及び適用指針が定めている会計処理および開示は除く）も引き継ぐことが考えられるため、他の会計基準等における四半期財務諸表に関する定めを中間財務諸表に関する定め読み替えることとしています（中間会計基準案第38項、BC21項、中間適用指針案BC5項）。

3 中間財務諸表において現行の四半期財務諸表の取扱いとの差異を生じさせないための経過措置

上述のように中間会計基準案等は基本的に四半期会計基

図表1：改正法適用時期のイメージ



出所：PwC作成

準等の会計処理および開示を引き継いでいますが、中間会計期間において期首からの6カ月間を1つの会計期間として報告する場合は、現行の四半期ごとに報告を行った場合の結果と差異が生じる可能性があります。

そこで、このような報告頻度による取扱いの相違が生じることを避けるために、中間会計基準案等は次の項目について、従来の四半期会計基準等に基づく取扱いが継続して適用可能となる取扱いを定めることを提案しています（中間会計基準案BC8項）。

- (1) 原価差異の繰延処理（中間会計基準案第17項）
- (2) 子会社の取得または売却した場合等のみなし取得日またはみなし売却日（中間会計基準案第20項）
- (3) 有価証券減損に係る中間切放し法（中間適用指針案第4項）
- (4) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法（中間適用指針案第7項）
- (5) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理（中間適用指針案第3項）
- (6) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理（中間適用指針案第28項）

これらの項目の概要はそれぞれ次のとおりです。

(1) 原価差異の繰延処理（中間会計基準案第17項）

原価差異の繰延処理は、予定価格等または標準原価が年間を基礎に設定されており、操業度等が季節的に大きく変動するために発生する原価差異で、原価計算期間末である年度末までにほぼ解消が見込まれる場合に、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産または流動負債として繰り延べることを認める会計処理です。四半期会計基準では、一定の条件を満たした場合に継続適用を条件に四半期特有の会計処理として認めることとしていました。

中間会計基準案等が定める中間財務諸表は会計期間が期首から6カ月であり、より短い会計期間（3カ月）の四半期決算について定めた四半期会計基準とは前提が異なると考えられたため、取扱いについて検討がされました。検討の結果、中間会計基準案等において、仮に当該処理を廃止した場合、従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めるという方針と整合しないため、四半期会計基準等の取扱いを踏襲し、中間特有の会計処理として繰延処理を認めています（中間会計基準案BC14項）。

(2) 子会社の取得または売却した場合等のみなし取得日またはみなし売却日（中間会計基準案第20項）

企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」において、支配獲得日、株式の取得日または売却日等が子会社の決算日以外の日である場合は、当該日の前後いずれかの決算日に支配獲得、株式の取得または売却等が行われたものとみなして処理することができるとしています。改正後の金融商品取引法では四半期報告書制度が廃止されることから、廃止される四半期決算日を中間会計基準案等においてみなし取得日と認めるかが検討されました。

その結果、中間会計基準案等では、「みなし取得日」の決算日等に、「期首、中間会計期間の末日又は中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日を含む」とすることにより、四半期会計基準等において認められていた四半期決算日がみなし取得日に含まれることとしました（中間会計基準案BC16項、17項）。

(3) 有価証券減損に係る中間切放し法（中間適用指針案第4項）

四半期適用指針において、有価証券の減損処理に係る方法として、継続適用を条件に四半期切放し法と四半期洗替え法の選択適用を認めています。四半期切放し法とは、減損処理を行った後の四半期会計期間末の帳簿価額を時価等に付け替えて、当該銘柄の取得原価を修正する方法です。また、四半期洗替え法とは、四半期会計期間末における減損処理に基づく評価損の金額を翌四半期会計期間の期首に戻し入れ、当該戻し入れ後の帳簿価額と四半期会計期間末の時価等を比較して減損処理の要否を検討する方法です（四半期適用指針第4項）。

中間会計基準案等では、期首から6カ月間を1つの会計期間（中間会計期間）とする会計処理を定めることを原則としたため、四半期切放し法および四半期洗替え法に代えて、中間切放し法および中間洗替え法の適用を認めることとしました（中間適用指針案第4項および第7項）。ここで、現行の四半期適用指針に基づき有価証券の減損処理に係る方法として四半期切放し法を適用している会社においては、第1四半期決算で減損を計上する場合に、現行の四半期切放し法による第2四半期決算の会計処理と中間切放し法とで、会計処理の結果が異なると考えられます。

これについて、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないように、中間適用指針を適用する前に現行の四半期適用指針に基づき有価証券の減損処理に係る方法として四半期切放し法を適用している会社においては、中間

適用指針案第4項の定めにかかわらず、第1四半期決算で切放し法を適用したものととして中間会計期末において切放し法を適用することができるという経過措置が設けられています（中間適用指針案62項、BC2項）。

(4) 棚卸資産の簿価切り下げに係る切放し法（中間適用指針案第7項）

四半期適用指針において、棚卸資産の簿価切下げに係る方法として年度決算において切放し法を採用している場合について、継続適用を条件に切放し法と洗替え法の選択適用を認めています（四半期適用指針第7項）。

中間会計基準案等では、期首から6カ月間を1つの会計期間（中間会計期間）とする会計処理を定めることを原則としたため、四半期切放し法および四半期洗替え法に代えて、中間切放し法および中間洗替え法の適用を認めることとしました（中間適用指針案第4項および第7項）。

この場合、現行の四半期適用指針に基づき棚卸資産の簿価切下げに係る方法として四半期切放し法を適用している会社においては、第1四半期決算で評価損を計上する場合に、現行の四半期切放し法による第2四半期決算の会計処理と中間切放し法とで会計処理の結果が異なると考えられます。これについて、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないように手当がされています。中間適用指針案を適用する前に現行の四半期適用指針に基づいて切放し法を適用していた場合、中間適用指針案第7項の定めにかかわらず、棚卸資産の簿価切下げについて第1四半期の末日において切放し法を適用したものととして中間会計期間末において切放し法を適用することができるという経過措置が設けられています（中間適用指針案63項、BC2項）。

(5) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理（中間適用指針案第3項）

四半期適用指針においては、一般債権の貸倒見積高の算定における簡便な会計処理として、前年度末または前四半期会計期間から著しく変動していないと考えられる場合は、前年度末または前四半期会計期間において算定した貸倒実績率を使用することが認められています（四半期適用指針第3

項）。

これについて、中間会計基準案等において、より開示の迅速性が求められることから簡便的な会計処理を引き継ぐこととしました（中間適用指針案第3項および第28項）。また、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないように、中間適用指針案第3項の定めにかかわらず、第1四半期の貸倒実績率と著しく変動していないと考えられる場合は、第1四半期の貸倒実績率等の合理的な基準を使用して中間会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高を算定することができるという経過措置が設けられています。

改正後の金融商品取引法では四半期報告書制度が廃止されるため、前四半期の決算で算定した基準等を中間会計期間において使用するの、決算日以外の期中の特定日において算定した実績率を使用することになり、使用する実績率として適切ではないと考えられます。しかしながら、簡便的な会計処理は財務諸表利用者の判断を誤らせないことを条件に認められた（四半期会計基準第9項、第20項）ものであり、引き続き当該簡便的な会計処理を認めたとしても財務諸表利用者の判断を誤らせるものではないと考えられるため、この定めが設けられています（中間適用指針案第61項、BC3項）。

(6) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理（中間適用指針案第28項）

四半期適用指針においては、未実現損益の消去における簡便的な会計処理として取引状況に大きな変化がないと認められる場合に、前年度末または前四半期会計期間の損益率を四半期決算で使用することが認められています（四半期適用指針第30項）。

これについて、中間会計基準案等では、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないように、第1四半期から取引状況に大きな変化がないと認められる場合は、連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる中間会計期間末における未実現損益の消去について、第1四半期における損益率を使用して計算することができるという経過措置が設けられています（中間適用指針案第64項、BC3項）。

高野 泰彦（たかの やすひこ）

PwC Japan 有限責任監査法人
コーポレート・レポーティング・サービス部 シニアマネージャー
2009年公認会計士登録。2014年9月より2年間、関東財務局に証券監査官として出向。帰任後は主として開示書類の審査業務を担当。
メールアドレス：yasuhiko.t.takano@pwc.com

実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の公表について



PwC Japan 有限責任監査法人
コーポレート・レポーティング・サービス部
マネージャー 鈴木 淳也

はじめに

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、2023年11月17日に、実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理および開示に関する当面の取扱い」（以下、本実務対応報告）および企業会計基準第32号『『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正』（以下、改正キャッシュ・フロー基準。本実務対応報告とあわせて以下、本実務対応報告等）を公表しました。

本実務対応報告は、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定される電子決済手段のうち、特定の電子決済手段（以下、特定電子決済手段）の会計処理および開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的としています。本稿では、本実務対応報告等の概要を紹介します。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことを申し添えます。

1 本実務対応報告等の公表の経緯

2022年6月に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号）により資金決済に関する法律が改正され（以下、改正資金決済法）、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、券面額と同額で払戻しを約するものおよびこれに準ずる性質を有するものが新たに「電子決済手段」と定義されました。また、この電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制が導入されるなど、規定の整備が行われました。

当該規定の整備を背景に、2022年8月に公益財団法人財務会計基準機構内の企業会計基準諮問会議により、改正資金決済法上の電子決済手段の発行および保有等に係る会計上の取扱いを検討することを求める提言がなされました。

これを受けてASBJは審議を行い、本実務対応報告を公表しました。

2 電子決済手段の定義および本実務対応報告の適用範囲

(1) 改正資金決済法等に基づいて発行された電子決済手段

改正資金決済法は第2条第5項第1号から第4号にかけて電子決済手段を定義しています（以下それぞれ、1号電子決済手段、2号電子決済手段、3号電子決済手段、4号電子決済手段）。

本実務対応報告における電子決済手段の定義は改正資金決済法の定義に拠っています。図表1では、改正資金決済法上の定義について、当該電子決済手段の価値を安定させるための法令上の手当および会計上の性格とともに示しています。

図表1：電子決済手段の種類ごとの定義、法令上の手当、会計上の性格

種類	法律上の定義 (資金決済法第2条第5項)	価値安全のための法令上の手当 (本実務対応報告BC12・BC13項)	会計上の性格 (本実務対応報告BC9・BC11項)	本実務対応報告の適用対象
1号*	物品等を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（3号電子決済手段を除く）	法令上で経営の健全性の確保が求められている銀行等、または、電子決済手段の発行残高のおおむね全額を保全するように履行保証金の供託等が求められる資金移動業者に限られている	<ul style="list-style-type: none"> ●送金・決済手段として使用 ●電子決済手段の額面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができ、価値の安定した電子的な決済手段 ●流通性がある 	○
2号*	不特定の者を相手方として1号電子決済手段と相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（3号に該当するものを除く）		券面額に基づく価額と同額の1号電子決済手段と交換されるため、1号電子決済手段と同等の経済的機能を果たす可能性がある	○
3号	<ul style="list-style-type: none"> ●特定信託受益権 ●特定信託受益権とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に限る）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金に管理するものであること、その他内閣府令で定める要件を満たすもの（資金決済法第2条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子決済手段の利用者が信託する金銭の全額について預金者等がいつでも払戻しを請求できる預貯金により分別管理され、信託財産の倒産隔離が図られている ●なお、信託財産である預貯金が預金保険等の保護の対象に含まれるか、および、その保護の上限については、当該預貯金の種類等により異なる 	1号電子決済手段に同じ	○
4号	前3号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの	不明	不明	×

*電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権、前払式支払手段その他内閣府令で定めるものを除く

出所：PwC作成

ここで1号電子決済手段、2号電子決済手段、3号電子決済手段については、価値の安定した電子決済手段であり送金・決済手段として広く使用されることが想定されています。これに対して、4号電子決済手段は、改正資金決済法第2条第14項に規定される暗号資産に類似する性格を有する可能性があり、会計上の性格を見極める必要がありますが、現時点では、4号電子決済手段に指定されるものが見込まれていません。企業会計基準諮問会議に寄せられた要望では、1号電子決済手段、2号電子決済手段および3号電子決済手段については、改正資金決済法の施行に合わせて会計上の取扱いを定めることのニーズがあったため、本実務対応報告においては、これらの電子決済手段に関する会計上の取扱いを優先して定めることとされました。その結果、本実務対応報告の適用範囲には、4号電子決済手段は含まれず、1号電子決済手段、2号電子決済手段、3号電子決済手段のみが含まれています。

なお改正資金決済法上の電子決済手段といわゆるステーブルコインは性質が似ていると考えられますが、改正資金決済法は、前述のとおり、ステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するものおよびこれに準ずる性質を有するものを電子決済手段と定義していますので、混同しないよう注意が必要です。

(2) 外国電子決済手段

また本実務対応報告では、資金決済法等に相当する外国の法令に基づいて発行された外国電子決済手段の一部についても適用範囲に含めています。また、**図表2**では、外国電子決済の定義、価値を安定させるための法令上の手当および会計上の性格についてまとめています。

外国電子決済手段の一部が本実務対応報告の適用範囲に含まれた理由は以下の通りです。

外国電子決済手段のうち、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の利用者から預託を受ける外国電子決済手段（以下、預託外国電子決済手段）については、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（以下、取引業府令）において一定の利用者の保護が図られているため、預託外国電子決済手段の保有に係る会計処理については国内で発行される電子決済手段と同様に取り扱うことが可能と考えられるとされています。

これに対して、預託外国電子決済手段以外の外国電子決済手段は、取引業府令における一定の利用者の保護はなく、かつ、改正資金決済法等で規定される電子決済手段の発行者に対する規制も及ばないため、国内で発行される電子決済手段と同様の会計上の性格を有するか否かは必ずしも明らかではないと考えられるとされています。また、仮に、それら

図表2：外国電子決済手段の定義、法令上の手当、会計上の性格

根拠法	法律上の定義 (電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第30条第1項第5号)		価値安定のための法令上の手当 (本実務対応報告BC8項)	会計上の性格 (本実務対応報告BC8項)	本実務対応報告の適用対象
外国法令	外国において発行される法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律または信託業法に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう	電子決済手段等取引業者が預託を受けるもの	電子決済手段等取引業者が電子決済手段の利用者から預託を受ける外国電子決済手段については、取引業法令において一定の利用者の保護が図られている	取引業法令において一定の利用者の保護が図られているため、当該外国電子決済手段の保有に係る会計処理について国内で発行される電子決済手段と同様に取り扱うことが可能である	○
		上記以外	取引業法令における一定の利用者の保護はなく、また、資金決済法等で規定される電子決済手段の発行者に対する規制は及ばない	価値の安定のための法令上の手当がないため、国内で発行される電子決済手段と同様の会計上の性格を有するか否かは必ずしも明らかではない	×

出所：PwC作成

の会計上の取扱いを定める場合、国際的な会計基準との整合性を図ることの検討も必要となり、改正資金決済法の施行に合わせて短期的に対応を行うことが困難である可能性があるとされました。

これらを踏まえ、預託外国電子決済手段に限り、本実務対応報告の適用範囲に含めることとされています。

3 会計処理

(1) 保有者の会計処理

①取得時の会計処理

- 特定電子決済手段の受渡日に当該電子決済手段の券面額に基づく価額をもって資産として計上する。
- 当該電子決済手段の取得価額と当該券面額に基づく価額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。

電子決済手段は送金・決済手段として使用されることから、現金および預金と同様に、相手方から受け取った時点で当該資産を使用することができ、その使用により生じる便益を享受できると考えられるため、特定電子決済手段は受渡日に計上することとされました。

特定電子決済手段の測定に関しては、以下(ア)～(ウ)の理由により電子決済手段をその券面額に基づく価額をもって計上し、当該特定電子決済手段の取得価額と券面額に基づく価額との差額は、損益として処理することが適切と判断されました。

(ア) 1号電子決済手段および3号電子決済手段は、財またはサービスとの交換の対価の支払に使用されるため、当該財またはサービスを、交換の媒体として用いられる電子決済手段の券面額に基づく価額で測定することは、電子決済手段の経済実態を忠実に表現することになること

(イ) 仮に電子決済手段の券面額に基づく価額と取得価額との間に差額が生じる場合であっても、本実務対応報告の対象となる電子決済手段については当該差額が僅少となることが想定されること(BC15項参照)

(ウ) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段をその券面額に基づく価額で測定すると払出原価の管理が不要となり、会計処理の適用上のコストが軽減されること

②移転時または払戻時の会計処理

- 特定電子決済手段を第三者に移転するとき、または発行者から金銭による払戻しを受けるときは、その受渡日に当該電子決済手段を取り崩す。
- 特定電子決済手段を第三者へ移転するとき金銭を受け取り、当該電子決済手段の帳簿価額と受け取った金銭の額に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。

特定電子決済手段の移転または払戻しを受ける場合、相手方に引き渡した時点で当該電子決済手段を使用することができなくなり、その使用により生じる便益を享受できなくなると考えられることから、第三者に移転するときまたは電

子決済手段の発行者から電子決済手段について金銭による払戻しを受けるときは、その受渡日に当該電子決済手段を取り崩すこととされました。

また、引き渡した電子決済手段の帳簿価額と金銭の受取額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理することとされました。

③期末時の会計処理

- 特定電子決済手段の券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とする。

特定電子決済手段は、券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けられる点に関して、発行者に対する一定の規制や電子決済手段等取引業者に対する所要の規制が課されていることにより、当該電子決済手段の換金リスクは、通常、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられることを踏まえ、期末時において、その券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とするとされました。

なお、上述した通り、電子決済手段の換金リスクが低いと考えられること、および、本実務対応報告は改正資金決済法の施行に合わせて当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いを定めることを目的にしていることから、電子決済手段の期末評価における換金リスクについて、会計上の取扱いは定められていません。

(2) 発行者の会計処理

①発行時の会計処理

- 特定電子決済手段の受渡日に当該電子決済手段に係る払戻義務を債務額をもって負債に計上する。
- 当該電子決済手段の発行価額の総額と当該債務額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。

特定電子決済手段のうち、1号電子決済手段および2号電子決済手段の発行者は当該電子決済手段を金銭で払い戻す契約上の義務を有するため、当該払戻義務は金融負債に該当すると考えられます。このような特定電子決済手段に係る払戻義務をいつ負債として認識するかについては、契約を締結したときと受渡日のいずれかが考えられますが、以下を考慮した結果、受渡日に負債として認識することとされました。

- 特定電子決済手段は発行に際し、契約締結時から受渡日までの間の時価の変動は、僅少と想定される。
- 特定電子決済手段および関連する払戻義務は発行する電子決済手段の債務額（券面額に基づく価額）で計上されることから、特定電子決済手段および関連する払戻義務の負債計上額は、契約を締結したときと受渡日とで同一となると考えられる。
- 電子決済手段に係る払戻義務を受渡日に負債として計上することは、保有者における取得時に資産として計上する取扱いと整合することになる。

また、発行者は、電子決済手段の利用者から払戻しの請求があれば、速やかに金銭による払戻しに応じる必要があるため、当該電子決済手段に係る払戻義務は、割引かず債務額をもって負債として計上するとされました。

他方で、3号電子決済手段は信託の受益権として発行されるため、その発行者は、信託における受託者の会計処理を行うことになると考えられます。本実務対応報告は基本的に株式会社における会計処理を定めており、信託の受託者の会計処理については、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」のQ8（「受託者は、どのように会計処理するか。」）のAにおいて一般的な取扱いのみ定められています。従って、本実務対応報告においては、3号電子決済手段の発行者側に係る会計処理は定められていません。

②払戻時の会計処理

- 特定電子決済手段の受渡日に払戻しに対応する債務額を取り崩す。

発行者は電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを行う契約上の義務を負うため当該義務を履行した場合には債務額を取り崩すこととされました。

③期末時の会計処理

- 特定電子決済手段に係る払戻義務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。

発行者は電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを行う義務を負うため、期末の評価にあたっては債務額をもって貸借対照表価額とすることとされました。

(3) 外貨建電子決済手段の会計処理

- **外貨建電子決済手段（資産）**：期末において、本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段（以下、「外貨建電子決済手段」）の円換算は、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」-2(1)①の定めに基づき、決算時の為替相場による円換算額を付する。
- **払戻義務（負債）**：期末において、外貨建電子決済手段に係る払戻義務の円換算は、外貨建取引等会計処理基準-2(1)②の定めに従って、決算時の為替相場による円換算額を付する。

外貨建取引等会計処理基準-2(1)では、期末時における外貨建電子決済手段に係る換算方法について具体的には定められていないため、本実務対応報告において、外国通貨に準じて処理することが明らかにされました。

一方で、当該外貨建電子決済手段に係る払戻義務は邦貨に基づく電子決済手段と同様に金銭債務に該当すると考えられるため、期末時における換算方法は明らかであると考えられますが、当該外貨建電子決済手段における取扱いおよび具体的な処理が明らかにされました。

(4) 預託電子決済手段の会計処理

- 電子決済手段等取引業者等^{※1}は、預託電子決済手段^{※2}を資産として計上しない。
- 当該電子決済手段の利用者に対する返還義務を負債として計上しない。

※1 電子決済手段等取引業者またはその発行する電子決済手段について電子決済手段等取引業を行う電子決済手段の発行者をいう。
 ※2 電子決済手段の利用者との合意に基づいて当該利用者から預かった特定電子決済手段をいう。

預託に関する我が国の実務慣行では、原則的には、利用者から預かった資産について、法律上の権利の受託者への移転に着目し、預かった資産を会計上の資産として計上するか否

かを判断していました。

ここで電子決済手段についてみると、電子決済手段等取引業者等が、利用者との合意に基づき、電子決済手段の預託を受ける場合、当該利用者を元本の受益者とし、かつ、受託者は信託財産につき保存行為または財産の性質を変えない範囲内の利用行為もしくは改良行為しかできません。また、信託の委託者である電子決済手段等取引業者等が破産手続の開始決定を受けても、信託財産である利用者の電子決済手段は倒産隔離が図られています。従って、預託電子決済手段に関する利用者の権利は、電子決済手段等取引業者等に移転しないとされています。

そのため電子決済手段等取引業者等は預託電子決済手段を資産として計上せず、またこれに係る返還義務を負債として計上しないこととなりました。

なお、電子決済手段と暗号資産では、受託した場合の会計処理が異なる点に注意が必要です。

暗号資産の預託においては、暗号資産交換業者が預託を受けた暗号資産を自己の保有する暗号資産と同様に処分することができる状況にあること、また、暗号資産交換業者が破産手続の開始決定を受けた場合、暗号資産交換業者の破産財団に組み込まれた預託者の暗号資産について預託者の所有権に基づく取戻権は認められていないと言われていることから、暗号資産交換業者が預託者との合意に基づいて預かったときに、時価で資産として計上するとともに返還義務を負債として計上することとされています（図表3）。

4 開示

(1) 貸借対照表における表示

本実務対応報告では、保有する電子決済手段にかかる貸借対照表の表示科目の定めを設けていません。この点について、本実務対応報告案の意見募集では、「電子決済手段が貸借対照表上の表示において『現金および預金』に含まれるか

図表3：電子決済手段と暗号資産の受託における処理の対比

	預託資産に係る権利	倒産隔離	受託者の会計処理
預託電子決済手段	電子決済手段等取引業者等は受託した電子決済手段につき、保存行為または財産の性質を変えない範囲内の利用行為もしくは改良行為しか認められない	認められている	仕訳なし。また、注記も不要である
暗号資産	預託を受けた暗号資産交換業者は自己の暗号資産と同様に処分可能	認められていない	預かった暗号資産を資産として計上し、かつ、預託者に対する返還義務を負債として計上する。また、一定の注記が求められている

出所：PwC作成

否かを明確化すべきである」とのコメントが寄せられました。

これに対し、ASBJは、意見募集の結果（「主なコメントの概要とそれらに対する対応」）において、「我が国の会計基準では貸借対照表上の現金の定義を定めて」いないことに言及し、「その検討は電子決済手段以外の取扱いにも影響を及ぼす可能性があり、本実務対応報告の範囲を超える」としたうえで、「開示規則等により現金および預金に含まれない場合には、重要性も踏まえてその性質を示す適切な科目で表示することになる」との考えを示しています。

(2) キャッシュ・フロー計算書における表示

改正キャッシュ・フロー基準では、キャッシュ・フロー計算書における「現金」の定義に本実務対応報告の範囲となる電子決済手段である「特定の電子決済手段」を追加しています。このため、キャッシュ・フロー計算書においては、特定の電子決済手段は明確に「現金および現金同等物」に含まれます。

(3) 注記事項

特定電子決済手段および特定電子決済手段に係る払戻義務に関する注記については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第40-2項に定める事項（金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項）を注記することとされています。

5 適用時期

本実務対応報告は、公表日（2023年11月17日）以後適用

されます。また、本実務対応報告の適用は会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、特段の経過措置は定めずに、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用することとされています。

6 今後の展望

本実務対応報告は、特定電子決済手段の会計処理および開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的として公表されました。しかし、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、本実務対応報告において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者によりASBJに提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否をASBJにおいて判断することとされています。

電子決済手段については、複数の金融機関が横断的に国産ステーブルコインの発行に向けた共同検討を開始するなど動きがみられています。また、フィンテック領域では活発に新しい取引が行われています。

そのため、電子決済手段の会計処理等については今後も改正が行われる可能性があることから、注意をもって見守る必要があります。

鈴木 淳也 (すずき じゅんや)

PwC Japan 有限責任監査法人

コーポレート・レポート・サービス部 マネージャー

2019年公認会計士登録。入所後、主として国内上場会社の金融子会社の財務諸表監査に従事。現在はコーポレート・レポート・サービス部に所属し、法人内での日本基準およびIFRS会計基準の適用に関する相談業務に従事している。

メールアドレス：junya.suzuki@pwc.com

企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の解説

——新リース会計基準の実務対応(3)不動産固有の論点についての考察(下)



PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザー一部
シニアマネージャー 田野 雄一

はじめに

日本の企業会計基準委員会(ASBJ)は、現行のリースの会計基準(企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等)の財務報告上の問題点の改善を図るため、2023年5月に、リースの新基準の開発へ向けた公開草案たる企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等(以下、本公開草案)を公表しています^{※1}。本誌第46号(2023年9月号)からは、本公開草案の実務的な観点に焦点を当てた連載を開始しています。

本公開草案は、借手がリースについて使用権資産とリース負債をオンバランスする単一の会計処理モデルを採用することを前提としています(例外規定である「短期リース」または「少額リース」を除く)。現行のリースの会計基準の下では、借手にとって、不動産のリースは、実務上、オペレーティング・リースに分類されることが多く、その場合にはこれらのリースはオフバランス処理されます。本公開草案の提案によると、借手はリース期間にわたって当該不動産を使用する権利である使用権資産とリース料の支払義務であるリース負債を貸借対照表にオンバランスすることとなります。このことは、不動産を賃貸借契約により借りている多くの企業に影響を与え、特に店舗、支店等で多くの不動産を賃借している企業にとっては追加的にオンバランスされる資産および負債が貸借対照表へ大きなインパクトを与えることが予想されます。

前稿および本稿の2回にわたり、本公開草案から予想される不動産固有の論点と、その論点について実務上、考慮すべきポイントについて紹介します。なお、本文中の意見に関する部分は、著者の個人的見解であり、PwC Japan 有限責任監査法人の見解ではないことを申し添えます。

1 借手の会計処理：リース負債の計上額の見直し

本公開草案によると、リース契約の開始時にいったん測定されたリース負債の帳簿価額は、基本的には、支払利息の計上およびリース料の支払いによって増減します。しかし、状況の変化などによりリース期間に変更がある場合や、契約条件の変更がある場合、契約条件の変更がなくても借手のリース料に変更がある場合^{※2}に、借手は、リース負債の計上額の見直しを行って帳簿価額を修正することが求められます。また、使用権資産についても、変更の種別に応じて調整が求められます。**図表1**は、リース負債の計上額の見直しのフローを示したものです。

(1) 契約条件の変更によるリース負債の計上額の見直し

本公開草案において「リースの契約条件の変更」とは、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲またはリースの対価の変更(例えば、1つ以上の原資産を追加もしくは解約することによる原資産を使用する権利の追加もしくは解約、または、契約期間の延長もしくは短縮)をいいます。例えば、1つまたは複数の原資産を使用する権利の追加または解約、もしくはリース期間の延長または短縮が該当します。

リースの契約書の修正等により既存のリース契約条件が変更された場合、当初の契約の修正として会計処理するのか、別個のリースとして会計処理を行うかを評価する必要があります。現行のリースの会計基準では、リースの条件変更に関する規定は存在しませんでした。本公開草案において契約条件の変更がある場合の会計処理に関する規定が置かれています。

※2 リースの契約条件や借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある状況として、本公開草案では次のような状況が例示されています。

(1) 原資産を購入するオプションの行使についての判定に変更がある場合
(2) 残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額に変動がある場合
(3) 指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料に変動がある場合

※1 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-0502.html

リースの契約条件の変更が次の①および②のいずれも満たす場合、借手は、当該リースの契約条件の変更を独立したリースとして取り扱い、当該独立したリースのリース開始日に、リースの契約条件の変更の内容に基づくリース負債を計上し、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料および付随費用を加算した額により使用権資産を計上する、とされています。

- ① 1つ以上の原資産を追加することにより、原資産を使用する権利が追加され、リースの範囲が拡大されること
- ② 借手のリース料が、範囲が拡大した部分に対する独立価格に特定の契約の状況に基づく適切な調整を加えた金額分だけ増額されること

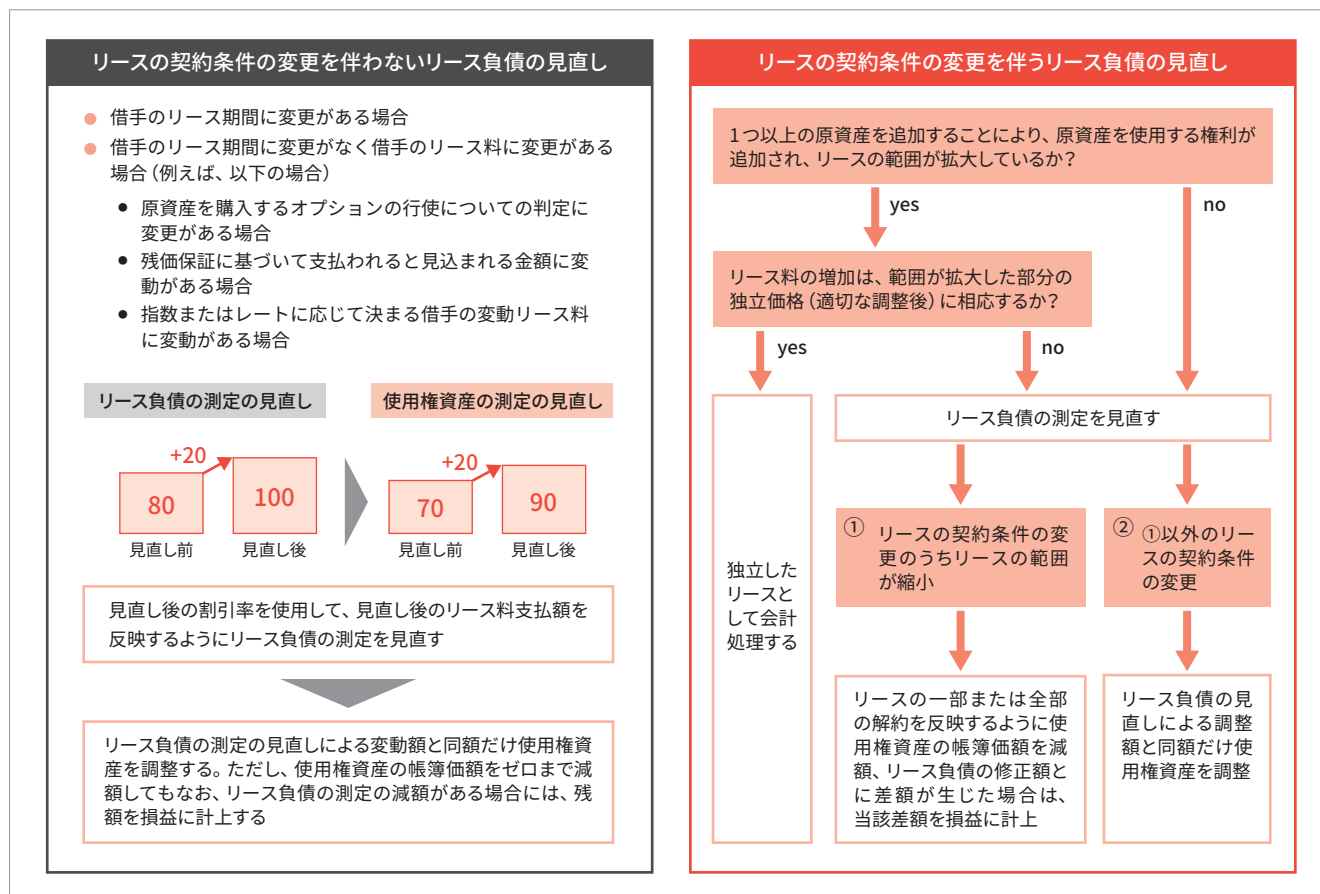
例えば、不動産リースにおける増床とそれに伴う契約対価の増額は、契約条件の変更に該当します。オフィスの床面積を2倍へと拡大するよう賃借契約を変更する場合はリースの範囲の拡大（使用権の追加）になります。これに伴う契約対価も、拡大した床面積の現在の賃料相場（独立価格）と整合

して増額する場合、拡大した床面積部分は、別個のリースとして取り扱います。なお、当初の契約に係る面積部分の会計処理には修正を行いません。これに対して、オフィスの賃借契約を2倍の面積へと拡大するものの、契約対価を現在の賃料相場と整合せずに増額する場合、別個のリースには該当せず、当初の契約の修正の会計処理を行うこととなります。

借手は、リースの契約条件の変更のうち、前項に従い独立したリースとしての会計処理が行われないリースの契約条件の変更について、リースの契約条件の変更の発効日に、次の会計処理を行うことが本公開草案では提案されています。

- ① リース負債について、変更後の条件を反映した借手のリース期間を決定し、変更後の条件を反映した借手のリース料の現在価値まで修正する。
- ② 使用権資産について、次のことを行うことによって、①のリース負債の見直しに対応する会計処理を行う。
 - (ア) リースの契約条件の変更のうちリースの範囲が縮小されるものについては、リースの一部または全部の解約を反映するように使用権資産の帳簿価額を減額す

図表1：リース負債の計上額の見直し



出所：PwC作成

る。このとき、使用权資産の減少額とリース負債の修正額とに差額が生じた場合は、当該差額を損益に計上する。

(イ) 他の全てのリースの契約条件の変更については、リース負債の修正額に相当する金額使用权資産に加減する。

不動産リースでは、契約上、リース料の改定が行われることがあります。市場の賃貸料率の変動を反映するようにリース料が変動するケースや、CPI（消費者物価指数）の変動に応じてリース料が変動するケースにおいて、将来のリース料の変動（すなわち、キャッシュフローの変動）がある場合にはリース負債の再測定が必要となります。このことは借手にとって実務上の大きな負荷となる可能性があります。従来、不動産リースをオペレーティング・リースとして会計処理してきた場合、リース料の改定は、損益計算書にのみ影響を与え、貸借対照表には影響がありませんでした。本公開草案では、リース負債の見直しという会計処理が求められることもあり、企業内において、不動産リースの契約条件の変更に関する情報の連携方法を再構築する必要もあるかもしれません。不動産リースに係る契約を取りまとめる部署（例えば総務部）と経理部・主計部の間で、会計処理を行うために必要な情報を共有するためのオペレーションが求められる可能性があります。

(2) 契約条件の変更を伴わないリース負債の計上額の見直し

本公開草案によると、借手は、リースの契約条件の変更が生じていない場合で、次のいずれかに該当するときには、該当する事象が生じた日にリース負債について当該事象の内容を反映した借手のリース料の現在価値まで修正し、当該リース負債の修正額に相当する金額使用权資産に加減することとされています。ただし、使用权資産の帳簿価額をゼロまで減額してもなお、リース負債の測定の減額がある場合には、残額を損益に計上することとなります。

① 借手のリース期間に変更がある場合^{※3}

※3 借手は、リースの契約条件の変更が生じていない場合で、次の①および②のいずれも満たす重要な事象または重要な状況が生じたときに、延長オプションを行使することまたは解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかについて見直し、借手のリース期間を変更し、リース負債の計上額の見直しを行うこととされています。

① 借手の統制下にあること

② 延長オプションを行使すること、または、解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかの借手の決定に影響を与えること

② 借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある場合^{※4}

2 借手の会計処理：セール・アンド・リースバック取引

セール・アンド・リースバック取引とは、売手である借手が資産を買手である貸手に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースバックする取引のことです。売手は、資産の売却によって資金を調達しつつ、リースバックを受けて当該資産を使用し続けることができるというメリットがあります。

(1) セール・アンド・リースバックとオフバランス化

従来、売手（借手）がセール・アンド・リースバック取引を行うメリットとして、資産のオフバランス化がありました。例えば、ある企業が自社ビルのセール・アンド・リースバックを行い、その取引がオペレーティング・リースに分類される場合、自社ビルが貸借対照表から外され、売却後のリースは通常の賃貸借取引として費用処理されるため、オフバランス化が可能でした。売却した自社ビルは、リース契約に従って、その後も継続して使用できます。

本公開草案の提案によると、売手（借手）のリースは、短期リースおよび少額リースを除き、原則として、貸借対照表に認識されることとなります。上述の例では、貸借対照表から自社ビルはオフバランスされ、売却後のリースが短期リースとして会計処理されない限り、当該リースバックに係る使用权資産がオンバランスされることとなります。オンバランスされる金額は、リース契約の条件等によって異なります。しかし、従来はオンバランス不要であった当該リースバック取引が、本公開草案の提案によってオンバランスされると、実務上、売手（借手）がセール・アンド・リースバック取引を行うかどうかを検討する際に大きな影響を与える可能性があります。

(2) セール・アンド・リースバック取引の会計処理

① セール・アンド・リースバック取引に該当するか

リースバックが行われる場合であっても、売手である借手による資産の譲渡がセール・アンド・リースバック取引に該当しないことがあります。具体的には、セール・アンド・リー

的に確実であるかどうかの借手の決定に影響を与えること

※4 前掲注2を参照

スバック取引に該当するか否かを検討する対象となる資産の譲渡とリースバックにおいて、売手である借手による資産の譲渡が収益認識会計基準などの他の会計基準等により、一時点で損益を認識する売却に該当すると判断される場合、売手である借手は、当該資産を買手である貸手に譲渡し、譲渡した当該資産をリースしているものと考えられます。そこで、この場合においては、譲渡された資産とリースされた資産は同一であると考えられることから、これらの取引についてはセール・アンド・リースバック取引に該当すると判定されます。本公開草案は、セール・アンド・リースバック取引を、IFRS第16号と同様に「売手である借手が資産を買手である貸手に譲渡し、リースバックする取引」と定義することを提案しています。本公開草案では、この定義において、譲渡された資産とリースされた資産が同一であることが重要な要素であるとしています。

この定義に照らすと、建設工事請負契約と一括借上契約が同時に締結される取引などにおいて、収益が一定の期間にわたり認識される場合には、資産の譲渡により売手である借手から買手である貸手に支配が移転されるのは仕掛中の資産であり、移転された部分だけでは資産の使用から経済的利益を享受できる状態にないと考えられます。これに対し、リースバックにより売手である借手が支配を獲得する使用権資産は、完成した資産に関するものであるため、譲渡された資産とリースされた資産は同一ではないと考えられます。よって、本公開草案では、このような取引はセール・アンド・リースバック取引として取り扱わないことが提案されています。

さらに、本公開草案は、売手である借手が原資産を移転する前に原資産に対する支配を獲得しない場合、当該資産の移転と関連するリースバックについては、セール・アンド・リースバック取引に該当しないとしています。例えば、売手である借手が原資産に対する法的所有権を獲得したとしても、資産が貸手に移転される前に借手が資産に対する支配を獲得しない場合、当該取引はセール・アンド・リースバック取引ではなく、リースとして会計処理を行うこととなる点に留意が必要です。

② 資産の譲渡が売却に該当するか

本公開草案によると、売手である借手は、セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡が売却に該当するか否かについて判断を行い、次のとおり会計処理を行います。

(ア) 資産の譲渡が売却に該当しない場合

次のいずれかに該当する場合、売手である借手による資産の譲渡は売却に該当しないこととされます。この

場合、売手である借手は当該資産の譲渡とリースバックを一体の取引とみて、金融取引として会計処理を行います。

- i. 売手である借手による資産の譲渡が収益認識会計基準などの他の会計基準等により売却に該当しないと判断される場合
- ii. リースバックにより、売手である借手が、資産からもたらされる経済的利益のほとんど全てを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんど全てを負担することとなる場合

(イ) 資産の譲渡が売却に該当する場合

- (ア) i.、ii.のいずれも満たさない場合、売手である借手は、当該資産の譲渡について収益認識会計基準などの他の会計基準等に従い当該損益を認識します。
- リースバックについては、本公開草案の提案に従い、借手の会計処理を行うこととなります。ただし、一時点で損益を認識する売却に該当すると判断される場合であっても、上段(ア)ii.に該当する場合は金融取引として会計処理を行うこととなります。

③ 資産の譲渡対価やリースバックのリース料の水準による会計処理の違い

本公開草案によると、上記の②(ア)の場合に資産の譲渡対価が明らかに時価ではないとき、または、借手のリース料が明らかに市場のレートでのリース料ではないときには、売手である借手は、当該資産の譲渡対価と借手のリース料について次のとおり取り扱うこととされています。

(ア) 資産の譲渡対価が明らかに時価を下回る場合

- 時価を用いて譲渡について譲渡損益を認識する。
- 譲渡対価と時価の差額について使用権資産の取得価額に含める。

(イ) 借手のリース料が明らかに市場のレートでのリース料を下回る場合

- 借手のリース料と市場のレートでのリース料との差額について譲渡対価を増額した上で譲渡について損益を認識する。
- 当該差額について使用権資産の取得価額に含める。

(ウ) 資産の譲渡対価が明らかに時価を上回る場合

- 時価を用いて譲渡について損益を認識する。
- 譲渡対価と時価の差額について金融取引として会計処理を行う。

(エ) 借手のリース料が明らかに市場のレートでのリース

料を上回る場合

- 借手のリース料と市場のレートでのリース料との差額について譲渡対価を減額した上で譲渡について損益を認識する。
- 当該差額について金融取引として会計処理を行う。

なお、本公開草案上、資産の譲渡対価が明らかに時価ではないかどうか、または借手のリース料が明らかに市場のレートでのリース料ではないかどうかは、資産の時価と市場のレートでのリース料のいずれか容易に算定できる方を基礎として判定するとされています。

3 貸手の会計処理の概要：現行基準と新基準の比較

貸手の会計処理については、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類を含め、現行のリースの会計基準の取り扱いを本公開草案でも原則として維持しています。このため、不動産のリースも、借手の場合と比較すると、貸手の会計処理に与える影響は、基本的には、収益認識会計基準との整合性を図る点やリースの定義およびリースの識別といった点にとどまり、相対的に少ないと考えられます。ただし、後述する不動産のサブリースの中間の貸手となっている場合のリースの分類判定などにおいて、貸手にも新基準の適用による一定の影響があることに留意が必要です。

4 不動産リースの貸手の会計処理の概要：中間的な貸手によるサブリースの会計処理

(1) 不動産のサブリースの分類

ここでは、不動産のサブリースの中間の貸手として行動している企業に関して、サブリースの分類判定方法の変更による影響について説明します。サブリース取引とは、原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手間のリースが依然として有効である取引をいいます（図表2）。なお、当初の貸手と借手間のリースをヘッドリース、ヘッ

ドリースにおける借手を「中間的な貸手」といいます。

次の①または②のいずれかに該当する場合、中間的な貸手のサブリースは、ファイナンス・リースと判定されます。なお、ヘッドリースたる不動産リースについて短期リースに関する簡便的な取り扱いを適用して使用権資産およびリース負債を計上していない場合、サブリースはオペレーティング・リースに分類されます。

- ① 現在価値基準：サブリースにおける貸手のリース料の現在価値が、独立第三者間取引における使用権資産のリース料の概ね90パーセント以上であること
- ② 経済的耐用年数基準：サブリースにおける貸手のリース期間が、ヘッドリースにおける借手のリース期間の残存期間の概ね75パーセント以上であること（ただし、上記①の判定結果が90パーセントを大きく下回ることが明らかでない場合を除く）

例えば、耐用年数が50年の不動産を原資産とする、ヘッドリースのリース期間5年、サブリースのリース期間5年という取引があった場合、現行のリースの会計基準の下であれば、サブリースはオペレーティング・リースに分類される可能性が高いですが、本公開草案によると、②経済的耐用年数基準により、ファイナンス・リースに分類されます。

(2) 中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合の会計処理

本公開草案によると、サブリース取引のうち、次の要件をいずれも満たす取引について、中間的な貸手は、サブリースの基本的な会計処理をすることなく、サブリースにおいて受け取るリース料の発生時または当該リース料の受領時のいずれか遅い時点で、貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を損益に計上できるとしています。

- ① 中間的な貸手は、サブリースの借手からリース料の支払いを受けない限り、ヘッドリースの貸手に対してリース料を支払う義務を負わない。

図表2：リース負債の計上額の見直し



出所：PwC作成

- ② 中間的な貸手のヘッドリースにおける支払額は、サブリースにおいて受け取る金額にあらかじめ定められた料率を乗じた金額である。
- ③ 中間的な貸手は、次のいずれを決定する権利も有さない。
 - (ア) サブリースの契約条件（サブリースにおける借手の決定を含む）
 - (イ) サブリースの借手が存在しない期間における原資産の使用方法

(3) 転リース取引

サブリース取引のうち、原資産の所有者から当該原資産のリースを受け、さらに同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を「転リース取引」といいます。本公開草案で扱う転リース取引としては、主に機器等のリースが想定されています。不動産リースの実務において転リース取引がみられる事例は多くないかもしれませんが、本公開草案によると、中間的な貸手は、サブリースの基本的な会計処理をすることなく、転リース取引のうち、貸手としてのリースが原資産を基礎として分類する場合にファイナンス・リースに該当する場合、次のとおり会計処理を行うことができるとされています。

- ① 貸借対照表上、リース債権またはリース投資資産とリース負債の双方を計上する。
- ② 損益計算書上、支払利息、売上高、売上原価等は計上せずに、貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を手数料収入として各期に配分し、転リース差益等の名称で計上する。

なお、本公開草案は、リース債権またはリース投資資産とリース負債は利息相当額控除後の金額で計上することを原則としていますが、利息相当額控除前の金額で計上することもできるとしています。リース債権またはリース投資資産から利息を控除するにあたって使用する割引率は、リース負債から利息相当額を控除する際の割引率を使用するとされています。

5 貸手へのその他の影響

上述のとおり、不動産の貸手が属する業種では、貸手自身の会計には重大な影響を受けない可能性があります。しかし、借手の行動の変化によって、事業モデルに影響を受ける可能性があります。

(1) 借手のニーズの変化

借手の行動の変化によって、リースの契約期間の短縮化、変動リース料形式の契約の増加が要求される可能性があります。さらに、このことがリースの経済的実質を変化させ、リース料の決定に圧力をかけることへ繋がる可能性があります。不動産の貸手は、現在の経済環境でリース料の増額を要求することは難しいと認識している可能性があります。これにより、不動産ファンド等の貸手の業績が影響を受け、キャッシュ・フローの変動性や事業リスクが高まる可能性があります。ひいては、これが貸手の投資にとって有利な資金調達ができるかどうかの貸手自身の能力にも影響する可能性があると考えられます。

(2) 新サービスのビジネスチャンス

商業的にみると、借手のニーズの変化は、不動産の貸手にとって重要になる可能性があります。それぞれの不動産リースの契約条件によって状況は異なりますが、借手からは、賃料のリース部分と非リース部分の区分表示などを要求される可能性などが考えられます。こうした変化は、貸手の作業量を増やすだけでなく、業界に変化を起こす可能性もあります。また、新基準に従った開示を行うための情報を提供するなど、新基準に対応した新しい動きは新サービスおよび新商品のビジネスチャンスを生み出す可能性があります。新サービスに注目が集まるなど、市場におけるさまざまな動きが新リース基準によって加速する可能性があります。これにより、一部の貸手は従来の事業モデルを変更する必要があるかもしれません。

田野 雄一 (たの ゆういち)

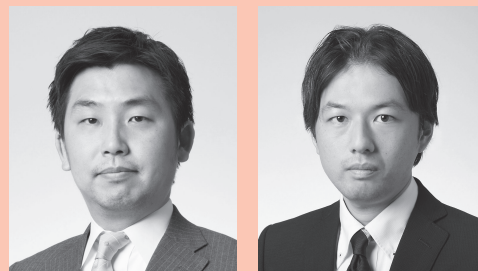
PwC Japan 有限責任監査法人 財務報告アドバイザリー部
シニアマネージャー、公認会計士 (日本)

2006年にあらた監査法人 (金融部) へ入所。REIT、不動産ファンド、金融機関等に対する会計監査および財務報告アドバイザリー部においてアドバイザリー業務に従事。

2012年7月から2015年6月まで企業会計基準委員会に出向し、専門研究員としてリースを中心にIASBにおけるIFRS基準開発のフォローや日本基準の開発業務に関与。2015年7月にPwCあらた監査法人 (当時) へ帰任後、金融機関および一般事業会社に対するアドバイザリー業務に従事。現在、財務報告アドバイザリー部に所属し、一般事業会社および金融機関のIFRS財務諸表へのコンバージョン業務や日本基準・IFRS・USGAAPの会計相談を含め、M&A・IFRS導入支援、組織再編等の会計関連のアドバイザリー業務に多数関与している。

メールアドレス：yuichi.tano@pwc.com

インダストリーインサイト (12)

保険セクターにおけるコンダクト
リスクの構造と管理手法

PwC Japan 有限責任監査法人
上級執行役員
保険インダストリーリーダー

宇塚 公一

PwC Japan 有限責任監査法人
シニアマネージャー

有竹 茂之

はじめに

保険セクターでは、ここ数年、保険会社の不適切な業務執行を理由に社会の期待を損なう事態が生じており、保険そのものや保険会社の役割が問われています。本稿では、このような不適切な業務執行で生じるリスク（コンダクトリスク）を考察します。

まず、保険のような専門性の高いビジネスについて考えるにあたり参考となるものとして、専門性の極みとも言える医療における規律について触れたいと思います。紀元前400年頃に活躍した古代ギリシャ人のヒポクラテスは、医学を原始的な迷信や呪術から切り離して、臨床と観察を重んじる経験科学へと発展させた人物として知られています。

中でも「ヒポクラテスの誓い」^{※1}は、現在も医師の世界では有名な誓いです。この誓いは、専門知識を絶えず身に付け、自らの重大な責任を自覚し、倫理的な行動を行うことを医師に求めていると考えられます。これらの原則は、全てのプロフェッショナルが目指すべき理想のように感じます。

全ての職業は、何かの専門性に紐付いています。保険ビジネスを行う上でも、それを担う人々がプロフェッショナル、つまり専門家であることが全ての基礎になると考えられます。「ヒポクラテスの誓い」にあるような倫理観の重要性は、業績が良い時には何の異論もなく受け入れられます。他方で、例えば業績についてプレッシャーがかかるとき、このような倫理観の重要性は、他の社内優先順位の高い話に取って代わられます。このようなところから発生するコンダクトリスクの内容、発生構造、発生要因および管理アプローチについて、本稿では論述していきます。

※1 例えば、その一節には以下のような文章があると言われています。“I will follow that system of regimen which, according to my ability and judgment, I consider for the benefit of my patients, and abstain from whatever is deleterious and mischievous.” (参考訳) 私は能力と判断の限り患者に利益すると思ふ養生法をとり、悪くて有害と知る方法を決してとらない。
出所：ブリタニカ百科事典 <https://www.britannica.com/topic/Hippocratic-oath>

なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 金融庁の考え方にみるコンダクトリスク

コンダクトリスクの内容・特徴について、金融庁が2023年4月に公表した「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」^{※2}（以下、「考え方」）を参照しながら説明します。

「考え方」にはコンダクトリスクの定義が明記されているわけではありませんが、コンダクトリスクの特徴についていくつか言及しているところがあり、これらを細かく見ていくと金融庁が考えるコンダクトリスクの輪郭がはっきりしてきます。以下に、その4つの特徴をまとめます（**図表1**）。

(1) 利用者保護のみならず、市場の健全性・有効な競争に対する影響を含む

この特徴は、利用者保護、特に保険ビジネスで言えば保険契約者保護のみならず、市場の健全性・有効な競争に対して悪影響がある場合もリスクとして捉える、というものになります。「考え方」では、LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）不正などの市場操作、相場操縦、利益相反行為、インサイダー取引、顧客説明義務違反、適合性原則違反などを典型的な例として挙げています^{※3}。

(2) 社会規範違反を含む

この特徴は、コンダクトリスクという考え方が、コンプラ

※2 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230427/02.pdf>

※3 「考え方」p.29 BOX13：コンプライアンスリスク管理（コンダクトリスク管理）

図表1：コンダクトリスクの特徴

コンダクトリスクの特徴（「考え方」の記述）	内容
利用者保護・市場の健全性・有効な競争に対して悪影響を及ぼす行為が行われるリスク	利用者保護のみならず、市場の健全性・有効な競争に対する影響を含む
法令・規則に違反していても、社会規範に違反している場合にはコンダクトリスク（広義のコンプライアンスリスク）に該当する	社会規範違反を含む
自社において直接損失は発生しないが、利用者などの外部のステークホルダーに損失が発生する（自社にとってはレピュテーションリスクの顕在化という形で間接的に損失が発生するにすぎない）場合にも、コンダクトリスクに該当する	自社の直接損害のみならず、外部のステークホルダーの損失を含む
収益至上主義あるいは権威主義（上意下達）の傾向を有する企業文化は利用者保護に違反する問題が生じやすい	収益至上主義あるいは権威主義がリスクを促す可能性

出所：金融庁「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」（2023年4月）の「BOX13：コンプライアンス・リスク管理（コンダクトリスク管理）」から抜粋およびPwC内容要約

イアンズリスクを拡張した考え方であり、社会規範に違反している場合にも生じるリスクであることを表しています。法令に違反はしていないもののマスコミやSNSなどに取り上げられたときなどに「保険業界の常識」と「世間の常識」のズレが顕在化するケースがあり、このようなズレから生じるリスクがコンダクトリスクには含まれるとされています。

(3) 自社の直接損害のみならず、外部のステークホルダーの損失を含む

この特徴は、通常のリスク管理上のリスクが企業の直接的な損失を扱うのに対して、そのみならず、コンダクトリスクは外部の利害関係者への損失が発生している場合に生じるリスクであることを意味しています。例えば、近年、金融庁が問題であると指摘した「節税保険」の提供は、保険会社や保険契約者の直接的損失にはあたりません。他方で、保険契約が保険事故に応じて保障を提供する形とは異なる形で利用されることで、税負担の公平性を欠いたという点に焦点が当たっています。結果、そのような商品を保険会社が提供することの社会的適切さ、言い換えれば利害関係者の損失に注目を置いています。

(4) 収益至上主義あるいは権威主義がリスクを促す可能性

この特徴は、これまで見てきた特徴とは少し性質が異なります。上記の3つの特徴はコンダクトリスクの輪郭を示すものであるのに対して、この特徴は、コンダクトリスクがいかなる事情で発生が促進させられるかという、発生の仕組みに焦点を当てています。さまざまな業界でこれまで生じてきた「偽装」問題において、理由を探っていく際に、「収益至上主義」あるいは「権威主義」が顔を出すケースは少なくありません。

2 コンダクトリスク発生の構造

コンダクトリスク事象は、各企業のパーパスや経営理念、行動規範（企業を取り巻く利害関係者の期待を含む社会規範に沿って定められ、組織内に展開される規範）の実践が、何らかの理由（リスク要因）によって阻害されることで発生すると考えられます（図表2）。

コンダクトリスク事象が発生してしまうと、顧客や市場などに影響が生じます。例えば、規制当局から処分を受けたり、社会的信用の失墜をもたらしたり、極端なケースでは市場から追放されてしまうようなことも考えられます。

3 行動規範と役職員の判断・行動に乖離を生じさせる要因

行動規範と役職員の判断・行動に乖離を生じさせるリスク要因はさまざまですが、ここでは、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）が2019年に示した“Framework for assessing conduct risk through the product lifecycle”^{※4}（以下、「枠組み」）に沿って、要因の一部を解説します（図表3）。

(1) ビジネスモデルと経営管理のリスク

このリスクには、事業の構造および管理方法、関連会社との関係から生じるリスクが含まれます。「枠組み」には、外部の第三者に業務委託しているような場合で、当該業務委託先を適切に管理していない場合に生じるリスクなどが示されています^{※5}。日本の保険会社においても、業務の一部を外部

※4 https://www.eiopa.europa.eu/publications/framework-assessing-conduct-risk-through-product-lifecycle_en

※5 「枠組み」p.10、Use of third parties – outsourcing

委託するケースがあり、このような委託先の管理が行き届かないことによってリスクが発現しているようなケースがあります。

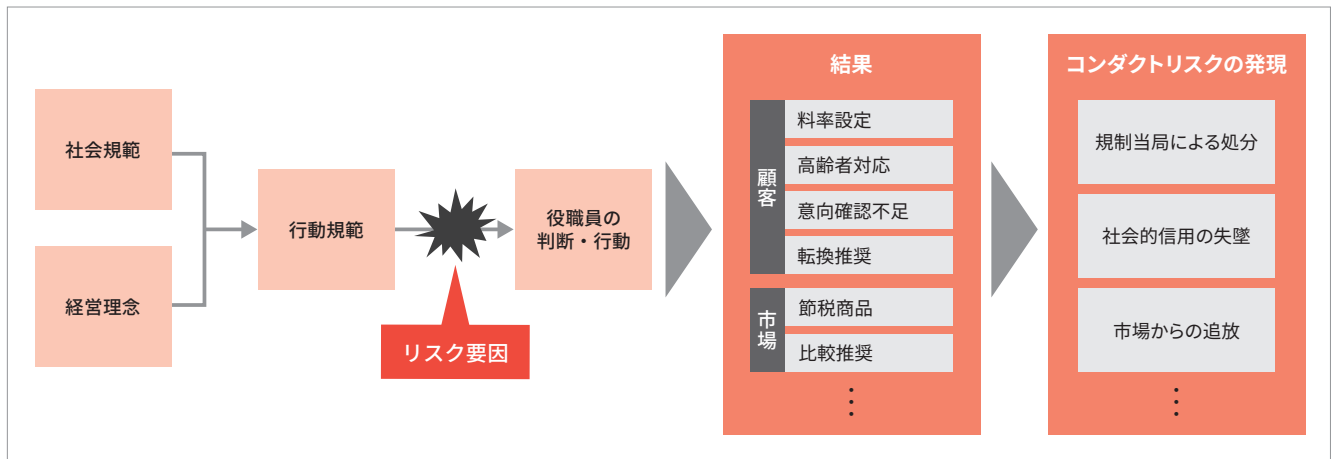
(2) 商品開発リスク

このリスクには、商品設計と対象とする顧客設定から生じるリスクが含まれます。「枠組み」には、商品内容が難しすぎて保険契約者に理解されにくい商品の開発によって生じるリスクや、商品内容は容易であるものの、補償が十分ではない商品の開発によって生じるリスクの例などが示されています^{※6}。日本の保険会社においても、例えば元本割れするような複雑な商品については、問題となることがよくあります。

(3) 商品供給リスク

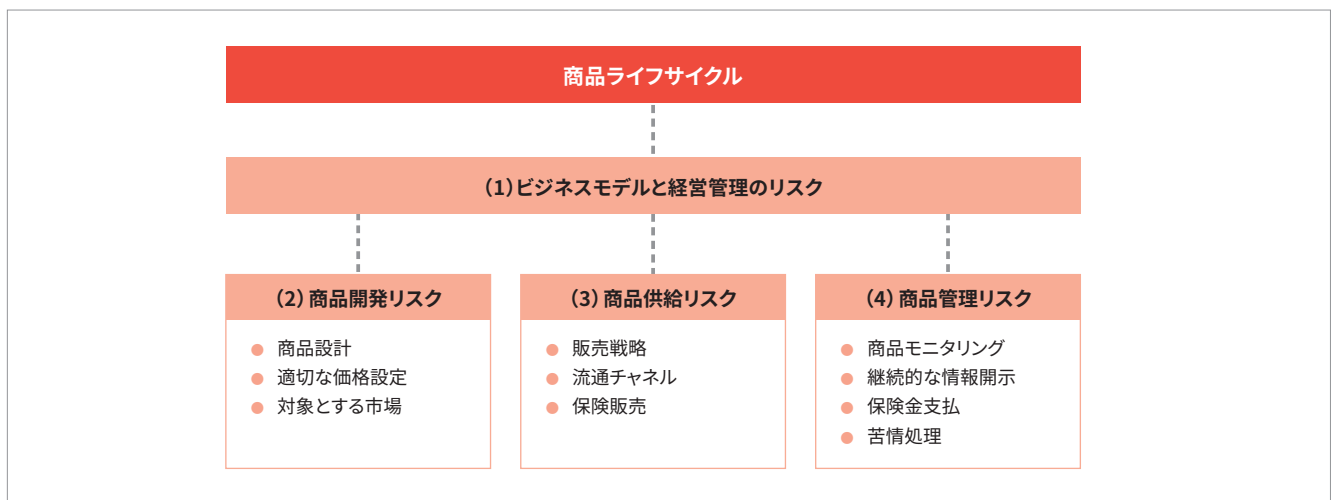
このリスクには、商品の市場への供給方法および販売時の顧客と保険会社等とのやり取りから生じるリスクが含まれます。「枠組み」には、保険セクターが主に供給主導型の市場であり、多くのケースで保険会社の方が保険契約者よりも情報を持っている状況で商品供給が行われることから生じるリスクの例などが示されています^{※7}。日本の保険業界においても保険会社の開示への関心が時に高まったり、商品販売時の情報開示、例えば比較推奨を行うといった実務に関心が集まるケースがあります。

図表2：コンダクトリスク発生の構造



出所：PwC作成

図表3：「枠組み」に示された商品ライフサイクルの構造



出所：「枠組み」をもとにPwC作成

※6 「枠組み」 p.14、Product differentiation and product standardisation

※7 「枠組み」 p.21、Information asymmetry

(4) 商品管理リスク

このリスクには、商品販売後の商品の管理方法、顧客と保険会社等とのやり取りやサービスから生じるリスクが含まれ、「枠組み」には、契約者から寄せられる苦情をネガティブに捉える組織文化の存在がリスクをもたらす例などが示されています^{※8}。日本の保険業界においても、保険の価値創造プロセス全般にわたって寄せられる「お客様の声」への対応を誤り、事態を大きくしてしまうようなケースがあります。

4 コンダクトリスクへのアプローチ

ここまでで、コンダクトリスクの内容、発生メカニズムおよび発生要因について説明してきましたが、これらを踏まえつつ、コンダクトリスクへのアプローチを示します。さまざまなアプローチがありますが、中でもコンダクトリスク管理上、重要と思われる、(1) 組織風土を形成する経営トップのメッセージや行動、(2) 第1線における自律管理、(3) 第2線・第3線への期待、について解説します。

(1) 組織風土を形成する経営トップのメッセージや行動

金融庁が「考え方」で挙げているコンダクトリスクの特徴として、「収益至上主義」および「権威主義」がコンダクトリスクを助長するというものがありました。「収益至上主義」はもっぱら企業の事業計画達成のプレッシャーから生じ、その発生源は経営トップであることが少なくありません。また、「権威主義」は、まさに経営トップを頂点とする企業内ヒエラルキーの中でのみ通用する力学であり、経営トップないしはその会社のこれまでのトップが発生源となっていることは珍しくありません。

これは裏を返せば、経営トップには、このような組織風土を変える重要な役割があるということではないかと考えられます。経営トップが組織風土に影響を与えるケースは、必ずしも公式な場における発言にとどまりません。例えば、コンプライアンスに問題がある社員を売上や利益への貢献が大であることをもって登用することなどは、十分にコンダクトリスク発生の素地の形成に貢献していると言えるでしょう。

(2) 第1線における自律管理

企業のリスク管理体制を、リスクオーナーとしてリスクコ

ントロールを行う第1線、リスクに対する監視を行う第2線、合理的な保証を提供する第3線に分類して整理する考え方がありますが、コンダクトリスクの発生防止、早期発見において最も重要なのは、リスクの発生源に近い第1線であると考えられます。

例えば、保険業界では、いわゆる保険契約を多く獲得できる「優績者」ほど、業務として顧客と接する機会が多く、それだけ業務執行上のリスクを発生させてしまう場面が多いと言えます。このような優秀な募集人たちは、記録に残るような形で保険募集上のコンプライアンス違反を生じさせることはほとんどありません。結果、このような募集人たちのコンダクトリスクは、オフサイトでのモニタリングや事後の検証で明らかになることは稀かもしれません。他方で、募集現場により近いところで活動を見ている人、例えば、募集現場に同行している人や営業活動を日次で把握する立場にある人は、「優績者」の行為の異変に気がつく確率が相対的に高い、ないしは牽制能力を持っている可能性があります。このようにコンダクトリスクは、その発生源近くで発生を防止すること、ないしは早期発見して対応することが重要です。

また、金融機関の中には、業務を行う人たちが正しいことを行えるよう、業務上の判断に困った際のよりどころとなる、シンプルな行動規範を定めているような会社も存在します。業務を行う本人の行動に直接的に影響を与える、このような試みも組み合わせることで、第1線における自律管理はその有効性をさらに増す可能性があります。

(3) 第2線・第3線への期待

第1線で自律的なリスク管理が行われたとしても、第2線・第3線の役割がなくなるわけではありません。まず、留意すべきは第1線での自律管理が進んでいる場合には、第2線・第3線がルーティンの準拠性確認をすることは効果的ではない可能性が高いという点です。つまり、現在の管理枠組みの中で想定されるリスクについては、すでに第1線の管理の中で対応が図られている可能性が相当程度あるということになります。

この場合、第2線・第3線に期待される機能としては、業界他社や他業界で行われていることにもアンテナを張り、第1線の自律的管理が機能していない可能性のある領域について洞察をもたらすということが考えられます。

第2線・第3線を担当する役員、部長といった人々の中には、自身の人脈を社内のみならず社外に持ち、さまざまな意見交換を通じて視野を広げ、第2線・第3線に期待される役割を果たしている人が少なくありません。しかしながら、さ

※8 「枠組み」p.28、Culture, governance and processes

らにアンテナの感度を上げることによって、会社に価値をもたらすための潜在力を高められると考えられます。

5 おわりに

コンダクトリスクはあらゆる業界で生じる可能性があります。その対処方法はさまざまで、例えば、NGOの関心事項やSNSを隈なく定期的に調査することによって、コンダクトリスクを早期発見しようという試みがあります。このような取り組みは、企業がこれまで重要だと考えていなかったけれども利害関係者にとっては重要なテーマを特定することもあり、意義のあることです。

他方で、コンダクトリスクの芽は、単独事象として存在しているケースは少ないように思われます。例えば、人員不足や複雑化したビジネスモデル（商品、チャネルなど）といっ

た組織横断的に慢性化している課題に潜んでいるケースが、かなりの割合で存在するようです。このようなテーマは、慢性的であるが故に毎回の経営会議で取り上げられるわけではなく、さまざまな施策の陰に潜んでいます。

コンダクトリスクは、ひとたび発現してしまうと、企業はそのリスクへの対応に大きな代償を払うケースが少なくありません。これは、補償などによる直接的な金銭的損失のみならず、ブランドへの影響、各種社内検討に要する人員コスト、業務停滞による潜在的損失など、非常に多岐にわたります。

コンダクトリスクは、その予防・早期発見が経営管理上望ましいと考えられますが、不幸にして、このリスクが発現した際の対応についても想像力を働かせておくことが重要です。誠実な対応を通じて、リスクを機会に組織を真に、根本から改革しようとする芽が出てくるケースには、暗闇の中に一筋の光を見る思いがします。

宇塚 公一 (うづか こういち)

PwC Japan 有限責任監査法人 上級執行役員 保険インダストリーリーダー

2005年公認会計士登録。2009年3月より2012年6月まで、金融庁監督局保険課に課長補佐として出向（2011年7月以降、企画市場局企業開示課兼務）。2012年の帰任後は主として保険業向けのアドバイザーサービスを担当。著書に『保険会社の「経済価値ベース」経営』（中央経済社）など。

メールアドレス：koichi.u.uzuka@pwc.com

有竹 茂之 (ありたけ しげゆき)

PwC Japan 有限責任監査法人 シニアマネージャー

2006年12月にあらた監査法人（当時）に入社し、主に保険会社に対する会計監査業務に従事した後、アドバイザーグループに異動。現在は保険会社に対するリスク管理支援や経理機能強化支援等のアドバイザー業務を提供。

メールアドレス：shigeyuki.aritake@pwc.com

インダストリーインサイト (13)

FATF 第5次相互審査に向けた金融機関の マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策 ——態勢整備後の2024年4月以降の課題



PwC Japan 有限責任監査法人
ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザー部
チーフ・コンプライアンス・アナリスト 井口 弘一

はじめに

2021年8月にFATF (Financial Action Task Force) ^{※1}による日本に対する第4次相互審査結果の公表後、日本政府は審査結果を受けて行動計画を策定し、2024年3月末を期限として、官民ともに態勢整備を進めてきました。金融機関は、金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 (AML/CFT) に関するガイドライン (以下、ガイドライン)」に則った態勢整備を進めましたが、2024年3月が対策の終了ではなく、今後は態勢整備を前提として、FATF 第4次相互審査の残課題対応のほか、第5次相互審査に向けての対策が求められることとなります。本稿では、今後、金融機関が対策をどのように進めていくべきかを解説します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 日本のFATFへの第2回フォローアップ報告の結果

日本の結果を概観してみます (詳細は2021年11月発行のPwC's View 第35号参照^{※2})。

FATF 第4次相互審査で日本は法令等整備状況の未達成項目数は11項目、有効性評価項目の未達成数は8項目ということで、合格水準である通常フォローアップ国の水準には至らず、重点フォローアップ国となりました。その後、未達成項目の改善を図るための態勢整備を段階的に進め、2022年9月に第1回フォローアップ報告結果が公表され、2023年10月に第2回フォローアップ報告結果が公表されました。

第2回のフォローアップ結果では、FATF 勧告対応法や継続的顧客管理の制度化、関係省庁の監督対応などが一定の評価を受けて、法令等整備状況の改善は相応に進みました。具体的には、「勧告 (R) 24. 法人の実質的支配者」など法令等整備に関する4項目が概ね遵守 (LC) に改善しました (図表1)。

しかし、引き続き重点フォローアップ国であることに変わりはありません。本件後の法令等整備で合格水準未滿は、大量破壊兵器の拡散防止 (R7)、PEPs^{※3} (R12)、信託等の実質的支配者 (R25)、DNFBPs^{※4}の顧客管理・疑わしい取引届出 (R22、R23)、NPO 管理 (R8) の計6項目であり、他の主要国には若干見劣りする状況です。フォローアップ報告では、法令の運用実態を評価する有効性評価項目は再評価されおらず、法令等整備状況も5次相互審査の基準では合格水準には至っていません (図表2)。

※1 FATFとは、1989年にサミット合意をもとに設立されたマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融防止 (AML/CFT/CPF) 対応に関わる国家の態勢整備状況を審査する政府間会合です。OECD傘下であり、パリに本部があります。

※2 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202111/35-07.html>

※3 Politically Exposed Persons: 収法施行令第12条第3項各号および同法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者等

※4 Designated Non-Financial Businesses and Professions: 特定非金融業者および職業専門家

図表1：日本のFATF第4次相互審査結果（第2回フォローアップ報告後）

法令等整備／主要項目・不備項目等

	審査結果	第1回FUR	第2回FUR
R2. 国内関係当局間の協力	PC	LC	LC
R5. テロ資金供与の犯罪化	PC	PC	LC
R6. テロリストの資産凍結	PC	PC	LC
R7. 大量破壊兵器の拡散防止	PC	PC	PC
R8. 非営利団体の悪用禁止	NC	NC	PC
R10. 顧客管理	LC	LC	LC
R12. PePs	PC	PC	PC
R22. DNFBPsの顧客管理	PC	PC	PC
R23. DNFBPsの疑わしい取引届出	PC	PC	PC
R24. 法人の実質的所有者	PC	PC	LC
R25. 法的取極の実質的所有者	PC	PC	PC
R28. DNFBPsに対する監督義務	PC	PC	LC

※網掛けはFATF基準未達項目

有効性評価

	審査結果
IO1. ML/TFリスクの認識協調	SE
IO2. 国際協力	SE
IO3. 金融機関・DNFBPsの監督	ME
IO4. 金融機関・DNFBPsの予防措置	ME
IO5. 法人等の悪用防止	ME
IO6. 特定金融機関情報等の活用	SE
IO7. 資金洗浄／捜査・訴追・制裁	ME
IO8. 犯罪収益の没収	ME
IO9. テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME
IO10. テロ資金の凍結・NPO	ME
IO11. 大量破壊兵器に関与する者への制裁	ME

注1 FATFは、金融機関等の民間事業者ではなく、各国の法制度等に対して「40の勧告」をもとに技術的コンプライアンス（以下、法令等整備状況）を審査、4段階で評価。さらに、第4次相互審査では、11項目の有効性評価が追加され、AML等の対策の制度自体が適切に機能しているかについて、4段階で評価されることとなった。各項目の評価結果を総合して、各国には「通常フォローアップ」「重点フォローアップ」などの評価がなされる。

注2 評価体系

【技術的コンプライアンス（法令等整備状況）審査（40項目）】

① Compliant（履行：「C」）、② Largely Compliant（概ね履行：「LC」）、③ Partially Compliant（一部履行：「PC」）、④ Non-Compliant（不履行：「NC」）（合格水準は①、②、それ以下は未達成）

【有効性評価（体制の運用面の審査：11項目）】

① High Level（高い：「HE」）、② Substantial Level（十分：「SE」）、③ Moderate Level（中程度：「ME」）、④ Low Level（低い：「LE」）（合格水準は①、②、それ以下は未達成）

【総合評価】

法令等遵守項目について、未達成項目8項目以上は重点フォローアップ、未達成項目20項目以上は監視強化、有効性評価項目について、未達成項目7項目以上は重点フォローアップ、未達成項目9項目以上は監視強化。このほか別の基準あり。

注3

第3次審査の項目は第4次と同じではなく、PwCにて独自に第4次の項目と同様の項目を抽出、集計したもの。第4次に1項目、第3次に2項目の評価対象外項目あり。

出所：FATF資料をもとにPwC作成

図表2：FATF／第4次相互審査結果（フォローアップ報告結果反映後）・主要国比較（2024年2月末）

		法令等整備（全40項目）の未達項目数			
		4項目以下	5～7項目	8～14項目	15～19項目
有効性評価 （全11項目） の未達項目数	9項目以上	アイスランド トルコ	南アフリカ	ブラジル	
	7～8項目	ドイツ シンガポール オーストリア フィンランド デンマーク マレーシア ベルギー	日本 バーレーン メキシコ インドネシア	中国	
	6項目	ルクセンブルグ ギリシャ ノルウェー スウェーデン	アイルランド カナダ	韓国 オーストラリア ニュージーランド	
	5項目以下	英国 香港 オランダ スイス イタリア スペイン フランス イスラエル	ポルトガル	米国	

- 4次審査：要監視
5次審査：要監視
(有効性評価の未達項目9項目以上、または法令等整備の未達項目20項目以上)
- 4次審査：重点フォローアップ
5次審査：要監視
- 4次審査：重点フォローアップ
5次審査：重点フォローアップ
- 4次審査：通常フォローアップ
5次審査：重点フォローアップ
- 4次審査：通常フォローアップ
5次審査：通常フォローアップ

出所：FATF資料をもとにPwC作成

(注) FATF4次審査および今後予定される5次審査の総合評価に係る未達項目数による数値基準を図示したもの。ただし、総合評価は未達項目数以外の別の基準があり、総合評価が図示の評価と異なる場合がある。

日本は、2024年10月に第3回目のフォローアップ報告を実施する予定となっています。また、FATF第5次審査は2028年8月に実施されることが発表されました。一定の法整備が進みましたが、4次審査の終盤の対応が必要なほか、5次審査も意識した対応が求められることになります。

2 今後求められる対策

金融機関は、金融庁から要請された態勢整備期限を迎え、その整備を完了しているとしても、今後は実際の運用を開始し、対策の実効性向上を図る必要があります。

① 4次審査の残課題・指摘への対応

政府は法令等整備を進めていますが、4次審査結果では、FATFは「リスク評価の導入・実施、リスクベースでの継続的な顧客管理、取引のモニタリング、資産凍結措置の実施、実質的支配者情報の収集と保持を優先して対応すること」を求めています。すなわち、態勢を整備するだけでなく、マネロン・テロ資金供与対策プログラム（以下、AML/CFTプログラム）の運用開始、実効性向上が求められています。

② 5次審査における留意点／有効性評価の重点化

FATFは5次審査においては、合格基準の厳格化等のほか、AML/CFTの運用実態の評価（有効性評価）に軸足を置くことを明言しています。その後、3次審査では法令等整備に重点が置かれ、4次審査では法令等整備に有効性評価が加わり、5次審査では法令等整備の段階は過ぎ、運用実態評価に重点

が置かれるという経過を辿ることになります（図表3）。いわば、当然の流れですが、各国がリスクの最も高い分野に焦点を当てることができるように、主要なリスクを重視するリスクベースアプローチによる対応も図られます。弱点は重点的にチェックされますので、4次審査で厳しい評価がなされた金融機関の態勢運用面に関しては詳細に確認されると考えられます。

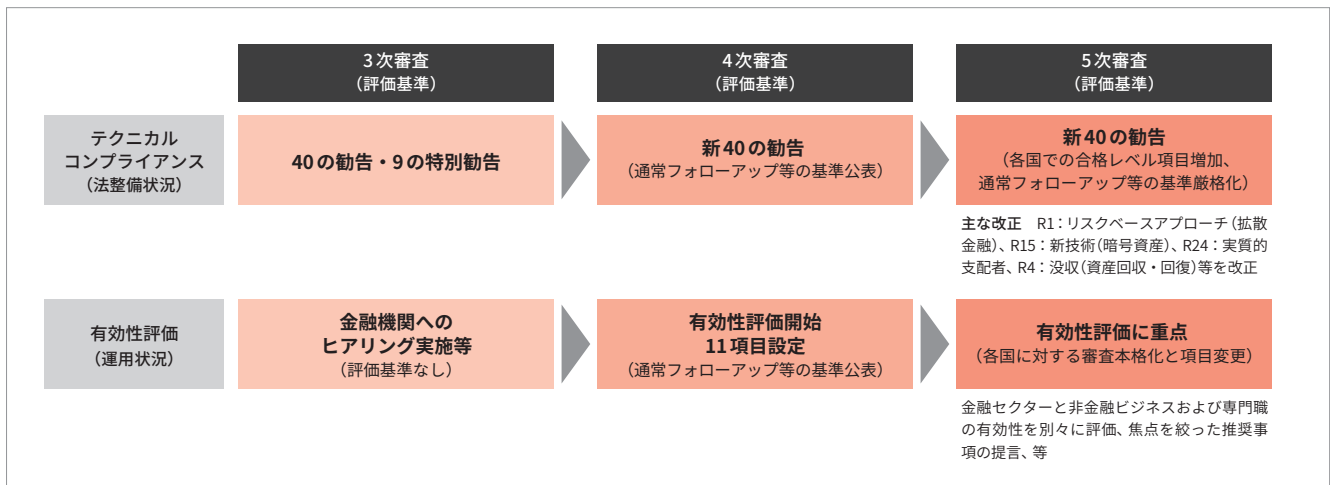
3 実効性向上の具体策／金融庁「ガイドライン」の遵守

(1) 重要性を増すガイドライン対応

FATFは4次審査において、ガイドラインは法令と同等の強制力があると評価しました。これにより日本の審査結果が一定の水準を確保したと言っても過言ではありません。ついては、ガイドラインを遵守しなければ、実質的な法令違反であり、国際公約違反とも取られかねないと考えられます。

また、今回の第2回フォローアップ報告において、「勧告24. 実質的支配者」が「概ね妥当」に再評価されました。これは、実質的支配者リスト制度（企業任意の実質的支配者登録制度）の導入等の法整備のほか、ガイドラインにおいて継続的顧客管理による実質的支配者の確認が義務付けられていることが、網羅的な登記制度には当たらないが代替手段として評価できるとされたためとみられます。その意味で、ガイドラインに則った顧客管理の遵守が、より厳しく金融機関に求められることになったと考えられます。内閣府・規制改革推進会議（2023年7月）では、実質的支配者の登記制度に関して2024年度中に関係省庁で協議するべきとの意見も

図表3：FATF相互審査の変遷



出所：PwC作成

示されましたが、その結果に係らず、当面、金融機関における確認状況が問われることは避けられないとみられます。

(2) 規制当局の方針

金融機関は、2024年3月の期限をにらんで態勢整備に邁進してきました。問題は、今後の規制当局のスタンスですが、金融庁はガイドライン違反（実質的な法令違反）に厳格に対処する方針です。2023年6月の「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」において、2024事務年度以降のモニタリング・検査方針について、「金融機関においてガイドラインにおける『対応が求められる事項』に係る措置が不十分であるなど、マネロン等リスク管理態勢に問題があると認められた場合には、必要に応じ、法令に基づく行政対応を行う」ことを明確にしています。

さらに、2023年8月に公表した2023事務年度の金融行政

方針では、「2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める」としています。今後は、形式ではなく、実効性を問うスタンスが明確に打ち出されたといえます。

(3) 実効性向上の観点からのガイドライン対応

こうしたなかで、金融機関にはガイドラインに則った対応を着実に実施することが求められます。ガイドラインには実効性を検証する項目が多数あり（図表4）、ガイドライン対応が今後の実効性向上の鍵を握るといえます。態勢整備の項目から実効性向上に視点を変えて対応を進めることが肝要です。

実効性向上に当たって特に留意すべきは、個社固有のリスクの特定・評価です。ガイドラインで求められている疑わしい取引の分析結果のリスク評価への反映、営業地域に応じた

図表4：金融庁「ガイドライン」の主な有効性検証項目

カテゴリー	対応が求められる事項
リスクの特定	① 国家リスク評価を勘案し、自社の商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性を包括的・具体的に検証 ② 自らの営業地域の地理的特性、事業環境・経営戦略のあり方等、個別具体的な特性考慮 ③ 国・地域の検証は直接・間接の可能性検証
リスクの評価	① 全社的・具体的手法の確立、客観的根拠に基づき評価 ② 疑わしい取引の届出状況等の分析等の考慮 ③ 届出件数等の定量情報の活用（部門・拠点・届出要因、検知シナリオ別） ④ リスク評価結果の文書化 ⑤ 定期的、および必要に応じたリスク評価の見直し
リスクの低減	① 個々の顧客・取引の内容等を調査、リスク評価結果に照らして、実効的な低減措置を判断・実施すること
PDCA管理	① 方針・手続・計画等を策定、全社的に整合的な形で適用 ② 方針・手続・計画等が実行的か、各部門・営業店等への監視を踏まえ、検証 ③ 内部情報・内部通報等を踏まえたリスク管理態勢の実効性検証
第1線	方針・手続・計画等の理解、低減措置の的確な実施
第2線	方針・手続・計画等の遵守状況の確認、低減措置の有効性検証
第3線	① 監査計画の策定実施（方針・手続・計画、職員レベル、研修、異常取引検知・リスク低減、疑わしい取引届出） ② リスクに照らした監査対象・頻度・手法の調整 ③ 業務のリスクに応じて頻度や深度を調整して監査を実施
顧客管理	継続的な顧客管理（調査対象・頻度の決定、調査手法等の適切性の継続的検証、調査結果の共有、リスクに応じた確認頻度の調整、顧客リスク評価の見直し、モニタリング内容調整）
取引モニタリング・フィルタリング	① モニタリング体制（リスク評価を反映した適切な抽出基準設定、検知結果や疑わしい取引を反映した改善） ② フィルタリング体制（制裁リストの最新化、適切な検知基準の設定、リスト追加時の遅滞ない照合）
疑わしい取引届出	① 適切な検討・判断行われる態勢整備のうえ、届出の状況等をリスク管理態勢の強化に活用 ② 業務内容に応じて、ITシステムやマニュアル等も活用しながら、検知・監視・分析する態勢を構築 ③ 参考事例、過去の届出事例、外国PEPs妥当性、顧客属性、事業、取引態様、国・地域等を考慮 ④ 届出先のリスク評価の見直し、低減措置の実施
ITシステム	① リスク管理に見合った設計・運用、導入後の定期的検証・改善 ② 内部・外部監査等の独立性した検証プロセスを通じシステムの有効性を検証
データ管理	① 確認記録・取引記録等について正確に把握、分析可能な形で整理 ② 網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているか定期的に検証 ③ リスク低減の実効性検証等に活用可能な情報（疑わしい取引、研修実施状況、経営報告）の蓄積・把握・整理

出所：金融庁「ガイドライン」をもとにPwC作成

リスクの反映などは、その典型例といえます。

なお、こうしたガイドライン対応に加えて、拡散金融に関するリスク評価・低減措置の検討も重要となります。2024年4月に外国為替取引等取扱業者に外国為替取引等取扱業者遵守基準の遵守、制裁対象者対応・拡散金融対策に関するリスクの特定・評価等を求める改正外為法令が施行されます。これを受け、財務省は2023年11月、外国為替検査ガイドラインを再整理し、外為法令等の遵守に関する考え方・解釈および検査指針を示す「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」を制定しました(2024年4月1日適用)。併せて、このガイドラインで対応が求められる事項の具体的な対応例等を取りまとめた「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインQ&A」も公表されています。今後、金融機関等に拡散金融に関するリスク評価・低減措置の具体化が求められることとなります。経済制裁・拡散金融等のリスクに関しては、兵器に利用されるリスクのある製品など、関連するリスクは多岐にわたるため、より厳密に言えば、FATFのガイダンスや財務省が今年3月に制定した拡散金融リスク評価書等も参考にしたリスクの洗い出し、評価書への反映も求められるとい

えます。

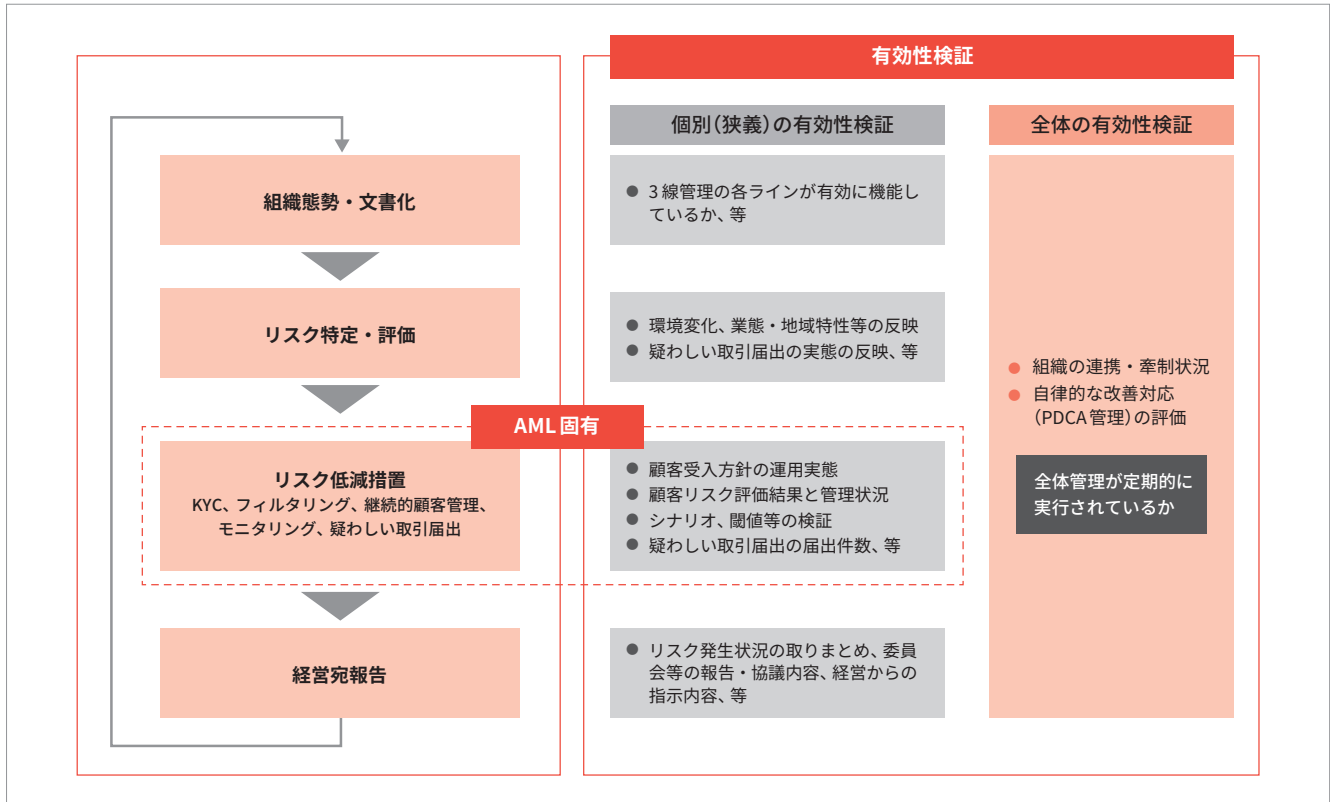
4 有効性検証の実践

さらに、AML/CFTガイドライン遵守に当たっての検証等の作業として有効性検証を理解しておく必要があります。金融機関は、整備した態勢をもとに実効的なAML/CFT対策を実施しているかの「有効性検証」を全社的な3線管理と個々のオペレーション部分の両面で組織的に実施していくことが求められます(図表5)。

(1) 全社的なAML/CFTプログラムの有効性検証

ひとつは、全社的なPDCA管理です。AML/CFT/CPF(拡散金融)対応で求められるのは、組織整備のうえで、リスク特定・評価、顧客管理、モニタリング、疑わしい取引届出等の実務が、分断されずに、統一かつ統合的に有機的な繋がりを保ちつつ円滑に実施されることです。また、実務対応の結果を基に、組織の不備の是正や次のリスク特定・評価の修正改善に利用される自律的な改善対応が機能しているか

図表5：有効性検証・概念図



出所：PwC作成

を確認することも求められます。検証に当たっては、3線管理態勢の実効性も問われることになります。各階層でAML/CFTプログラムが有効に機能しているか確認することが必要です。さらに、第3線の重要性が増し、第1線、第2線を凌ぐ十分な知見を発揮し、牽制機能を発揮しているかも問われることになります。

(2) AML/CFTプログラムの実務段階の有効性検証

いまひとつは、個別のオペレーションに関しての有効性検証です。リスク特定・評価、顧客管理、モニタリング、疑わしい取引届出等がそれぞれ有効に機能しているかを見極めることです。これは、ガイドラインの個別項目ごとにも定められていますが、手法に関しては明示されておらず、試行錯誤を繰り返して検証体制を確立していくことが求められると考えられます。

例えば、難度の高い取引モニタリングシステムの有効性検証の場合について確認します。留意すべき点は、システムから抽出されるアラートの検出条件で、過去に届出した疑わしい取引パターンがどの程度カバーされているかです。定性的な要因をベースに届出することも多いため、全てをカバーすることはできませんが、このカバー率を上げるための敷居値の調整等の対策を検討することが必要です。ただし、カバー率を上げようとすれば、疑わしい取引に該当しないアラートが増えるという問題も生じ得ます。そのため、どの程度の水準に敷居値を見直すか、定期的に試行錯誤を繰り返しつつ実施することが必要といえます。

なお、システムの有効性検証に当たっては、金融庁の「モデル・リスク管理に関する原則」も参考にしていくことが必要でしょう。米国連邦準備理事会（FRB）・通貨監督庁（OCC）のモデル・リスク管理原則の本格活用に関する共同声明（2021年4月）などを受け、本邦では2021年11月に制定されています。

また、疑わしい取引の届出の実効性をあげるために、新たに創設される為替取引分析業者の活用も検討されるべきポイントです。最終的には金融機関自らが疑わしい取引届出の判断をしなくてはなりません、ひとつの判断ツールとして、金融庁が示しているように「中長期的な視野に立って、自行のマネロン管理態勢をどう高度化していくのか、その中で共同システムをどう活用できるのか、引き続き検討を進める」べきと考えられます^{※5}。

(3) 重要となる文書化・報告

全社的な有効性検証、個別実務に関する有効性検証に共通して必要なことは、文書化および経営宛報告です。有効性検証を実施してどのような結果を得られたか、どのようにプログラムの改善に繋がったかの証跡がなければ、対外的な説明力が薄れることになりませんし、何より、実効性の向上に繋がりません。一時的な検証にとどまらず、継続的な検証・確認により、組織として過去の記録・データをベースに段階的に改善を図っていくことが必要です。

5 おわりに

AML/CFTの実効性向上は継続的かつ組織的な対策が必要です。一朝一夕ではその達成は難しく、第5次相互審査までの約4年間という期間は決して長くはないと考えられます。我が国の金融機関は、今まさにAML/CFT対応のスタート地点に立ったところであり、これから本当の意味でのAML/CFT対策が開始されるということ意識することが肝要とみられます。

※5 金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点（令和5年4月12日開催 全国地方銀行協会／令和5年4月13日開催 第二地方銀行協会）」
<https://www.fsa.go.jp/common/ronnten/202304/02.pdf>

井口 弘一（いぐち こういち）

PwC Japan 有限責任監査法人

ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザー一部

チーフ・コンプライアンス・アナリスト

1989年4月に大手銀行入行、調査・企画畑を専門に、調査部、営業審査部、企画部、コンプライアンス統括部（マネー・ローンダリング防止対策室、金融犯罪対策室等）、監査部にて勤務。2017年8月より海外大手銀行（日本法人）の法務・コンプライアンス統括責任者。2021年4月より現職。

メールアドレス：koichi.iguchi@pwc.com

ベトナムにおける税務調査と不正調査への対応

PwC Tax and Advisory Vietnam
 ジャパンビジネスサービス
 ディレクター 今井 慎平

PwC Vietnam
 ジャパンビジネスサービス
 シニアマネージャー 小暮 寛之

PwC Vietnam
 ジャパンビジネスサービス
 マネージャー 塚本 裕之

はじめに

ベトナムは1997年に発生したアジア経済危機を経て、2000年から2010年の平均経済成長率は7.26%^{※1}と高成長を達成してきました。その要因として、2000年代からの規制緩和による外国直接投資（Foreign Direct Investment：FDI）を始めとした民間投資の増加や、2007年のWTO（世界貿易機関）への加盟が挙げられます。また、内需拡大要因としての人口増加も著しく、2011年以降も5%^{※2}以上の経済成長を維持しており、右肩上がりでの経済発展を続けてきています。

一方で、直近の2023年は国内外で消費が低迷し、9月度累計ベースでの経済成長率は+4.84%^{※3}と前年から鈍化しています。セクター別にみると、これまでベトナム経済を牽引してきた産業や建設セクターおよび不動産セクターが軒並み苦戦している中、サービスセクターにおいては、新型コロナウイルス以降の観光客の完全な受け入れ再開や、政府による消費刺激策の実施により堅調を維持しています。しかし、2023年下期以降はベトナムの輸出入高の持ち直しにより、10～12月の第4四半期期間における成長率は前年比+6.72%^{※4}と足元の景気動向は回復基調にあり、2024年においては経済成長率の目標を+6.0～6.5%としています。

そのような中で、昨今の米中デカップリングやコロナ禍でのサプライチェーン停滞に伴い、中国に代わる生産拠点の候補地として、ベトナムは世界からも注目されており、FDIの動きが新たに活発化しています。直近の2023年1～11月期の

FDI実績は前年同期比+14.8%^{※5}となり、製造業にとどまらず金融やサービス業も含めた幅広い業種の進出が今後も続くものと想定されます。

目覚ましい経済成長を遂げる一方で、ベトナム経済には負の側面も存在します。特に深刻なのが、①不透明な税務調査や課税の適用、②不正事例の多発です。とりわけ、不正事案においては、投資機会や業績拡大に注力する一方で、ガバナンスを意識した仕組みづくりに課題を残す企業もあり、不正発生後の対応に苦慮するケースも見受けられます。企業は事前に不正発生を防止するために必要な内部統制の構築や運営づくりを実施し、不正が発生した際の事後対応をあらかじめ定めておく等の対応が求められます。

なお、文中の意見に係る記載は筆者（PwC Vietnam JBN チーム）の私見であり、PwC Tax and Advisory Vietnam、PwC Vietnam、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 ベトナムにおける税務調査の実情

(1) ベトナムの税務調査の概要

ベトナムの税務調査にはExaminationとInspectionの2種類があり、実地調査日数はExaminationで10営業日（さらに10営業日延長可）、Inspectionで30～45営業日（さらに25営業日延長可）のいずれかです。調査対象とできる期間は過去10年間ですが、追徴税額の20%の加算税（ペナルティ）を科すことができるのが過去5年間のみであるため、一般に5年以内にExaminationかInspectionのいずれかの調査が実施される傾向にあります。

※1 外務省「政府開発援助国別データブック（ベトナム）」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/12_databook/pdfs/01-07.pdf

※2 外務省「ベトナム社会主義共和国基礎データ」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>

※3 PwC Vietnamの試算による

※4 CEIC「Global Economic Data, Indicators, Charts & Forecasts」
<https://www.ceicdata.com/en/country/vietnam>

※5 ベトナム計画投資省海外投資局（FIA）「FDI attraction situation in Vietnam and Vietnam's overseas investment in the first eleven months of 2023」2023年11月26日
<https://www.viet-jo.com/news/statistics/231128182033.html>

対象となる税目は、税務調査の前に原則として書面で会社に伝えられ、調査範囲に応じた資料を提供するよう依頼されます。調査実施時には、税務当局と納税者との面談の都度、税務当局が議事録を用意し、納税者が確認します。その後調査の終盤あたりで税務当局が自らの調査結果を示したDraft Minutesを作成し、その後納税者との議論を経てFinal Minutesが作成され、この内容に基づいて最終的な更正通知書が作成・発行されます。なお最近の税務調査では、調査実施前に依頼・入手した資料に基づき当局内で事前に机上調査を行ってから実地調査を行うなど、より効率的な調査を行う傾向にあります。

(2) ベトナムの税務調査における難しさ

上述のとおり、ベトナムの税務調査の実地調査はExaminationとInspectionのいずれにおいても短期間で完了します。そのため、十分な反証の準備時間が与えられないまま当局が調査を終了し、課税されるケースがしばしば見受けられます。

また税務調査^{※6}の実施期間中、当局と納税者の面談の都度作成される議事録について、その内容が当局に都合が良い記載に偏っていないか、入念に確認したうえでサインする必要があります。

調査の終盤において作成されるDraft Minutesは、税務調査の結果が確定される前の段階ではあるものの、追徴課税額がどの程度の見込みになるのか、調査の過程で行った自社の主張はどの程度当局に受け入れられているのか、などを確認するために非常に重要な書類となります。しかし実際は、ベトナム人経理責任者に税務調査対応を一任し、Draft Minutesが提示された段階で課税予定額の大きさに驚いて専門家に相談するというケースが多く見受けられます。実際のところ、Draft Minutesで示された課税予定額から大きな減額を勝ち取ることは容易ではありません。また、ベトナムの税務当局は各地方税務当局ごとに税務調査の実施件数および追徴課税額のノルマが設定されており、状況によっては合理的でない根拠に基づく課税の主張がなされ、そのまま追徴に至るケースも散見されます。

納税者は課税後、不服申立^{※7}を行うことは可能ですが、更正通知書受領後、90日以内に1次不服申立を課税当局に行う必要があります。この時、1次不服申立は、税務調査を行っ

た地方税務当局と同じ当局の不服申立審査部^{※8}に申立てを行います。過去の実績から、1次不服申立において納税者が納得のいく結論を当局から得られる確率はかなり低く、これは調査部門と不服申立審査部門と部署が異なるとはいえ、同一の地方税務当局であることが少なからず影響しているものと思われます。2次不服申立は、首都ハノイ市にある税務総局（日本の国税庁に相当）に申立てを行うことになるため、より中立的な回答が得られることが一般に期待されます。

なお、ベトナムでは税務裁判はほとんど実例がなく、税務裁判がなされたとしても裁判官自身の税務知識が乏しく税務当局の意見を鵜呑みにする傾向にあることから、2次不服申立までで結論を得ることが望ましいと言えます。

(3) 推奨される対応

比較的短期間で完了する調査であることを踏まえると、事前でのリスクの把握やリスクに対する準備対応を行い、ベトナム人経理担当者の経験・実力に応じて税務調査で当局の要請に応じて迅速に資料等が提出できる体制にしておくことが望ましいと考えられます。

特に移転価格をはじめとするグループ会社間取引については、課税結果によっては移転価格ポリシーなど後続年度にも影響を及ぼす可能性があることから、本社や地域統括会社と調査経過について適時に情報を共有し、グループ全体の視点から調査に対応していくことが肝要です。そうすることで、企業全体としても税務調査対応の経験値が蓄積されるとともに、今後の改善点も明確化され、その後の対応に繋げやすくなります。

また、税務調査の段階で必要な資料の提出、当局との十分な議論、後続年度への影響も踏まえた落としどころの検討などが十分になされないままに税務調査が終了してしまう場合、課税内容・課税額によっては、時間^{※9}もコストもかかる不服申立に進む決定をせざるを得ない場合も出てきます。このとき、1次不服申立に進むかどうかについての決定を90日以内に主体的に行う上でも、事前に入念な準備を行い、税務調査開始後は社内や外部専門家と協働し、なるべく税務調査の段階で決着をつけられるスピード感で効率的・効果的に対応することが望ましいと言えます。また、この納税者のスタンス・努力は、仮に不服申立プロセスに進んだ場合でも生きてくることとなります。

※6 基本的には関税調査も同様のため、以後は関税調査も含めて「税務調査」と表現する。

※7 国内救済措置として、納税者は更正通知受領後、1次不服申立を課税当局に行うことができる。1次不服申立の結果の後、上位当局に2次不服申立を行うことができる。2次不服申立の後には、税務裁判となる。

※8 正式名の英語訳はInternal Examination Departmentである。

※9 税務当局は、1次不服申立書受領後、30日または45日（複雑な場合）以内、1次不服申立書受領後、45日または60日（複雑な場合）以内に納税者に回答する、と法令上の定めはあるが、実際にはこの期限どおりには進まないことが多い。しかし、納税者側は法令で定められた期限を守る必要がある。

2 不正事案について

(1) 世界での不正状況と東南アジアでの不正状況

PwCでは、「グローバル経済犯罪実態調査」をほぼ2年ごとに実施しており、最新版「グローバル経済犯罪実態調査2022—外部犯行者による不正の増加^{※10}」によると、不正、汚職、その他の経済犯罪の発生率は、2018年以降ほぼ横ばいが続いています。「過去2年以内に何らかの不正や経済犯罪を経験したことがある」と回答した企業は全体の半数弱(46%)であり、本調査が対象としたグローバル企業全体として大きく上昇していない様子が見て取れます。発生リスクが最も高い不正はサイバー犯罪で、次いで顧客による不正・資産横領でした。

PwCで東南アジア諸国のみを対象とした統計はありませんが、タイ所在の会社を対象とした調査「PwC's Thailand Economic Crime and Fraud Survey」も隔年で行われており、2020年度の調査では、サプライチェーンに関する不正(利益相反取引)および横領がトップで、両者あわせて40%超を占めている一方、サイバー関連の不正は全体の16%に留まっています。しかし、コロナ禍を経た2022年度での調査では、サイバー不正がサプライチェーンにおける不正(利益相反取引)と同率1位で全体の24%を占めるまでになっており、グローバルでの調査結果(サイバー犯罪が全体の29%)と近くなってきています。

ベトナムでオペレーションを行っている日系企業については、肌感覚としては、サプライチェーンにおける利益相反取引がその多くを占めていると感じています。横領やサイバー攻撃などは明らかに犯罪であるのに対し、購買プロセス、販売プロセスにおける利益相反取引は、一見会社の規則に則って適切に取引が行われているため、内部告発がないとなかなか露見されにくい性質であることがまず挙げられます。さらに、利益相反であることの証明も難しく、明確な証拠がとりにくい、という性質もあるものと思われます。以下に過去PwCのジャパンスクにご相談頂いた典型的な不正事例を紹介します。

(2) ベトナムでの不正事例とその対応

ベトナム日本商工会議所に登録されている日系企業は、約4割が製造業であり、製造プロセスでの調達活動における不

正が金額的にも大きくなるため、調達プロセスでの不正行為が最も多いと感じます。製造業に限らず、どの業種でもなんらかの調達はオペレーション上必ず発生しているため、調達部門をはじめとした支出取引において、サプライヤーと共謀した利益相反取引が最も多いと言えます。

調達プロセスにおける利益相反取引は複数担当者による共謀

具体的には、調達部門が選定したいサプライヤーと、本来の価値よりも高い値段での取引契約書を結び、取引後、サプライヤーから調達部門担当者にキックバックが渡される、というものです。通常は、会社ごとに、なんらかの承認・牽制プロセスといった内部統制が整備されているため、この不正取引を可能にするには、社内の複数の者による共謀が必要となります。1回あたりの不正受領額を多くするために、取引金額が大きくなる傾向にある製造関連の資材が対象であれば、製造部門の要請を満たす必要が生じるため、製造部門担当者も不正共謀相手として巻き込まなければなりません。

よくあるケースとしては、複数のサプライヤーからの相見積もりを得て調達先を選定している体裁をとってはいるものの、相見積もり先が全て調達部門担当者の親族会社である場合です。この場合、既存品ならば、既存品を納入していたサプライヤーを相見積もり先からはずす合理的な理由を製造部門に示す必要があります。また新規品の場合も同様に、製造部門は、一定のサプライヤーの名前を想定しているため、そういったハードルをクリアして不正を達成するには製造部門担当者もなんらかの形で不正に関与している疑いが強くなります。支払処理をする経理部門についても、従来よりも明らかに金額が大きくなっている取引先の発生等については、勤づく担当者がいても不思議ではないため(そのための内部統制でもあります)、ここでもハードルをクリアする必要があります。

なお、販売プロセスにおける不正も、エッセンスとしては調達プロセスでの不正と同様で、営業部長等が顧客と共謀して、本来の価値よりも低い値段で販売契約を締結し、顧客からキックバックを得る、というものとなります。

利益相反不正の発覚

このように、サプライチェーンにおける利益相反不正は、複数担当者・複数部署が関わっている場合が多くあり、かつ、社内での手続きそのものは一見規程に則っているため、通常は発覚しづらい傾向にあります。そのため、正義感のある従業員や、不正を行っているグループ・派閥から冷遇されている従業員等による内部告発があって初めて不正が認識される

※10 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/economic-crime-survey2301.html>

ことがほとんどだと思われます。ただ、内部告発が誰かをおとしめるための虚偽であることや、情報が不正確であったりする場合もあるため、通報を受けた現地法人マネジメントや本社は慎重に対応する必要があります。

内部通報への対応・留意点

内部通報への対応は、内部通報者との緊密なやり取りや、その後の社内調査による証拠の発見状況、会社の所在地での状況等、さまざまな要素が関係してきます。ただ、最終的には、本社を含めた会社のマネジメントが何に重きを置くのか、ということが具体的な対応の意思決定で重要になります。

通報者は不正実行者からの報復を恐れて、通常匿名で行われ、その後も自身の身元開示や情報のやり取り、通報自体が他の従業員に知られることを極度に恐れることが多いです。一方、ベトナム語がメインでの通報となるため、通報者との正確な情報のやり取りにどのベトナム人スタッフが信頼できるのかといった点も含めた慎重な対応が必要となります。

通報を受けて調査が実行できた場合でも、不正実行者たちは自身の携帯電話でSNSチャットアプリ等を使って不正取引の情報をやり取りしているため、社内サーバーのメール履歴などからは不正実行の事実を明白に示す証拠が出てこないこともあります。他方、不正実行グループの人数が多くなればなるほど、慎重さを欠く実行者も存在する可能性も上がるため、証拠を発見する確率を上げるために調査範囲や対象者をどこまで広げるかも検討事項となります。どこまでの証拠であれば不正実行者と直接対話するか、懲戒解雇等、厳しい対応をとるべく労働組合も納得させることができるのかといったことを検討するために、証拠収集が必要となります。

直接的に不正実行を示す証拠が出なくとも、本当に潔白でなければ、何かしら疑わしいことが状況証拠的に示されていたり、マネジメントが疑わしい取引を知ることによって、不正実行者は、今後不正による実利を享受できなくなってきます。その場合、当該会社に所属しても意味がないと考えたり、疑われていることに嫌気がさして、自主退職を決めるケースも出てきます。これは転職先が多くある都市部や、自身のレピュテーション的にも転職にあまり困らない地域では当ては

まります。他方、その会社が地域に根差した外資系企業であり、その会社に所属して、それなりの立場にいることに意味があるケースでは、絶対に非を認めず自主退職に応じないケースもあります。そうした場合、通報してくれた従業員のみならず、他の従業員（多くのケースで他の従業員も知ることとなります）もじっと会社の対応を注視している中で、会社のマネジメントへの失望を防ぐためにどう対応していくべきか、ということを慎重に検討する必要があります。

通報を受けての調査は、当然に時間とコストがかかるため、会社のマネジメントによっては、「調査を行った」というパフォーマンスだけで済ますところもあれば、企業倫理・社是として悪しきは罰する、という徹底的な対応をとるところまでさまざまです。従業員もそのあたりを冷静に観察しているため、時間・費用・社内でのモラルや期待度等を総合的に勘案して判断することになります。

3 おわりに

PwC ジャパンデスクの関与度合いが特に大きくなるものが、税務調査と不正調査対応のため、今回この2つのトピックについてジャパンデスクでの経験事項をお伝えしました。

税務調査も不正調査対応も、日本人マネジメントが積極関与する事項であることに加え、いずれも「相手」がある事項であるため、相手の反応・要求等を適時・正確に把握し、限られた時間の中での意思決定が求められます。また、税務では法令上の解釈等が不明確であったり、価値の証明等が難しいなど議論があり、専門用語および専門的な税務上の考え方を理解する必要が生じます。不正調査では、通報内容の正確な把握、人物相関図、発見された証拠、それらを条件とした労働法に則った対応の検討等が必要になりますが、非常にセンシティブな内容であるため、よりいっそう事態の正確な把握が求められます。

ベトナムを含め海外での事業は「アウェー」での活動であり、日本での「普通」とベトナムでの「普通」が時に大きく異なるため、情報の正確な把握とともに、現地での「普通」や「塩梅」の感覚についても、適宜ご相談頂ければ幸いです。

今井 慎平 (いまい しんぺい)

PwC Tax and Advisory Vietnam ジャパンビジネスサービス ディレクター

大手監査法人およびアドバイザリーファームで、各種会計監査、US-SOX導入サポート、特殊法人等の民営化アドバイザリー、財務デューデリジェンス、企業価値評価等のプロジェクトに従事後、総合商社ロンドン法人を経て、大手税理士法人で移転価格業務に従事。2013年にベトナム赴任。日本国公認会計士。
メールアドレス：shimpei.imai@pwc.com

**小暮 寛之** (こくれ ひろゆき)

PwC Vietnam ジャパンビジネスサービス シニアマネージャー

2010年に入所し、日本国内の上場企業や海外上場企業の日本子会社等に対する財務諸表監査・内部統制監査に従事。2020年12月よりPwC Vietnam ハノイ事務所に赴任し、ジャパンデスクの一員として日系企業の課題、懸念事項の解決に対応している。日本国公認会計士。
メールアドレス：kogure.hiroyuki@pwc.com

**塚本 裕之** (つかもと ひろゆき)

PwC Vietnam ジャパンビジネスサービス マネージャー

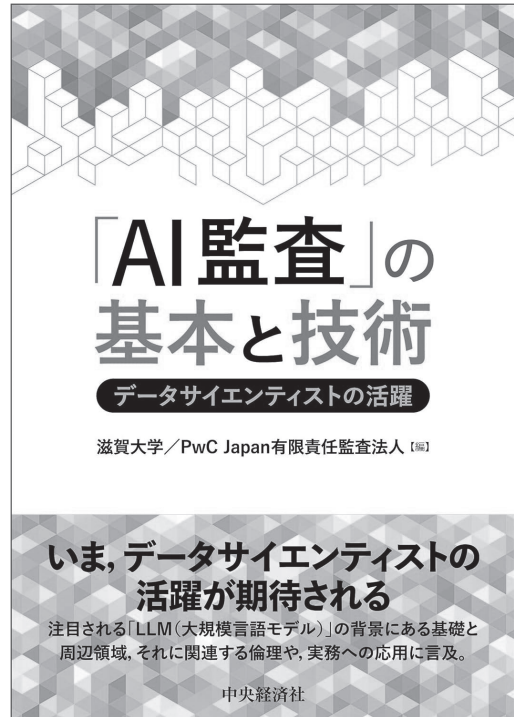
2015年に入所し、初年度監査クライアントおよびIFRS財務諸表/PCAOB規制下の監査クライアントなど多岐にわたる監査業務に従事。2023年7月よりPwC Vietnam ホーチミン事務所に赴任し、ジャパンデスクの一員として活動。日本国公認会計士。
メールアドレス：tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



「AI監査」の基本と技術 データサイエンティストの活躍

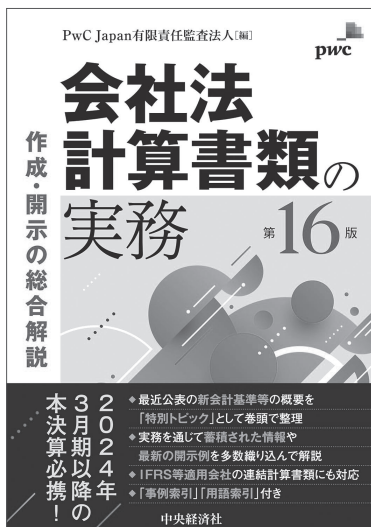
PwC Japan有限責任監査法人は、日本で初めてデータサイエンス学部を立ち上げた滋賀大学と7年以上にわたりAI監査についての共同研究を行ってきました。その成果の一端をまとめた本書は、財務諸表監査で使えるデータサイエンスの知見を解説しています。財務諸表監査の一連のフローのなかにデータサイエンスの知見を配置し、この領域に初めて触れる方にもわかりやすいように1つのストーリーにまとめました。PwC's Viewに連載された不正会計検出や監査業務へのAIの応用に関する滋賀大学教員の論稿や、大規模言語モデルの背景にある基礎と周辺領域、それに関連する倫理や実務への応用についても取り上げています。

未来の会計や監査のあり方を考える上で、データサイエンスやテクノロジーの理解は極めて重要です。会計や監査・保証業務に関心のある方々には、その未来を考える一助として、また、データサイエンスやAIに関心のある方々には、技術の応用領域としての監査などに関心をもつ入口として、本書は役立つはずです。さらに、昨今では「AIガバナンス」や「AIに対する監査や保証」の研究も注目されています。本書で説明されている伝統的な財務諸表監査の考え方が、こうした最先端の研究の基礎や、今後の議論の原点となることが期待されます。



滋賀大学/PwC Japan有限責任監査法人 編
A5判 200ページ
2,860円(税込)
2024年1月発行
中央経済社

会社法計算書類の実務 第16版 作成・開示の総合解説



PwC Japan有限責任監査法人・PwC税理士法人 編
A5判 792ページ
6,490円(税込)
2024年2月発行
中央経済社




























ソフトウェア開発の会計・ 税務・リスクマネジメント



PwC Japan有限責任監査法人・PwC税理士法人 編
A5判 419ページ
5,500円(税込)
2023年12月発行
中央経済社

海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界151カ国、36万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介します。

	担当国・地域	写真	担当者名	電話番号	メールアドレス
アジア太平洋	中国統括		高橋 忠利 Tadatashi Takahashi	+86-139-0198-9251	toshi.t.takahashi@cn.pwc.com
	中国（金融）		柴 良充 Yoshimitsu Shiba	+852-9045-8388	yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com
	中国（華南・香港特別行政区・マカオ特別行政区）		吉田 将文 Masafumi Yoshida	+86-150-0027-0756 +852-9537-9560	masafumi.g.yoshida@hk.pwc.com
	中国（華中）		吉川 正大 Masahiro Yoshikawa	+86-150-2686-7130	masahiro.m.yoshikawa@cn.pwc.com
	中国（華北）		山崎 学 Manabu Yamazaki	+86-151-2114-6550	manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com
	台湾		奥田 健士 Kenji Okuda	+886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
	韓国		原山 道崇 Michitaka Harayama	+82-10-6404-5245	michitaka.h.harayama@pwc.com
	シンガポール・ミャンマー		佐藤 優樹 Yuki Sato	+65-9827-9574	yuki.y.sato@pwc.com
	マレーシア		杉山 雄一 Yuichi Sugiyama	+60-3-2173-1191	yuichi.sugiyama@pwc.com
	タイ・カンボジア・ラオス		魚住 篤志 Atsushi Uozumi	+66-2-844-1157	atsushi.uozumi@pwc.com
	ベトナム		今井 慎平 Shimpei Imai	+84-90-175-5377	shimpei.imai@pwc.com
	インドネシア		菅原 竜二 Ryuji Sugawara	+62-21-5212901	ryuji.sugawara@pwc.com
	フィリピン		東城 健太郎 Kentaro Tojo	+63-2-8459-2065	kentaro.tojo@pwc.com
	オーストラリア・ニュージーランド		諏訪 航 Wataru Suwa	+61-418-854-962	wataru.a.suwa@au.pwc.com
インド・バングラデシュ・ネパール		岩嶋 泰三 Taizo Iwashima	+91-85270-50662	taizo.t.iwashima@pwc.com	
欧州・アフリカ	英国		宮嶋 大輔 Daisuke Miyajima	+44-7483-923-581	daisuke.x.miyajima@pwc.com
	フランス		猪又 和奈 Kazuna Inomata	+33-1-5657-4140	kazuna.inomata@avocats.pwc.com
	ドイツ		藤村 伊津 Itsu Fujimura	+49-211-981-7270	itsu.x.fujimura-hendel@pwc.com
	オランダ		新井 赫 Akira Arai	+31-61-890-9968	akira.a.arai@pwc.com
	イタリア		前田 裕 Yu Maeda	+39-346-507-3014	yu.maeda@pwc.com
	ルクセンブルク		又木 直人 Naoto Mataka	+352-621-333-735	naoto.m.mataka@pwc.com
	スイス		藤野 仁美 Hitomi Fujino	+41-79-693-3109	hitomi.f.fujino@pwc.ch
	ベルギー		横山 嘉伸 Yoshinobu Yokoyama	+32-473-910230	yoshinobu.yokoyama@pwc.com
	チェコ・スロバキア・ハンガリー・ポーランド・ウクライナ		山崎 俊幸 Toshiyuki Yamasaki	+420-733-611-628	toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com
米州	カナダ		北村 朝子 Asako Kitamura	+1-604-806-7101	asako.kitamura-redman@pwc.com
	米国		椎野 泰輔 Taisuke Shiino	+1-347-326-1264	taisuke.shiino@pwc.com
	メキシコ		加藤 幸博 Yukihiro Kato	+52-55-5263-6000	yukihiro.k.kato@pwc.com

(2024年3月1日現在)

日本企業の海外事業支援の詳細はWebをご覧ください。
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/globalization.html>





The New Equation

変わりゆく世界で成功し続けるために

The New Equation は、PwC の成長戦略です。
多岐にわたる分野の多様なプロフェッショナルがスクラムを組み、
「人」ならではの発想力や経験と「テクノロジー」によるイノベーションを融合しながら、
ゆるぎない成果を実現し、信頼を構築します。

It all adds up to The New Equation.

PwC Japan グループ | PwC Japan 有限責任監査法人 PwC コンサルティング合同会社
PwC アドバイザリー合同会社 PwC 税理士法人 PwC 弁護士法人

本誌に関するご意見・ご要望ならびに送付先変更などのご連絡は、下記までお願いいたします。
jp_llc_pwcs-view@pwc.com

PwC Japan 有限責任監査法人
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
Tel: 03-6212-6800 Fax: 03-6212-6801

PwC Japan グループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwC Japan 有限責任監査法人、PwC コンサルティング合同会社、PwC アドバイザリー合同会社、PwC 税理士法人、PwC 弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.
PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Japan LLC, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.